

民間セクター開発 「貿易・投資促進」

課題別指針

国際協力機構 産業開発・公共政策部
産業・貿易第一課

2013/09

序文

民間セクター開発とは、民間企業の活力を活かした経済発展のための取り組みである。民間セクターの成長は、経済成長の源泉となり、人々の雇用機会の拡大、貧困の削減に寄与することが期待される。JICAの民間セクター開発の課題別指針の策定にあたっては、①近年進展するグローバル市場にて国際的な生産・商取引が活発化する中で、開発途上国の民間セクターが如何にグローバル化のメリットを獲得するかを扱う「貿易・投資促進」、②開発途上国の経済に大きな位置を占めており、持続的で力強い経済・産業振興、貧困削減に重要な役割を果たす中小企業を如何に促進するかを扱う「中小企業振興」に焦点を当てて作成している。

多くの開発途上国では、持続的な経済成長、貧困削減のため、富の創出・源泉となる民間セクター開発の支援ニーズが拡大している。中でも、近年の経済のグローバル化に伴い、貿易・投資の促進は、企業にとって市場の拡大や新たな資本・技術の導入といった正の効果をもたらす一方、競争力を有しない産業・企業は淘汰が進むというインパクトも生じさせ、グローバル化によるチャンスの獲得とリスクの削減が開発途上国の民間セクター開発にとって重要な開発課題となっている。このような状況の中、各国の経済産業の重要な構成要素であり、産業競争力の強化と共に雇用の創出・貧困削減に大きな役割を果たす中小企業の振興も本分野の重要な開発課題である。このように、本分野の支援においては、貿易・投資促進と中小企業の振興の両者が平仄を取って実施されることが肝要である。

貿易・投資の促進、中小企業の振興にあたっては、各々に必要な各種政策・施策と共に、民間企業が公正・自由なビジネスを行うための前提となる事業環境の整備も重要である。前者は貿易投資の阻害要因の削減と産業の貿易投資活動への支援策、及び企業間のリンケージや企業の競争力を高めるための各種施策である。後者は政治・マクロ経済の安定に加え、経済社会の運営に関連する政策、法制度、インフラ整備、教育・人材育成など広範で複合的な項目が存在する。「貿易・投資促進」、「中小企業振興」の両課題別指針においては、前者の直接的な政策・施策に加え、後者の経済活動に影響を与える広範な事項については、それぞれの分野を支援する観点から特に関連の強い項目についてとりあげ、議論している。民間セクター開発の支援の検討にあたっては、両課題別指針を活用するとともに、必要に応じて関連する他の課題別指針も参照ありたい。

本課題別指針では、貿易・投資促進に関する最近の概況や援助動向、支援アプローチ等について整理した。2003年の前回の指針から、開発途上国及び我が国ODAを取り巻く状況も変化しており、アフリカに対する当該分野のニーズの高まり、開発途上国の経済・産業発展における我が国企業を含めた民間との連携についても近年重視されており、かかる諸点も書き加えている。本課題別指針はJICA事業による協力の方向性や留意点を示しており、活用方法としては以下を想定している。

- ・ JICAにおいて国別の協力を分析・検討する際の基礎資料とする
- ・ プロジェクト形成調査や案件・プログラム策定の際の基礎資料とする
- ・ JICA 役職員や調査団員、専門家等が相手国や他ドナーとの協議の場において、JICA の課題に対する考え方を説明する際の資料とする
- ・ 分野課題データベースに格納し、課題に対する考え方やアプローチをJICA 内で共有する。

更に、JICA ナレッジサイト等を通じて外部に公開することにより、広く一般の方々にもこれら JICA の貿易・投資促進に関する基本的な考え方を知っていただくために活用されることを想定している。

平成 25 年●月

独立行政法人 国際協力機構
産業開発・公共政策部
民間セクターグループ長
村上裕道

● 「貿易・投資促進」課題別指針の開発戦略目標

開発戦略目標 1：ビジネス環境整備

中間目標 1-1：関連政策・制度整備

中間目標 1-2：インフラ整備

開発戦略目標 2：貿易促進のための体制整備

中間目標 2-1：貿易阻害要因の削減

中間目標 2-2：国際競争力強化

開発戦略目標 3：投資促進のための体制整備

中間目標 3-1：投資政策・制度の改善

中間目標 3-2：投資促進機能の強化

● 「中小企業振興」課題別指針の開発戦略目標

開発戦略目標 1：中小企業振興のための政策制度・体制の整備

中間目標 1-1：中小企業関連政策・法制度の整備

中間目標 1-2：政策実施体制の確立

開発戦略目標 2：企業競争力の向上

中間目標 2-1：企業・関係機関間の連携促進

中間目標 2-2：経営・技術能力の強化

中間目標 2-3：資金アクセスの向上

中間目標 2-4：ビジネス・技術人材の育成

序文	1
略語集	6
開発課題体系全体図	9
要約	10
第1章 開発と貿易・投資	15
1-1 貿易・投資の現状	15
1-1-1 世界の貿易・投資	15
1-1-2 開発途上国の貿易・投資	19
1-1-3 我が国の貿易・投資	19
1-2 貿易・投資の定義	21
1-2-1 貿易	21
1-2-2 投資	22
1-2-3 開発途上国における貿易・投資促進の意義	22
1-3 貿易・投資促進分野における国際的な援助の潮流	23
1-3-1 貿易・投資促進分野の支援における国際的動向	23
1-3-2 他ドナーの支援動向	24
1-4 貿易・投資促進分野の支援に関連する我が国の方針	28
1-4-1 政府開発援助大綱（ODA 大綱）	28
1-4-2 政府開発援助に関する中期政策	28
1-4-3 我が国経済成長に資する海外市場との連携	29
1-4-4 国内関係機関との連携	29
第2章 貿易・投資促進分野における課題と支援アプローチ	32
2-1 貿易・投資促進分野の支援領域	32
2-2 貿易・投資促進分野における課題と支援アプローチ	34
2-2-1 開発戦略目標1 「ビジネス環境整備」	35
2-2-2 開発戦略目標2 「貿易促進のための体制整備」	54
2-2-3 開発戦略目標3 「投資促進のための体制整備」	65
第3章 貿易・投資促進分野における JICA の協力の方向性	80
3-1 基本的考え方	80
3-2 地域別留意点	81
3-3 今後の検討課題	84
3-3-1 日本及びアジアの経験を活用した支援の展開	84
3-3-2 民間連携の推進	84
3-3-3 日本企業の海外進出支援エラー！ブックマークが定義されていません。	
付録1. 貿易・投資促進分野における JICA の協力実績	i
開発戦略目標1 ビジネス環境整備	i

開発戦略目標 2 貿易促進のための体制整備.....	vi
開発戦略目標 3 投資促進のための体制整備.....	ix
付録 2. 貿易・投資促進分野における JICA の協力事例	xi
付録 3. 執務参考用資料.....	xviii

略語集

略語	英文名称	和文名称
AFT	Aid for Trade	貿易のための援助
AJCEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership	日アセアン包括的経済連携
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
BMZ	Federal Ministry for Economic Cooperation and Development of Germany	ドイツ連邦経済協力開発省
BOP	Base (或いは Bottom) of the Pyramid	開発途上国の貧困層
CB	Certification Body	認証機関
CLMV	Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム
CTBI	Cross Border Transport Infrastructure	クロスボーダー交通インフラ
DANIDA	Danish International Development Agency	デンマーク国際開発庁
DFID	Department of International Development	英国国際開発省
DPL	Development Policy Lending	開発政策借款
DPTP	Department of Production and Trade Promotion	商工業省貿易促進局
EIA	Economic Integration Agreement	経済統合協定
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EPZ	Export Processing Zone	輸出加工区
EU	European Union	欧州連合
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
FPI	Foreign Portfolio Investment	外国間接投資
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービスの貿易に関する一般協定。 WTO 協定の一部
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定 WTO 協定の一部
GIZ	German Agency for International Cooperation	ドイツ国際協力公社

GRIPS	National Graduate Institute for Policy Studies	政策研究大学院大学
HIDA	The Overseas Human Resources and Industry Development Association	海外産業人材育成協会
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development	国際復興開発銀行
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IDA	International Development Association	国際開発協会
IEC	International Electrotechnical Commission	国際電気標準会議
IECEE	IEC System for Conformity Testing to Standards for Safety of Electrical Equipment	電気機器安全規格適合支援制度
IFC	International Financial Corporation	国際金融公社
IJEPA	Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement	日インドネシア経済連携協定
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
IPA	Investment Promotion Agency	投資促進機関
IPDL	Industrial Property Digital Library	外部公開用電子図書館
ITU	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JET	Japan Electrical Safety & Environment Technology Laboratories	電気安全環境研究所
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JQA	Japan Quality Assurance Organization	日本品質保証機構
LDC	Less Developed Countries	後進発展途上国
M&A	Mergers and Acquisitions	合併・買収
M/P	Master Plan	全体計画
MDGs	Millennium Development Goals	国連ミレニアム開発目標
MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency	多国間投資保証機関
MRA	Mutual Recognition Agreement	二国間の相互認証協定

NAFED	National Agency For Export Development	インドネシア輸出振興庁
NAMA	Non-Agricultural Market Access	非農産品市場アクセス
NCB	National Certification Body	国内認証機関
NGO	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NIES	Newly Industrializing Economies	新興工業経済地域
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OJT	On the Job Training	職場内訓練
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
PFI	Policy Framework for Investment	投資のための政策枠組み
PPP	Public-Private Partnership	官民パートナーシップ
<small>アールセツブ</small> RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership	東アジア地域包括的経済連携
TBT 協定	Agreement on Technical Barriers to Trade	WTO の貿易の技術的障害に関する協定 WTO 協定の一部
TPP	Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement	環太平洋戦略的経済連携協定
TRIPs	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 WTO 協定の一部
TRIMs	Agreement on Trade-Related Investment Measures	貿易に関連する投資措置に関する協定 WTO 協定の一部
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合貿易開発会議
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国際連合工業開発機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WCO	World Customs Organization	世界税関機構
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

開発課題体系全体図¹

開発戦略目標		中間目標	サブ目標	協力メニュー	実績	展望
1	ビジネス環境整備	関連政策・制度整備	産業振興政策・マスタープラン（M/P）の策定	政策アドバイス（政策対話、政策アドバイザー） マスタープラン（M/P）、政策策定・実施支援	〇〇	〇〇
			産業基盤制度の整備	モノ・サービス等の円滑・健全な取引・流通を確保する知的財産制度、基準認証制度（計量標準、認証制度、標準化等） （基礎となる法整備、人材や資金の円滑な確保を促す産業人材育成、金融制度についての詳細は他指針・ペーパーを参照）	〇	〇〇
		インフラ整備	経済インフラの整備	運輸交通、電力及び送配電、通信、クロスボーダー交通等 ⇒ 詳細は他指針・ペーパーを参照	〇〇〇	〇〇〇
			経済特区・工業団地の整備	経済特区、工業団地	〇	〇〇
2	貿易促進のための体制整備	貿易阻害要因の削減	関税・非関税障壁の削減	貿易政策・制度の策定、貿易政策・制度の履行能力向上	〇	〇
			貿易手続円滑化	貿易許可手続の合理化、税関手続の効率化、シングル・ウィンドウの導入、ワンストップボーダーポスト	〇〇	〇〇
		国際競争力強化	海外市場へのアクセス向上	貿易実務・マーケティング能力向上 貿易促進機関の能力向上	〇〇	〇〇
			企業の経営・生産能力強化	品質・生産性向上 国際的な食品安全基準への適合、包装技術等 ⇒ 詳細は他指針・ペーパーを参照	〇〇〇	〇〇〇
3	投資促進のための体制整備	投資政策・制度の整備	投資促進政策の策定・実施	投資ダイアログ、投資促進政策・施策への助言、投資環境調査、開発政策借款	〇	〇〇
			投資手続の簡素化	投資手続き改善、ワンストップサービス	〇	〇〇
		投資促進機能の強化	投資促進能力・体制の強化	投資促進機関の設立、機能強化（投資ミッションの派遣、投資セミナー開催、投資ハンドブックの作成、ジャパンデスクの設置等）	〇〇	〇〇〇

¹ 「実績」は過去に実施された関連案件数を目安に判断（〇が多い程多い）。「展望」は近年の各国からの要請や案件の傾向、協力効果に関する産業・貿易課の見解等を基に判断（〇が多い程増加が見込まれる）。

要約

第 1 章 開発と貿易・投資	
1-1 貿易・投資の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次世界大戦後の過去 60 年間に世界貿易は一貫して拡大。国際的な商取引のみならず、国境を越えた企業活動が活発化し世界の直接投資は、海外 M&A や多国籍企業の海外進出により過去 50 年間に急速に拡大。 ・貿易・投資の拡大の背景には、第二次世界大戦後、8 度にわたる多角的交渉（ラウンド）を通じ、貿易投資にかかるルール整備や関税引き下げ交渉がある。他方、近年は経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）や自由貿易協定（Free Trade Agreement : FTA）が加速し、200 を超える EPA/FTA が世界に存在。また、EU、NAFTA、メルコスール、AFTA 等地域経済統合が進展。 ・開発途上国が世界貿易総額（輸出額と輸入額の合計）に占める割合は 2000 年以降一貫して増加。また、開発途上国への直接投資も拡大し、2011 年は全世界の直接投資の約半分が新興・開発途上国向け。 ・日本の貿易総額（輸出額と輸入額の合計）は、約 30 年前と比べると 2.1 倍、また約 40 年前と比べると 8.8 倍以上に増加。2011 年の日本の海外直接投資は過去最高を記録した 2008 年に次ぐ歴代 2 位。開発途上国を含めた各国との経済連携協定の締結促進による貿易の拡大、企業の海外展開支援を重視し、我が国は二国間・地域経済連携に向けて積極的に取り組んでいる。
1-2 貿易・投資の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「貿易」とは国境を超える財・サービスの商取引全般と定義。 ・「投資（海外投資）」とは、利益を得る目的で行われる国際的な資本移動であり、新たな拠点・法人の設立や投資先企業の経営参加を目的に行われる「海外直接投資」と信用・株式市場において利子、配当、キャピタル・ゲインといった投資資金の回収が目的で行われる「海外間接投資、または証券投資」に分けられるが、本課題別指針では主に前者を扱う。
1-3 貿易・投資促進分野における国際的な援助の潮流	<ul style="list-style-type: none"> ・国連ミレニアム開発目標の一つとして「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」が掲げられ、貿易における「後発開発途上国の特別なニーズに取り組む」ため、後発開発途上国からの輸入品への関税無税化が国際的に取り組まれている。 ・国連が IMF、世界銀行、WTO と共催したモンテレイ国連開発資金国際会議（2002 年 3 月）においても、貿易・投資促進分

	<p>野における支援の重要性が広く認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO、OECD 等国際機関が中心となって「貿易のための援助イニシアティブ」や「投資のための政策枠組み」といった国際的な枠組みが形成。
1-4 貿易・投資促進分野の支援に関連する我が国の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「政府開発援助大綱（ODA 大綱）」において貿易・投資分野の協力は途上国の持続的な開発に重要と認識。「政府開発援助に関する中期政策」においても、重点課題として「持続的成長」が掲げられ、その中で貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進することの重要性に言及。
第2章 貿易・投資促進分野における課題と支援アプローチ	
2-1 貿易・投資促進分野の支援領域	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の急激な経済のグローバル化の潮流の中、多くの開発途上国はこのグローバル化の流れに乗ることなく経済成長を果たすことは困難であり、グローバル化による恩恵を享受しつつ、そのデメリットを回避していくことが重要。 ・開発途上国における貿易・投資促進のためには、政府が主体的に取り組むべき課題と民間セクターが主体的に取り組むべき課題がある。政府機関等公的機関が主体的に取り組むべき課題を主な領域としつつ、これら機関に加え、必要に応じ民間セクター、学識者等幅広い層も直接・間接の支援の対象に含めることで効率的な支援に努める。 ・開発課題としては貿易・投資それぞれに密接な関係のある「ビジネス環境整備」と、両分野に特化した「貿易促進のための体制整備」「投資促進のための体制整備」の3つの領域に整理する。
2-2 貿易・投資促進分野における課題と支援アプローチ	<p><u>(1) 開発戦略目標1 「ビジネス環境整備」</u></p> <p>開発途上国が自由貿易や外国直接投資の受け入れによる利益を享受するための前提として、貿易・投資活動の主体となる民間企業が、公正・自由なビジネス活動を行うためのビジネス環境が整備されていることが大前提となる。「ビジネス環境」とは、ビジネス活動に影響を及ぼす政策、法律、制度、規制など広範囲で複合的な項目により構成されるが、本課題別指針では貿易・投資を促進するために特に重要であり、JICA 支援の実績がある「関連政策・制度整備」と「インフラ整備」に焦点を当てる。</p> <p>中間目標 1-1 関連政策・制度整備</p> <p>サブ目標 1-1-1 産業振興政策・マスタープラン（M/P）の策定</p>

	<p>サブ目標 1-1-2 産業基盤制度の整備 中間目標 1-2 インフラ整備 サブ目標 1-2-1 経済インフラの整備 サブ目標 1-2-2 経済特区・工業団地の整備</p> <p><u>(2) 開発戦略目標2 「貿易促進のための体制整備」</u></p> <p>自由貿易体制下で自国の利益を享受するために必要な貿易政策・制度整備や国境上における貿易手続業務の円滑化と、企業の国際競争力を強化するため、海外市場にアクセスするための能力向上や、企業自体の経営・生産能力強化を促すための協力を行う。</p> <p>中間目標 2-1 貿易の阻害要因の削減 サブ目標 2-1-1 関税・非関税障壁の削減 サブ目標 2-1-2 貿易手続円滑化 中間目標 2-2 国際競争力強化 サブ目標 2-2-1 海外市場へのアクセス向上 サブ目標 2-2-2 企業の経営・生産能力強化</p> <p><u>(3) 開発戦略目標3 「投資促進のための体制整備」</u></p> <p>本課題別指針で扱う投資促進は主に海外直接投資であり、外国の資本・技術の導入による雇用創出、地場産業の振興、更には貿易拡大や経済発展を図ることを主たる目的としている。開発戦略目標3では、こうした海外直接投資を促進するために必要な政策・制度の整備や行政の投資促進能力の強化を取り扱う。</p> <p>企業が海外直接投資を行う主な動機は、①現地市場での販売（市場追及動機）、②低コスト生産の実現（生産効率追求動機）、③天然資源の獲得（資源追求動機）などが挙げられ、そういった動機が満たされる市場に対して企業は海外投資を行う。また、投資促進のためには、開発戦略目標1で述べた通り、民間企業が公正・自由なビジネス活動を行うためのビジネス環境の整備が進められることが大前提であり、その上でさらに外国企業の投資を後押しするための投資政策・制度の策定や行政の投資促進機能の強化を補完的に支援することが有効である。</p> <p>中間目標 3-1 投資政策・制度の整備 サブ目標 3-1-1 投資促進政策の策定・実施 サブ目標 3-1-2 投資手続の簡素化</p>
--	--

	<p>中間目標 3-2 行政の投資促進機能の強化 サブ目標 3-2-1 行政の投資促進能力・体制の強化</p> <p>本文では上記のサブ目標について「支援アプローチ」とこれまでの JICA による事業経験を踏まえた「事業実施上の留意事項」を記載。例えば産業振興政策・マスタープランについては、そのアプローチに位置付けられる「産業政策・政策対話」が機能するためには、開発途上国のトップレベルのコミットメントの必要性、テーマが当該国の直面する時勢に沿ったものであること等が必要といった留意事項を記載し、案件形成・事業デザイン上の参考としている。</p>
<p>第3章 貿易・投資促進分野における JICA の協力の方向性</p>	
<p>3-1 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA のビジョンである「すべての人が恩恵を受けるダイナミックな開発 (Inclusive and Dynamic Development)」に向け経済のグローバル化・ダイナミックな変化の中で得られる恩恵を開発途上国が広く享受し、一方で貿易・投資促進のもたらす負のインパクトが最小限となるよう支援する。 ・ 日本の産業・貿易立国としての視点や経験を積極的に活用し、各国が WTO や FTA/EPA といった国際的な貿易・投資の枠組みの中で健全に発展していくように支援する ・ 貿易・投資の活動主体は民間企業であり、JICA は、民間企業が健全かつ円滑に貿易・投資活動を行えるような、事業環境、政策・制度の整備を支援するとともに、途上国国内の民間企業の国際競争力を強化する支援体制の構築を支援する。 ・ 協力にあたっては我が国と各国との互恵的な貿易・投資関係の構築が重要であり、これに貢献する点にも留意する。
<p>3-2 地域別留意点</p>	<p>(1) アジア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN 統合による域内貿易・投資の増加の中で、日本と同地域の経済関係の深化のため、EPA の促進・発展のための通商と連携した協力、知財や相互認証の強化等の事項を重視。後発 ASEAN 諸国においては、ASEAN 統合による経済格差が拡大しないよう留意する。南アジア地域では事業拡大を実施及び検討している日本企業が増加しており、そうした動きを後押しし、日本企業と支援国双方の利益に資する支援を行う。 <p>(2) 中南米</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本と経済的に繋がり深い国に対して重点的に支援を行

	<p>い、相手国と日本の双方にメリットのある協力を行う。</p> <p>(3) アフリカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資ポテンシャルのある国を中心に、日本企業を含めた外国企業が投資を円滑・活発に行い得るようなビジネス環境の整備、投資促進機能の強化、外国企業のパートナーとなりうる現地企業の競争力強化等に取り組む。また、地域統合によるマーケットの拡大の観点から地域経済共同体（RECs）の枠組みが有効に機能するための支援を重要視する。 <p>(4) 中東</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の失業問題という課題を念頭に、投資の促進・貿易の拡大への支援をとおり、雇用吸収力が高い産業育成の支援を焦点を絞って行う。
<p>3-3 今後の検討課題</p>	<p>(1) 日本及びアジアの経験を活用した支援の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本及び日本がこれまでアジア地域において実施してきた貿易・投資促進支援の成果をアフリカ等の他地域で応用・展開していく支援の需要が増加することが想定される。 <p>実際アフリカ等ではアジアにおける成功した経験・教訓のみならず、過去の失敗や現在直面している課題への対応のあり方についても知見が求められており、このような協力を推進していくため、第三国リソースとのネットワーク構築と協働事業が必要とされる。</p> <p>(2) 民間連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA は開発協力のパートナーとしての民間企業との連携を強化することが必要不可欠との観点から、今後とも事業における企業等との協働・連携に引き続き取り組む。 <p>(3) 日本企業の海外進出支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日系メーカーの進出を後押しするのみならず、現地企業が進出メーカーと共に発展する互恵的な協力が重視される。これら協力がグローバルバリューチェーンを形成し、産業構造の高度化を進める取り組みとなることも期待される。

1-1 貿易・投資の現状

1-1-1 世界の貿易・投資

第二次世界大戦後の過去60年間に、世界経済は原料や工業製品をはじめとする財やサービスの国境を越えた取引や多国籍企業による国境を越えた事業展開の進展、更には株式などの金融商品の売買により国際的なつながりを強めつつある。

その間、世界貿易は一貫して拡大を続けており、2008年の世界経済危機の影響により、一旦は大きく落ち込んだものの、その後、2010年の急速な世界経済の立ち直りを背景に貿易数量が伸び、2011年には前年比19.1%増の18兆ドル（商品貿易、名目輸出ベース）と再び過去最高を記録している²。また、国際的な商取引のみならず、国境を越えた企業活動が活発化しており、世界の直接投資は、海外M&Aや多国籍企業の海外進出により過去50年間に急速に拡大した。世界の直接投資額は、1962年の年間240億ドルから1980年には1100億ドル、1990年には3500億ドル、2000年には1.4兆ドルと拡大し、2007年には過去最高の2兆ドルを記録している。その後、世界的な経済・金融危機の影響により2年連続で減少したが、2010年以降徐々に回復し、2011年は前年比16%増の1.5兆ドルとなっている³。

これら、貿易・投資の拡大には、第二次世界大戦後、多角的貿易自由化への取組みが強化されてきた背景がある。1947年には、関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）が締結され、8度にわたる多角的交渉（ラウンド）を通じ、貿易投資にかかるルール整備や関税引き下げ交渉が進められてきた。そして、1995年には、GATTを発展的に解消する形で、国際貿易ルールの策定や保護主義の排除のための監視、更に紛争の仲裁の仕組みなどを整備・機能させるための国際機関であるWTOが設立され、引き続き多角的な貿易自由化交渉が進められている。WTO加盟国（159か国・地域、2013年3月現在）の増加に伴い、開発途上国の占める割合も拡大しており、多様な立場・価値観の調整が必要となっている。2001年11月に交渉が開始されたWTOドーハ・ラウンドは、「開発ラウンド」と称し、開発途上国への優遇を強化する方向で交渉が行われてきたが、中国、インド、ブラジルなど新興国に対する更なる自由化を求める米国等先進国とそれに反発する途上国の間で交渉が決裂し、交渉開始から10年以上経過した現在、目立

² IMF (2013) International Financial Statistics

³ UNCTAD (2012) World Investment Report

った進展がないまま停滞している。

貿易・投資の促進における、WTOの役割は各国において重視されているが、WTOの加盟国が多数となり、多角的貿易交渉の内容が多様化し、WTO交渉の行方が不透明になっていく一方、主要貿易国間において交渉相手を限定でき比較的短期間で交渉を締結できる経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）や自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）に向けた取り組みが加速している。1990年以前には世界に16件しかなかったFTAだが、2000年以降に毎年10件以上のFTAが新たに発効し続けており、現在では200を超えるEPA/FTAが世界に存在する。現在も多くのEPA/FTAが発効を待っており、今後更に増えることが予想されている。このような経済連携は主として同一地域内において2国間FTA/EPAとして締結されていたものが、近年においては、これらに加えて地域横断型のFTAと貿易規模の大きい国同士のFTAが増加傾向にあり、地域別では、FTAの発効は欧州と環太平洋地域に集中している。さらに、このような二国間の動きと並行して、地域経済統合の動きも定着しつつある。一向に進展を見ないWTOドーハ・ラウンドと並行して、多国間貿易のメリットを先取りする形で特定地域内の経済統合が進んでおり、1990年代以降に加速し、現在、EU、NAFTA、メルコスール、AFTAなどが形成されている。アジア太平洋地域では、我が国に関連して特に重要なものに環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Partnership: TPP）の拡大交渉の進展があり、これがまとめればアジア・太平洋地域に主要先進国も参加する一大自由貿易圏が誕生することとなる。

また、これら経済連携、地域経済統合は貿易コストの低減を背景に製造業の製品製造プロセスにおける分業化の深化、国際分業構造の細分化（fragmentation）をもたらしている。東アジア地域において過去30年の貿易における財別構成をみると、域内貿易において部品などの中間財のシェアが一貫して高まっており、貿易を通じて生産拠点間で必要な中間財の移動が行われている⁴。今後も地域によってEPA/FTAの増加を背景に多様な国の特性を生かした分業が図られ、それに伴う域内貿易の進展が考えられる。

【コラム】WTOドーハ・ラウンド

GATTを発展的に解消する形で設立したWTOの下での多国間交渉は最初のラウンドであるドーハ・ラウンド⁵において行き詰まりを見せている。GATT時代から数えると

⁴ 通商白書 2012

(http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2012/2012honbun_p/2012_02-2.pdf)

⁵ WTOの前身であるガット（GATT）の下で行なわれた多角的貿易交渉はすべて「ラウンド」と呼ばれてきたが、旧来型のラウンドの開始に強く反対していた一部開発途上国に配慮し、2001年のドーハ閣僚会議（第4回WTO閣僚会議）によって始められた包括的交渉は「ドーハ開発アジェンダ（Doha Development

通算 9 回目⁶、世界貿易機関（WTO）成立後の最初の多角的交渉（ラウンド）である。その名称は、2001 年 11 月に、カタールの首都ドーハにおける第 4 回閣僚会議において、交渉の開始を決定する閣僚宣言が採択されたことに基づく⁷。

ドーハ・ラウンドは、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチ・ダンピングのほか、1996 年の第 2 回シンガポール WTO 閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の 4 つの新しい交渉分野。その後、2004 年 7 月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた）、環境や開発途上国問題といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容となっている。

また、「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称が示すとおり、貿易を通じた途上国の開発問題への対応がその妥結に向けて最も重要な課題の一つとなっている。2013 年現在、WTO の加盟国数は 159 に上り、そのうち 5 分の 4 を途上国が占めている。途上国の中には、いわば国内産業と他国産業との競争条件を同等にすることを求める WTO のルールや規律を遵守する上で様々な困難に直面する国も多い。

これを受けて、2005 年 12 月の香港閣僚宣言においては、技術支援・キャパシティ・ビルディングにつき多くの分量が割かれ、その重要性が指摘された。とりわけ、世銀・IMF が提示した「貿易のための援助（Aid for Trade）」、さらには、そのうちの LDC 支援の枠組である統合フレームワーク（IF）等が、それぞれ、閣僚宣言の中で独立した項目として記されており、その実行の重要性が強調された。また、開発に関して、閣僚会議直前に小泉総理大臣（当時）自らが、我が国の開発途上国への開発支援策である「開発イニシアティブ」を発表し、ラウンドへの貢献に対する強い決意を世界に対し発信し、多くの開発途上国から評価の声が寄せられた。

【コラム】世界の FTA/EPA の拡大

2011 年 5 月時点において、世界には二国間、複数国間を含め 200 以上の FTA が存在しており、今後もさらなる増加が見込まれる。

Agenda: DDA)」と名付けられた。なお、慣例でドーハ・ラウンドと呼ばれることも多いことから、本文では便宜上「ドーハ・ラウンド」と記す。

⁶ 【GATT/WTO 多角的貿易交渉の推移】（WTO 設立:1995 年 1 月 1 日）

第 1 回 ジュネーヴ（1948 年）

第 2 回 アヌシー（1949 年）

第 3 回 トーキー（1951 年）

第 4 回 ジュネーヴ（1956 年）

第 5 回 デイロン・ラウンド（1960 年 - 1961 年）

第 6 回 ケネディ・ラウンド（1964 年 - 1967 年）

第 7 回 東京ラウンド（1973 年 - 1979 年）

第 8 回 ウルグアイ・ラウンド（1986 年 - 1994 年）

第 9 回 ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）（2001 年 - ）

⁷ 閣僚会議は、WTO の最高意思決定機関であり 2 年に 1 度開催される。

日本は、世界の FTA ネットワークが拡大する中、長い間 GATT/WTO の多国間貿易体制を支持してきたが、2002 年 11 月に日本にとって初めての EPA である日本・シンガポール新時代経済連携協定が発効したことを皮切りに、2005 年 4 月にメキシコ、2006 年 7 月にマレーシア、2007 年 9 月にチリ、同年 11 月にタイ、2008 年 7 月にインドネシアとブルネイ、2008 年 12 月にはフィリピンとの間で次々と EPA を発効。さらには、2008 年 12 月には ASEAN 全体との間で AJCEP（ASEAN・日本包括的経済連携協定）が発効した。その後も、スイス（2009 年 9 月）、ベトナム（2009 年 10 月）、インド（2011 年 5 月）、ペルー（2012 年 3 月）との間で EPA を発効させており、さらに大型の FTA として、2013 年 4 月に EU との経済連携協定（EPA）交渉を開始した。

日本から現在多くの日系企業が海外に進出しているが、これら企業に対しても FTA は貢献をしている。例えば、AJCEP の発効は、ASEAN に進出している日系企業が日本から高付加価値部品を無税ないしは低税率で輸入し、製品を他の ASEAN 諸国へ輸出することを可能とするなど、日本企業による現地の生産ネットワークにも大いなる貢献をしている。さらに、2010 年 1 月までに ASEAN と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド間のそれぞれの FTA（ASEAN+1 の FTA）がそろい、AJCEP のみならず、ASEAN と第 3 国間の FTA を進出先の ASEAN において利用できるようになった。例えば、日本企業がインドに進出したい際、自社が生産拠点を置く ASEAN 加盟国とインド間の FTA を利用することが可能となるのである。

アジア大洋州地域においては、比較的小国同士の FTA は既に発効が済みつつあり、今後は大口貿易相手国同士の FTA や、多国間による FTA がトレンドとなっている。アジア太平洋経済協力会議（APEC）ではアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構想を共有しており、そこへ至る広域経済連携のプロセスとして、現在、ASEAN10 か国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの 6 か国による「東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP）」⁸構想の実現に向けて検討が進められている。また、米国や EU も従来の近隣地域との FTA のみならず、アジアなどとの地域横断型の FTA も積極的に推し進めつつあり、中でも、米国が主導する環太平洋戦略経済連携協定（TPP）は、アジア大洋州地域で交渉が進む多国間 FTA であり、日本も 2013 年 7 月より交渉に参加した。同協定は 2010 年 3 月から交渉が始まっており、米国が目指す、アジア大洋州地域の貿易ルール形成といった観点からも注目を集めている。

⁸ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership、アールセップ)は、日中韓印豪 NZ の 6 カ国が ASEAN10 か国と持つ 5 つの FTA を束ねる広域的な包括的経済連携構想であり、2011 年 11 月に ASEAN が提唱し、16 カ国による議論を経て、2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会合において正式に交渉が立上げられた。RCEP が実現すれば、人口約 34 億人（世界の約半分）、GDP 約 20 兆ドル（世界全体の約 3 割）、貿易総額 10 兆ドル（世界全体の約 3 割）を占める広域経済圏が出現することとなる。詳細は経産省ウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/activity/rcep.html) を参照。

1-1-2 開発途上国の貿易・投資

開発途上国が世界貿易総額（輸出額と輸入額の合計）に占める割合は、2000年以降輸出入ともに一貫して増加しており、2011年には世界輸出額の41.1%、輸入額の39.0%を占めた。また、先進国間の貿易額の世界貿易全体に占めるシェアが、同期間で55.1%から38.2%に縮小したのに対し、開発途上国間の貿易額のシェアは6.5%から15.9%へと大きく増加している。

また、開発途上国は、投資先として存在感を年々増しており、特に、1990年代は開発途上国への直接投資が大きく拡大した時期であった。1990年代前半までは開発途上国への資金流入のほとんどがODA資金であったが、1990年代後半から民間資金である直接投資が拡大している。実際、2011年の直接投資のうち49.1%が先進国・地域、6.0%が新興国、44.9%が開発途上国に対して流入しており、全世界の直接投資の約半分が新興・開発途上国に対して流入している。

1-1-3 我が国の貿易・投資

日本の貿易総額（輸出額と輸入額の合計）は、2011年に約134兆円を記録し、約30年前（1981年）と比べると2.1倍、また約40年前（1971年）と比べると8.8倍以上に増加している。資源の乏しい我が国の経済は、原油などの燃料資源や工業原料の大部分を海外から輸入し、それを加工・製品化して輸出する加工貿易を得意としてきた。貿易は、国内外の経済動向や産業構造の影響を受けて貿易額や取り扱われる品目に変化する。日本においては戦後、原材料、軽工業、雑貨品の輸出が中心だったが、その後、1960年代は鉄鋼、船舶など重化学工業が発展し、重厚長大型産業製品が輸出の主力となり、1970～80年代は、電子・電気機器、輸送機器、精密機器など加工組み立て型製品、90年代は自動車やITなど高度な技術力や知識力を必要とする高付加価値のハイテク製品の輸出が増加した。

日本の海外直接投資は、2011年に1,157億ドル（円建て9兆1,262億円、国際収支ベース、ネット、フロー）であり、過去最高を記録した2008年（1,308億ドル）に次ぐ歴代2位を記録している。日本企業の海外直接投資は、1950年代から1960年代は国際収支上の制約から厳しく制限されており、平均2億ドル程度で推移していた。その後、1970年代前半から対外投資に対する規制も次第に緩和され、製造業を中心に生産コストの削減を求めてNIESやASEAN諸国など東アジアへの進出がはじまり、1972年には直接投資額が前年の8.6億ドルから23.4億ドルに増加し、1970年代後半から1980年代前半は欧米先進国との貿易摩擦を背景に欧米先進国における生産を重視した電気機械や輸送用機器等への投資が増加した。1985年のプラザ合意以降は円高により海外

における生産コストが低下し、東アジア地域の安い労働力を求めて同地域に生産拠点を移す企業が更に増加したため、1985年には122億ドルだった海外投資額が1990年には570億ドルに増加した。1990年代からは中国の改革・開放政策の強化を受けて中国への進出が活発化し、その後、1997年のアジア通貨危機などにより海外投資額の一時的な減少が見られたものの、2000年代も引き続き日本企業の海外直接投資は増加している。

近年、日本経済は東日本大震災の影響やいわゆる「六重苦⁹」と言われる問題により厳しい環境に置かれており、特に2012年の貿易収支は過去最高の赤字を記録した。このような中、開発途上国を含めた各国との経済連携協定の締結促進による貿易の拡大、企業の海外展開支援が重視されており、我が国は二国間・地域経済連携に向けて積極的に取り組んでいる。政府は、ASEAN地域における広域経済連携の推進、米・EU等の大市場国、投資先国等とのEPAの締結を目指しており、また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に参加している。更に、最近では、鉱物資源が豊富、かつ新たなマーケットとしても期待されるアフリカ諸国との貿易・投資にも関心が高まっている。

我が国の成長戦略を考えるに当たり、開発途上地域におけるインフラ需要を始めとする海外市場獲得が重要であるという認識が高まっており、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）、「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月決定）等の政府戦略において、開発途上地域の市場獲得が重点施策に位置づけられている。

このように、日本経済と開発途上国の経済の関係は深化しているが、とりわけ、アジア諸国とは経済的な相互依存度が高く、これらアジア諸国における貿易・投資の促進は、双方の経済成長を支えるなど互恵的な側面も強い。また、アフリカ諸国のようなアジア以外の開発途上国との間の新たな関係の構築は、今後の日本経済を成長させるための新たな展開を期待させるものであるところ、今後も引き続き我が国と開発途上国双方に資する貿易・投資促進分野における支援の実施が望まれている。

【コラム】我が国の通商政策

貿易立国として発展を遂げた日本にとって、通商政策は対外経済関係のなかで最も重要な課題の一つであり続けた。第2次世界大戦後、日本は徐々に国際経済社会への復帰を開始し、1955年のGATTへの加盟を経て貿易・資本（対内直接投資）の自由化を進めていった。1970年代以降は、世界不況の中で各国が保護主義的な傾向を進めていく

⁹ 本企業を取り巻く厳しい事業環境の6つの問題点であり、具体的には「円高」、「高い法人税率」、「自由貿易協定への対応の遅れ」、「労働規制」、「環境規制の強化」、「電力供給制約」を指す。

中、多角的交渉による規律強化を通じて保護主義的動きを抑制し、サービスや知的財産等に関する新しいルール作りを進めていくなど積極的な役割も果たしている。通商政策は、1970年頃からの日本の経常収支の黒字の定着による欧米諸国を中心とした貿易摩擦の激化により、繊維、鉄鋼、自動車や半導体の輸出自主規制を行うなど産業政策とも大いに関連づけられるものであったことも日本の通商政策の特徴と言える。

戦後急速な経済発展を遂げた日本が採ってきた通商政策及び産業政策については途上国からもその経験の共有を望む声も多く聞かれる。戦後の日本が発展を遂げた時代と現在では世界の貿易を取り巻く環境及び体制は大きく変化をしており、日本が採った通商・投資政策及びその具体的対策の中には必ずしも現在にはそぐわない、かつWTOルール上認められないものも含まれるものの、資源小国と言うハンディを乗り越え貿易立国として経済成長を遂げた日本の経験は途上国の貿易振興・投資受け入れを検討する上で参考になるものも多い。我が国が世界経済の潮流をどう認識し、いかに通商政策を遂行してきたのかについては、平成10年版の通商白書の第3章第4節「通商問題の変遷と通商政策の流れ」が参考となる¹⁰。

1-2 貿易・投資の定義

上述のとおり、過去数十年間で、世界経済、とりわけ開発途上国における経済開発において、財やサービスの国際貿易・投資の重要性は高まりつつある。ここで開発途上国における貿易・投資の定義と意義を再確認する。

1-2-1 貿易

一般的に「貿易」とは国境を超える財・サービスの商取引全般であると定義される。従来、貿易における取引は一般的に品物の取引を意味することが多かったが、近年ではサービス業（第3次産業）の拡大に伴い、輸送、旅行、通信、金融・保険、特許等使用料などのサービス貿易の比重と重要性が増している。

貿易の振興には、主体となる企業・産業が国際市場で競争力を獲得・維持し、貿易・商取引を拡大することが重要となるが、国際貿易が常にスムーズに行われているわけではない。各国が自国産業や消費者保護のために輸出入品に高額の関税を課す関税障壁や、輸出入の数量制限、輸入品に過度に厳しい品質検査や安全基準、衛生基準を課すなどの非関税障壁により効率的な貿易が妨げられることがあり、これを自国産業への影響も踏まえながら削減していくことが必要である。

¹⁰ <http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H10/02-03-04.html>

1-2-2 投資

「投資（海外投資）」とは、利益を得る目的で行われる国際的な資本移動であり、大きく2つの形態に分けられる。1つは、投資先企業の経営支配や参加を目的に行われる「海外直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）」であり、2つ目は信用・株式市場において利子、配当、キャピタル・ゲインといった投資資金の回収が目的で行われる「海外間接投資（Foreign Portfolio Investment: FPI）」、または証券投資」であるが、本課題別指針では主に前者を扱うこととする。なお、海外直接投資の形態は、①新たに投資先に法人を設立するグリーンフィールド投資、②既存の投資国企業の買収や株式取得・交換によるパートナーシップ締結のM&Aの2つに大きく分類される。近年は、新たに一から事業を立ち上げるよりも既存の投資先企業とのパートナーシップを活用したほうが早く市場に浸透できるなどのメリットがあることからM&Aが増加している。

海外直接投資は単なる資本移転もしくは現地工場の建設による雇用の創出といった事柄以上の意味を持っており、技術移転の促進、すなわち、生産技術、設備機械、マネジメントスキルやマーケティング手法などの様々な商習慣を持ち込むなど社会的な影響力を持っている。また当該国にない資本・新しい技術等を活かした新たな事業を生み出し、産業の多様化・高度化に貢献することも期待される。一方で、投資企業によっては雇用する現地人員の人数は比較的少なく、また都市化への偏重を更に振興させるなど、必ずしも正の効果だけを得られるとは限らない。また、外国直接投資によって国内産業が競争にさらされ、競争力のない企業が倒産し、失業が発生する可能性もある。政府はこのような点に留意し、国内向けに適切な支援・ケアを行いつつ、外国直接投資を開発に活用することが求められる。

海外間接投資は、開発途上国の国内金融市場の自由化の進行と高い経済成長、低金利が続く先進国との利回り差等により近年急増しているが、先進国の金利の上昇や、投資家のリスク選好度の低下により海外間接投資による資金は短期間に投資先国から引き上げられる可能性が高く、海外間接投資への依存は大きなリスクがあることを認識する必要がある。また、海外間接投資の促進のためには金融市場の整備が必要であり、本課題別指針においてはカバーせず、上述のとおり本稿で特に断らない場合、投資とは海外直接投資を意味することとする。

1-2-3 開発途上国における貿易・投資促進の意義

近年の急激な経済のグローバル化の潮流の中、多くの開発途上国はこのグローバル化の流れに乗ることなく経済成長を果たすことは困難であり、グローバル化による恩恵を享受しつつ、そのデメリットを回避していくことが重要とな

っている。

開発途上国は貿易・投資の拡大により財やサービス、資本を受け取るだけでなく、先進国の企業経営、生産技術、消費形態、制度や組織の仕組み、更には保健・教育など社会制度や一般的な価値観やライフスタイルなどを受け入れることとなる。また、雇用創出、国際競争力の強化といった効果や他国・地域との経済関係の深化がもたらされる。他方、急激な経済のグローバル化による貿易・投資の自由化は、競争力のない従来産業の弱体化や産業構造の変化による一部の雇用機会の減少、地域・国内格差の拡大などにつながるなどのデメリットもある。特に、投資の面では、短期間での投資資金の流入・流出は市場の混乱を引き起こしかねず、経済に悪影響を与えかねない。

したがって、開発途上国が世界経済のグローバル化による恩恵を享受しつつ、グローバル化による損失を回避することは、力強く安定した経済成長を実現するために不可欠である。そのため、開発途上国政府は国際的に拡大している自由貿易体制に適切に統合するため、国内の状況や自国のおかれた国際経済環境を分析し、貿易・投資自由化の順序やスピードを検討した適切な経済自由化スケジュールを策定すること、自由貿易体制のルールに対応するための国内法制度や執行体制を整備すること、グローバル化に伴う短期的な負のインパクトを最小限化する国内施策を実施すること等の総合的な政策の策定・実施が求められる。しかし、開発途上国においては一般的に人的・物的資源が不足しており、多くの開発途上国政府は、これらの課題に取り組むための十分なキャパシティを有しておらず、本分野における支援の必要性が認識されている。

1-3 貿易・投資促進分野における国際的な援助の潮流

1-3-1 貿易・投資促進分野の支援における国際的動向

国連は、2000年のミレニアム宣言に基づき、2015年までに世界15億人の貧困層を半減するという国連ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）¹¹を採択したが、その目標の一として「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」を掲げ、貿易における「後発開発途上国の特別なニーズに取り組む」こととしたため、後発開発途上国からの輸入品に対する関税無税を実施する取り組みが国際的に進められている。また、ミレニアム開発目標を具体化するためには、開発資金が不可欠であるとして、国連がIMF、世界銀行、WTOと共催したモンテレイ国連開発資金国際会議（2002年3月）において採択された「モンテレイ合意」においても、ミレニアム開発目標を具体化するための手段としての貿易・投資の重要性や、民主化など一定の条件を満たす開発途

¹¹ 2000年9月にニューヨークで採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの統合的な枠組みとして取りまとめたもの。

上国に資金を優先的に配分する原則が認められ、国際的にも貿易・投資促進分野における支援の重要性が広く認識されている。

更に、開発途上国における貿易を促進するため、WTO、OECD 等国际機関が中心となって「貿易のための援助（Aid for Trade: AfT）イニシアティブ」や「投資のための政策枠組み（Policy Framework for Investment : PFI）」といった国際的な枠組みが形成されて、各ドナーはこういった枠組みの方向性に沿って貿易・投資促進分野の支援に力を入れているところである。

【コラム】 貿易のための援助（Aid for Trade : AfT）

貿易能力向上を通して途上国の持続的な発展を支援し、自由貿易制度の恩恵を相応に受けられるようにすることを目的とする「貿易のための援助（AfT）イニシアティブ」は、2005年のWTO香港閣僚会議宣言において枠組みに合意がなされた。

AfTは、多角的貿易体制から十分な利益を得ていない開発途上国の産業基盤を整備し、競争力のある製品を生産した上で、これを輸出することによって利益を得ることができるよう支援することで、結果として貿易の利益によりその国の経済が成長するという考えに基づいている。AfTに関する代表的な事例としては、供給面の取引コストを下げるインフラおよび貿易に関係する制度・規制の整備、関係者の能力開発などが挙げられる。また、AfTの支援領域は、①貿易政策および規制、②貿易開発、③貿易関連のインフラ整備、④生産能力の構築、⑤貿易関連の調整措置、⑥その他貿易関連のニーズに対する支援、と言った6つに分類することができる。

JICAとしてもAfTの取り組みを積極的に進めており、2010年は有償資金協力の全体事業の約76%、技術協力・無償資金協力の約64%がAfTに分類されている。地域別にみると、AfT関連有償資金協力全体のうちアジアが45%、アフリカが14%となっている。また、AfT関連技術協力・無償資金協力のうちアジアが約64%、アフリカが24%を占めている。更に、援助の効率性を高めるため、有償資金協力による経済インフラ整備と技術協力・無償資金協力による農業や製造業の生産能力の構築支援の双方を実施し、シナジー効果により相手国の貿易を拡大し、経済成長と所得格差是正の実現を目指している。

1-3-2 他ドナーの支援動向

世界銀行などの国際開発金融機関、UNCTAD、UNIDOといった国連機関やWTO、その他二国間援助機関が貿易・投資促進分野の支援を積極的に実施しており、JICA支援もそれらドナーとの調和と連携を図り、効果的な支援を行うという観点を持つ必要がある。以下、各ドナーの取組みについて簡単に説明する。

(1) 世界銀行グループ

- ・IBRD (International Bank for Reconstruction and Development: 国際復興開発銀行)
／IDA (International Development Association: 国際開発協会)

世界銀行グループの IBRD／IDA は、経済の自由化が経済の成長及び貧困の削減に貢献するとの考えに基づき、民間セクター開発に力を入れているが、貿易分野では、市場アクセスの強化や、競争力強化を開発戦略の中心に据えることなどを主な目的とした、関連機関のキャパシティ・ビルディング等を行っている。特に近年は、貿易政策、貿易円滑化と税関、標準化に対する支援に力を入れている。投資分野では、投資環境整備の助言を主としたアドバイザーサービスや、海外民間資本の呼び水効果のために実際に地場企業に対して投資活動を行う機能などがある。

- ・IFC (International Financial Corporation: 国際金融公社)

IFC は投融資とアドバイザーサービスによる途上国の民間セクター開発を行う機関であり、2012 年度は 103 か国で合計 154.6 億ドル¹²の投融資コミットメントを実施した。IFC は各国において、ビジネス環境調査を実施しており、特に、2003 年以降世界銀行と IFC が毎年公表している Doing Business は、主として各国の地場中小企業にとって、その国がどの程度ビジネス展開をしやすい環境にあるかを客観的に明らかにするために先進国・途上国双方を含む世界各国を共通の指標で比較してランク付けをしたものであり、当該国のビジネス環境を客観的に判断する上で頻繁に活用されている。

- ・MIGA (Multilateral Investment Guarantee Agency: 多国間投資保証機関)

MIGA は、投資家や金融機関に保証(政治的リスクに対する保険)を提供し、新興市場への民間投資を促すことをミッションに掲げ、投資家の金銭的リスクを負担するのみならず、リスク発生の可能性を下げるために途上国政府との仲介を行う機関である。MIGA の保証の対象となる政治的リスクには①通貨の交換停止と送金制限、②国有化、③戦争、テロ、内乱、④契約不履行、⑤政府の債務支払い不履行がある。

(2) 国際連合グループ

- ・UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development: 国際連合貿易開発会議)

1964 年に貿易と開発問題を議論する会議として設立された UNCTAD は、政

¹² IFC 年次報告書 (2012) より。154.6 億ドルの内訳は融資 66.7 億ドル、保証 64.0 億ドル、出資 22.8 億ドル、リスク管理商品 1.1 億ドル。

府間対話の場の提供や調査・分析・データ収集などの支援を主に行っている。支援分野は貿易交渉・商業外交、貿易分析・情報システム、競争政策・消費者保護、FDI 動向・課題、投資政策、債務管理能力強化等、多岐にわたっている。UNCTAD は 1991 年から毎年、世界投資報告書（World Investment Report）を作成しており、地域及び国レベルにおける FDI の世界的な動向の分析を行っている他、途上国における投資政策等の分析を行っている。世界の FDI の動向を知るために活用されたい。

・ UNIDO（United Nations Industrial Development Organization: 国際連合工業開発機関）

UNIDO は経済発展と工業基盤の整備のため支援を行う国連機関である。優先分野の一つに貿易能力強化があり、開発途上国が国際貿易に参入するための競争力強化を支援している。具体的には、企業に対する事業・生産効率性向上のための技術協力や、ISO といった国際的な認証の取得を支援している。また、開発途上国の投資促進のため、各国への投資ミッションの派遣、セミナー開催等の支援を行っている。

（3）WTO（World Trade Organization: 世界貿易機関）

WTO は自由貿易推進のためのルール作りをミッションとしており、厳密には援助機関ではないが、他の国際機関やドナーとともに自由貿易推進のための能力開発のための人材育成を支援している。開発途上国が自由貿易体制に参加して利益を享受するためには先進国による支援・協力が必要であるという 2001 年ドーハラウンドでの認識に基づき、WTO は開発途上国の政府関係者に対する研修を実施し、WTO のルールや制度についての理解向上、貿易レジームの強化、効率的な貿易交渉のための能力向上などを支援している。また「貿易のための援助（Aft）」を主導し、WTO 交渉の進展と共に開発途上国への貿易分野のドナー各国からの支援・協力を後押ししている。

（4）WCO（World Customs Organization: 世界税関機構）

WCO は、関税制度の調和・統一及び税関行政の国際協力の推進により国際貿易の発展に貢献することを目的に 1952 年に設立された国際機関であり、世界 179 か国・地域の税関が加盟している。

各国の税関手続の簡易化及び調和のための取組みや国際貿易の安全確保・円滑化のための基準の取りまとめを行っているほか、知的財産侵害物品取締り、貿易円滑化等に係る途上国税関のキャパシティ・ビルディングを実施している。

(5) 二国間援助機関

国際機関とともに二国間援助機関も本分野における協力を積極的に行っている。各機関は、本分野の政策・制度、人材育成への全般的な協力のみならず自国との経済関係を強化する取組みも積極的に実施している。下記はその代表的事例である。

- ・ USAID (United States Agency for International Development: 米国国際開発庁)

USAID の貿易・投資分野の協力は Trade Capacity Building と呼ばれ、約 110 カ国で積極的に実施されており、以下の 3 分野に分かれている。①貿易交渉への参加では、WTO 加盟のための国内法・制度の改定支援や、貿易交渉のための分析能力強化に関する技術協力等を行っている。②貿易協定の実施には、WTO 加盟の要求事項である関税評価規則、輸入承認証、原産国証明等の実施支援、African Growth and Opportunity Act (AGOA) 等の米国の開発途上国向け優先貿易プログラムの要求事項を満たすための技術協力等がある。③貿易機会への対応の分野では、地場産業が国際市場の要求を満たすための各種環境整備(例: 運輸・通信等の貿易関連サービスセクターの競争力強化、競争法・独占禁止法等の機能強化、地場企業のための貿易金融、保険サービス強化等)がある。

- ・ DFID (Department of International Development: 英国国際開発省)

DFID は主に貿易に係るコスト削減のための関税能力強化や地域内の手続統一のための技術協力を、アフリカを中心に実施している。また、アフリカ産食品を英国国内で輸入販売する小売業者等に対する無償資金協力や、Fairtrade International といった非営利組織と連携してフェアトレードを推進し、輸出産業の労働環境整備を支援するなど、ユニークな取り組みが多いのが特徴である。

- ・ BMZ/GIZ (Federal Ministry for Economic Cooperation and Development of Germany: ドイツ連邦経済協力開発省 / German Agency for International Cooperation: ドイツ国際協力公社)

貿易分野では、貿易省や商工会議所等の貿易振興の鍵となる実施機関に対して、輸出戦略や市場調査等の分析、貿易協定などに関する法的助言の提供や、関税局や特許庁などに対するトレーニング実施等の技術協力が主な支援メニューとなっている。投資分野でも同様に、投資環境整備の鍵を握る主要機関に対するトレーニングや調査・分析面での技術協力が中心である。

- ・ DANIDA (Danish International Development Agency: デンマーク国際開発庁)

貿易・投資分野を含む民間セクター支援は DANIDA の戦略的優先事項の 1 つであるが、デンマーク企業の積極的な参加を全面的に推奨している点の特徴である。ビジネスパートナーシップという取り組みでは、開発途上国で事業展開を目指すデンマーク企業に資金提供を行い、地場産業の競争力強化と労働・生活環境の向上を目指している。

1-4 貿易・投資促進分野の支援に関連する我が国の方針

我が国の ODA は「政府開発援助大綱（ODA 大綱）」¹³（2003 年）の下、「政府開発援助に関する中期政策」（2005 年）等に基づいて実施されている。その中で、貿易・投資促進支援は、開発途上国の持続的成長に資するものとして重視されている。

1-4-1 政府開発援助大綱（ODA 大綱）

「政府開発援助大綱（ODA 大綱）」の 3. 重点課題（2）持続的成長には、「開発途上国の貿易、投資及び人の交流を活性化し、持続的成長を支援するため、経済活動上重要となる経済社会基盤の整備とともに、政策立案、制度整備や人づくりへの協力も重視する。このような協力には、知的財産権の適切な保護や基準認証制度を含む貿易・投資分野の協力、情報通信技術（ICT）の分野における協力、留学生の受入れ、研究協力なども含まれる。」と定められている。

また、「我が国の ODA と開発途上国の開発に大きな影響を有する貿易や投資が有機的連関を保ちつつ実施され、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める。このため、我が国の ODA と貿易保険や輸出入金融など ODA 以外の資金の流れとの連携の強化にも努めるとともに、民間の活力や資金を十分活用しつつ、民間経済協力の推進を図る。」と明記されており、我が国の開発援助において貿易・投資分野の協力は途上国の持続的な開発に重要であるとの認識が示されている。

1-4-2 政府開発援助に関する中期政策

「政府開発援助に関する中期政策」においても、重点課題として「持続的成長」が掲げられており、その中で貿易・投資を含む民間セクターの活動を促進すること、ODA を通じて途上国の多角的自由貿易体制の参画を支援することの重要性が述べられている。この背景には、我が国が国際貿易の恩恵を享受し、資源、エネルギー、食糧などを海外に大きく依存しているという現状があり、ODA を通じて開発途上国を支援するとともに、我が国の安全と繁栄を確保し、

¹³ 政府開発援助（ODA）に関する基本理念や重点事項などを集大成したもので、1992 年の閣議によって決定され、2003 年に改訂された。

国民の利益を増進していくことがある。

具体的には、開発途上国の制度政策環境や債務管理能力などに留意しつつ、道路、港湾等の運輸インフラ、発電・送電施設、石油・天然ガス関連施設等のエネルギー関連インフラ、情報通信インフラ、生活環境インフラといった貿易・投資環境整備に資する経済社会基盤の整備を支援するとともに、マクロ経済の安定化、貿易や投資に関する政策・制度の構築、情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援や経済連携強化のための国や地域を跨ぐ広域インフラの整備、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材育成のための支援を実施することとしている。

1-4-3 我が国経済成長に資する海外市場との連携

我が国が経済成長を維持・増進していくためには、アジア・太平洋地域をはじめとするグローバル需要の取り込みが不可欠である。東アジア地域では、ASEANを中心に経済統合のための取組みが進められてきたが、東アジア経済統合を更に推進するため、2013年現在、ASEAN10か国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの6か国による「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）」の実現に向けた検討が始まっている。成長著しい東アジア・ASEAN等の開発途上国の活力を日本の成長に取り込むためには、我が国が率先して同地域における高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導するとともに、日本企業の海外展開を促進するため、インフラ・制度整備による成長拠点の開発、現地政府へのビジネス環境改善の働きかけ、ビジネス情報提供等の強化などが必要であることが、政府の重要施策として認識されている。

1-4-4 国内関係機関との連携

日本の政府系機関では、日本貿易振興機構（JETRO）、海外産業人材育成協会（HIDA）、国際協力銀行（JBIC）や日本貿易保険（NEXI）等が JICA の実施する貿易・投資促進分野の活動との関係が深い機関である。

JETRO は、日本企業の海外でのビジネス機会の創出・拡大を支援するため、開発途上国に進出している日本企業やその周辺企業への専門家派遣や展示会の開催、情報収集・発信等の事業を行っているほか、開発途上国の事業環境改善の観点から様々な活動を行っている（コラムを参照）。また、HIDA は、民間企業への直接的な支援実施の観点から、開発途上国における日系企業の現地事業展開の円滑化、現地産業人材育成を目的として、開発途上国の技術者・管理者を日本に招へいする受入研修や、現地に講師を派遣して実施する海外研修、現地企業において品質・生産性向上等のための指導を行う専門家の派遣を実施している。一方で、JBIC や日本貿易保険 NEXI はそれぞれ融資や保険の引き受け

など金融面から日本企業の海外事業展開を支援している。

開発途上国の貿易投資促進への協力として、このような本邦の政府系機関の有する機能、ノウハウを各国の施策策定・実施に活かすことも有効である。また、日本経済との互恵的な側面を意識しつつ貿易・投資促進分野の協力を進めるためには、上記の政府系機関や民間企業、大学、NGO など関係機関が協力し、オールジャパンとして取り組む必要性はますます高まっており、多くの開発途上国において日本大使館、JICA、JBIC、JETRO など政府関係機関と現地商工会など民間機関が緊密に連携した活動を行っている。例えば、日本企業の海外事業展開を後押しするため、ベトナムでは、2003年に日越両国首脳の合意により「日越共同イニシアティブ」が設置され、日越の官民が一体となって当該国の投資環境の改善に取り組んでおり、JICAとしても、こうした官民が一体となった取り組みに本邦関係機関とともに参加して、オールジャパンとして効果的・効率的な協力を目指して協力をおこなっている。

【コラム】独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO: Japan External Trade Organization）

JETRO は日本の貿易振興を目的として設立された機関であり、日本企業の輸出販路拡大や海外展開を支援するため、貿易投資の実務相談、展示会への出展支援、約 70 か国に設置されている海外事務所を通じて収集した海外ビジネス情報の提供などを行っている。また、日本の開発途上国における経済活動を拡大するとの観点から、日本企業が多く進出しているアジア諸国を中心に、在外・現地日本人商工会議所等と密接に連携した途上国政府に対する提言活動や産業基盤の強化や輸出能力の向上を促すための事業を実施している。例えば、日本の自動車産業が多く進出しているアジアやメキシコ、南アフリカでは日本企業の海外進出に伴い、コスト低減や納期短縮などの観点から部品の現地調達率の向上の重要性が増していることから日系企業の活動をサポートするため専門家の派遣により生産管理等の指導を行っており、特にメキシコ、タイ等では JICA 事業とも密接な連携をとりつつ支援を進めている。

更に、開発途上国の輸出産業育成を支援するため、日本の消費者のニーズ、専門的な商品知識に長じた専門家を派遣し、対日有望製品の製品改良の助言、買い付けを行うとともに収集したサンプルをもとに国内において展示商談会を開催しているほか政府関係者等要人の招聘を行っている。近年では、アフリカを中心とした後発開発途上国（LDC）からの対日輸出を促進するため「開発輸入企画実証事業」を開始し、LDC からの輸入ビジネスを検討する日本企業・団体から開発途上国産品の開発輸入企画を募集し、採択されたビジネス案件について現地調査や産品開発指導などを行っている。

JICA との関連では、上述のアジアやメキシコの自動車産業における協力の他、JICA が実施するプロジェクトへの専門家派遣、研修員の受入れ等を行っている。JICA は開発

途上国の政府機関を主なカウンターパートとして協力を実施しているのに対して、JETRO は現地に進出している日本企業やその周辺企業を中心に協力を実施しているとの違いはあるものの、それぞれが開発援助機関、貿易・投資振興機関としての経験を活かしつつ開発途上国の貿易・投資促進のための協力を連携して実施している。

2-1 貿易・投資促進分野の支援領域

開発途上国における貿易・投資促進のためには、政府が主体的に取り組むべき課題と民間セクターが主体的に取り組むべき課題があるが、JICA は主に政府機関等公的機関（以下政府）を対象として支援を実施していることから、本課題別指針においては、政府が主体的に取り組むべき課題を主な領域として取り扱う。しかし、政府が主体的に取り組むべき課題であっても、貿易・投資促進の主体及び裨益者は民間企業であるとの観点から、政府職員など直接のカウンターパートに加え、必要に応じ民間セクター、学識者等幅広い層も直接・間接の支援の対象に含めることで効率的な支援の実施が可能となる。

開発途上国が自由貿易や外国直接投資の受け入れによる利益を享受するためには、貿易・投資活動の主体となる民間企業が、公正・自由なビジネス活動を行うための環境が整備されていることが大前提であり、そのうえで貿易・投資促進に直結する支援を実施することが有効である。「ビジネス環境」は、ビジネス活動に影響を及ぼす政策、法律、制度、規制など広範囲で複合的な項目から構成される（DCED 2008）が、一般的に、ビジネス環境の改善のためには、基本的な法制度整備、政策の策定・実施、インフラの整備、産業人材の育成、金融アクセスの向上、適切な税制の構築・執行など、幅広い取組みが必要となる。また、当該国の政治的安定、汚職や政治既得権等のガバナンスの問題、教育・保健制度といった経済発展の基礎をなす横断的な課題や経済政策も民間企業のビジネス活動に極めて大きな影響をもたらしていることも認識する必要がある。

ビジネス環境と貿易、投資はそれぞれ密接に関係している。開発途上国の場合、内生的な技術進歩が困難であり、先進国からの投資による技術伝播や移転が経済発展の重要な要素となる。また、国際市場・周辺国市場をターゲットとして輸出を行う企業の投資誘致に成功すれば、投資の拡大が貿易の拡大につながる。こういった企業を誘致するためには、投資誘致政策のみならず近くに拡大する市場があり、かつその市場がある程度開放的であることが必要となるが、市場の拡大のための取組みとして、地域統合が各地域で進められている。

本課題別指針において取り上げるビジネス環境整備のための取組みは、貿易・投資促進の観点から特に重視すべきであり、且つ、JICA 事業において実績のあるものを中心に取り上げている。特に、産業振興政策やマスタープラン（全体計画、M/P）の策定、商取引等の円滑な企業活動を行う上での基盤となる産業基盤制度の整備を行う「関連政策・制度整備」及び道路・港湾、電力、通信や

工業団地の整備を行う「インフラ整備」に焦点を当てている。各国が貿易・投資を促進するためには、その指針となる産業振興政策や M/P を策定すること、また貿易・投資等の企業活動が円滑になされるための知財制度や基準認証制度の整備が必要であり、また、開発途上国においては事業に必須な電力や下水道、土地といったものが整っていないことが少なくないため、外国企業誘致のみならず国内企業の経済活動のために経済インフラを整備することは、開発途上国のビジネス環境改善のために非常に重要である。

貿易促進のためには、大きく分けて「貿易の阻害要因の削減」のための取り組みと「国際競争力強化」のための取り組みがある。

前者の「貿易の阻害要因の削減」のためには「貿易自由化」と「貿易円滑化」が必要となるが、「貿易自由化」は、保護主義の対峙概念として広く多様な意味に使われ、一般的には貿易の障害となる高率の関税の低減や貿易に制限を課す各国の規制を除去するための取り組みであり、主に政策・制度へのアプローチを行う。一方で、「貿易円滑化」は、税関手続を含む貿易に関する手続の簡素化及び国境を越えた物流インフラを整備するための取り組みである。実際の貿易実務の中では、輸出入に関係する手続が不透明で煩雑であるほか、輸入の申請をしてから実際に貨物を引き取るまでに非常に長い時間がかかるなど、関税や関税以外の輸出入の制限となる規制と共に、モノ・サービス等の流れの障害が貿易の障害となっている例が多くみられる。そういった手続の簡素化と国境を越えた交通網の整備、更には関連する人材育成を合わせて実施し、貿易円滑化を進めることにより、国境を越えた商取引を行う企業の予見可能性を高め、貿易に関するコストを削減すると共に物流を迅速化することを目指している。

後者の「国際競争力強化」のための取り組みは、国内産業振興の一環として行われるものであり、貿易振興機関による海外市場情報の獲得、貿易実務の知識・能力向上といった「海外市場へのアクセス向上」と、産業全体や個別企業それぞれの経営能力、製品の品質・生産性向上といった「企業の経営・生産能力強化」に分類される。いずれも民間が主体である国内産業の底上げのために各企業の能力向上を図っていくものであるが、市場の自由な競争をゆがめるような国内産業支援措置は WTO 等の国際ルールに触れる可能性があるため、当該分野の取り組みを支援する際には注意が必要である。

投資促進のために政府が主体的に取り組むべき課題としては、「投資政策・制度の整備」、「投資促進機能の強化」がある。外国投資家の視点からすると、投資政策・制度の制定により投資手続が明確化され、投資優遇措置が整備されることは当該国への進出につながる非常に重要なステップである。また、投資促

進機関により手続が簡素化されることにより実際の投資促進につながる。更に、自国の情報を対外的に発信していくことにより潜在的な投資家に対して当該国の魅力を発信し、自国への投資家の関心を高めることも投資促進のためには重要な活動である。

2-2 貿易・投資促進分野における課題と支援アプローチ

本稿においては、開発途上国が貿易・投資促進分野において抱える開発課題を「開発戦略目標1 ビジネス環境整備」、「開発戦略目標2 貿易促進のための体制整備」「開発戦略目標3 投資促進のための体制整備」の3分野に整理し、それぞれの課題に対するアプローチを中間目標として以下のように整理することとする。また、それぞれの中間目標を達成するための手段をそれぞれの中間目標の下にサブ目標として設定している。

開発戦略目標		中間目標	サブ目標
1	ビジネス環境整備	1-1 関連政策・制度整備	産業振興政策・マスタープラン（全体計画）の策定
			産業基盤制度の整備
		1-2 インフラ整備	経済インフラの整備
			経済特区・工業団地の整備
2	貿易促進のための体制整備	2-1 貿易阻害要因の削減	関税・非関税障壁の削減
			貿易手続円滑化
		2-2 国際競争力強化	海外市場へのアクセス向上
			企業の経営・生産能力強化
3	投資促進のための体制整備	3-1 投資政策・制度の整備	投資促進政策の策定・実施
			投資手続の簡素化
		3-2 投資促進機能の強化	

（1）開発戦略目標1 「ビジネス環境整備」

開発途上国の貿易・投資を促進するため、貿易・投資活動の主体となる民間企業が、公正・自由なビジネス活動を行うためのビジネス環境整備を開発戦略目標の第一の柱とする。「ビジネス環境」とは、ビジネス活動に影響を及ぼす政策、法律、制度、規制など広範囲で複合的な項目により構成される（DCED 2008）が、本課題別指針では貿易・投資を促進するために特に重要であり、JICA 支援の実績がある「関連政策・制度整備」と「インフラ整備」に焦点を当てている。

(2) 開発戦略目標 2 「貿易促進のための体制整備」

開発戦略目標の第二の柱である「貿易促進のための体制整備」では、自由貿易体制下で自国の利益を享受するために必要な貿易政策・制度整備やこれら政策・制度を策定・実施する政府機関の強化のほか、多角的な視点から貿易手続業務の合理化に取り組むなど貿易の円滑化に資する支援を行う。あわせて、民間企業が国際市場、グローバル経済にアクセスしていくための国際競争力強化を促す措置も重要であり、これを後押しするための協力も行う。

(3) 開発戦略目標 3 「投資促進のための体制整備」

第三の柱は「投資促進のための体制整備」である。前述のとおり、ここで扱う投資促進は主に海外直接投資であり、外国の資本・技術の導入による雇用創出、ノウハウ・技術の導入、更には貿易促進や経済発展を図ることを主たる目的としており、開発戦略目標 3 では、こうした海外直接投資を促進するために必要な政策・制度の整備や行政の投資促進能力の強化を取り扱う。

2-2-1 開発戦略目標 1 「ビジネス環境整備」

中間目標 1-1 関連政策・制度整備

サブ目標 1-1-1 産業振興政策・マスタープラン（全体計画）の策定

サブ目標 1-1-2 産業基盤制度の整備

中間目標 1-2 インフラ整備

サブ目標 1-2-1 経済インフラの整備

サブ目標 1-2-2 工業団地・経済特区の整備

民間企業が公正・自由なビジネス活動を行うためのビジネス環境を整備するため、「関連政策・制度整備」と「インフラ整備」を支援する。

貿易・投資を促進するためのビジネス環境の整備に関し、「関連政策・制度整備」として、まずは国家としての産業振興の方向性を提示する必要性があり、国の産業振興政策の策定を支援することが重要となる。また、貿易・投資の促進にあたり、知的財産権保護制度、基準認証制度といった特に国家間における製品やサービスの取引・流通の円滑化・健全化を行う産業振興のための制度の整備を支援する。なお、貿易・投資の促進にあたっては、モノやサービスの取引・流通に加え、企業が活発に活動するために必要な人材、資金の円滑な確保も重要となり、国内の産業人材育成や金融制度の整備も重要となるが、これらの詳細は他の指針・ペーパーを参照ありたい。

「インフラ整備」については、電気、通信、水、道路といった国の経済活動全般に不可欠なインフラストラクチャーの整備を行う経済インフラの整備と産業の立地促進のためにインフラや関連政策を集中的に整備する経済特区・工業団地の整備を支援する。

中間目標 1-1 関連政策・制度整備

サブ目標 1-1-1 産業振興政策・マスタープラン（全体計画）の策定

サブ目標 1-1-2 産業基盤制度の整備

開発途上国において貿易・投資を促進するためには、自国の経済・産業の状況、課題を分析し、それを踏まえて策定された産業振興政策に基づき、貿易・投資促進の方策を検討することが肝要である。また、貿易・投資といった国境を越える生産・商取引を行うに際しては、モノやサービスの国際間のやりとりをスムーズにするための制度の整備と運用が重要となる。企業が創造した技術やアイデア、デザイン、商標等を適切に登録・保護し、模倣を排除する仕組み（知的財産制度）や、正しくモノを計測し、取引に当たっての基準を定め、その適合性を適切に認証する仕組み（基準認証制度）は、国際間における企業取引を円滑化するために重要であると共に、その国に投資しようとする外国企業にとっても、これら制度インフラが的確に整備・運用されることが投資を促進するための重要な要因となる。

（1）サブ目標 1-1-1 産業振興政策・マスタープラン（全体計画）の策定

開発途上国の貿易・投資促進の有効性確保のためには、開発戦略目標 2、3 に述べるような貿易・投資促進のための直接的な取組みのみならず、貿易・投資促進をバックアップする「産業振興政策」が必要となる。「産業振興政策」とは、産業振興のための政策全般を指し、産業全体の底上げを行うもの、場合によって対象業種を選定し、諸政策を動員して産業を育成するという選択的な政策も含む。戦後の日本の鉄鋼、造船、機械工業等の育成、1970 年代の韓国の重工業などが、業種を選定した産業振興政策の典型であると言われている。産業育成に用いられる手段としては、経営・技術支援、研究開発支援、創業支援、低金利、政策金融、優遇税制、補助金、工業団地、参入・輸入規制、保護関税、外国技術導入などがある¹⁴。また、東アジア域内貿易における中間財比率の増加にみられるように EPA/FTA 等の経済連携の深化も背景に製造業の生産工程の分業、国際分業の細分化（fragmentation）が進んでいる。国際分業の形態は

¹⁴ 雇用制度といった労働市場のルール等も密接に関連することが多い。

大規模セットメーカーを頂点とした裾野産業による「垂直統合（分業）」と中小企業の集積地にみられるような同規模、同レベルの企業の連携による「水平統合（分業）」に大きく分けられる。産業振興政策の検討に当たってはある特定業種の振興という観点でなく、業種内のどの製造工程を自国が担い、どのような形で国際的な分業に参画するか、という観点から、政策・施策を検討することも重要となりつつある。国によりとるべき「産業振興政策」は異なるが、経済活動のグローバル化の潮流の中での産業振興の方向性を適切に検討し、それと整合的な形で当該国における貿易・投資促進に取り組んでいくことが必要である。

従来、政府の積極的な介入による産業振興政策、特に特定産業育成／特定産業輸出振興については、世界銀行・IMF等がその有効性を疑問視し、これを好まない傾向が強かったが、近年では世界銀行元チーフエコノミストの Justin Lin をはじめとする経済学者により、政府が比較優位のある産業を選定し、積極的に支援を行うことの実効性が主張されているなど、政府による包括的な産業振興政策に対する関心が高まりつつある。

なお、上位となる産業振興政策との整合性を図りつつ、その国に合った貿易振興、投資促進を進めていく必要があるが、国の発展段階によって、貿易振興・投資促進を通じて目指す政策目的も変化するものと思料される。例えば、経済発展段階の初期・中期の国においては、貿易促進・投資促進が現地の雇用拡大、所得向上、貧困削減、国内裾野産業の形成に資するものとして進められるが、ある程度成熟しつつある発展段階の国、中進国の罨への対応が求められる国においては、産業の高度化、技術レベルの向上といった課題にも資する貿易振興・投資促進策が検討され得る。このように貿易振興・投資促進の協力にあたっては、背景となる産業政策上の目的も十分に踏まえつつ、支援する必要がある。

【支援アプローチ】

JICA は、相手国の経済状況や国際競争力を把握・分析した上で幅広い政策オプションを提示し、相手国の産業振興政策の策定を支援している。カウンターパート機関は国によって異なり、首相直轄組織、国家計画省、経済顧問のような上流組織・機関、経済省、貿易産業省等のような政策担当省、投資庁などの実施官庁など多岐にわたるが、相手国政府の実施を確保するためにも、政策の立案に権限のある適切な機関をカウンターパートとし、その実施能力も見極めつつ支援を実施することが望ましい。主な支援アプローチには、以下のようなものが挙げられるが、この他、政策立案に携わる相手国政府の行政官を日本に招いて、経済・産業振興政策策定のための基礎知識の他、日本やアジアの経済発展の歴史や政策等の知識を伝える研修による知的貢献のための支援を行

っている。

ア. 政策アドバイスの提供（政策対話の実施、政策アドバイザーの派遣等）

相手国の産業振興政策の策定のため、日本の学識経験者などが相手国政府高官や学者に対して政策提言を行う政策対話の実施や、政策アドバイスを行う政策アドバイザーの派遣を行う。

政策対話はこれまで、ベトナム、インドネシア¹⁵、ラオス等において「市場経済化支援」「経済構造調整政策支援」「経済政策支援」などとして実施されていたほか、近年では、2009年よりエチオピアでメレス前首相・工業大臣等との産業政策対話（【コラム】参照）、カンボジアにおける対話型の産業政策支援を実施している。

政策アドバイザー（専門家）は、最近ではアジアのみならず、アフリカへの派遣が増加する方向であり、日本や東アジアの経験や視点に基づく政策オプションの提示や現地関係者との議論を通じた日々のアドバイスにより政策策定を支援している。また、近年では、ODAが日本企業の貿易・投資促進にも資することへの期待が高まっていることから、政策アドバイザーが日本企業支援の観点から、日本企業に対して現地情報を提供する活動を行っているほか、日本企業が直面している課題についての解決策を政策アドバイスとして相手国政府にフィードバックし、政府の能力向上を行うこともある。

イ. マスタープラン（M/P）¹⁶策定

マスタープラン（M/P）策定のための支援は、開発計画調査型技術協力等を通じて相手国の政策立案を支援する方法が中心となるが、その過程において、相手国の経済・産業の調査・分析を行うほか、実際にカウンターパートに対する政策立案能力向上のための技術移転をパイロット的に実施することも行っている。1980年代後半のニュー・エイド・プランの下でのASEAN諸国の輸出振興のための協力などのほか、スリランカやケニアの産業振興政策策定のための支援実績がある。

ウ. 政策策定・実施支援（開発政策借款（Development Policy Lending: DPL）等）

開発途上国の国家戦略、貧困削減戦略に沿った政策改善の実施を支援するための借款であり、相手国政府が投資環境改善等の分野における政策・制度の改

¹⁵ インドネシアにおける政策対話のうち、中小企業分野に関するもの（所謂浦田レポート）については付録2「協力事例1(p.xi)」参照。

¹⁶ 国全体、又は特定地域に関するセクター別の長期開発計画や特定地域の総合的な開発基本戦略。通常、15～20年後を目標年次として策定される。

善を実現するため「政策アクション」を設定し、その達成を受けて借款が供与され、相手国予算に資金が組み込まれるものが主流となっている。

エ. その他（産業統計など）

上記産業振興政策や各種施策を検討するにあたって、産業、貿易投資の現状や産業連関を適切に把握することも重要であり、技術協力プロジェクトや専門家等による産業統計や経済統計等の整備も本分野の支援項目の一つとして挙げられる。

【事業実施上の留意事項】

政策対話はこれが機能した際には当該国のトップレベルの意思決定に直結し、大きな開発インパクトを実現できる可能性がある。インドネシアにおける包括的中小企業政策提言（付録2 協力事例1）やエチオピア産業政策対話（コラム）はそのような好例であるが、かかる政策対話が機能するためには（1）開発途上国トップレベルのイニシアティブ／コミットメント、（2）本邦リソースの確保、更には（3）政策対話のテーマが当該国の直面している時勢に沿ったものであるか、（4）必要に応じ、対話の提言を実施するための支援体制、が必要となることに留意が必要となる。

また、政策対話やマスタープラン策定の成果が効果的に活用されるためには、政府の策定する国家5か年計画や産業振興政策等の政策文書にしっかりと組み込まれることが必要であり、政策文書の策定プロセス・スケジュールに合った活動となっているか、重要なステイクホルダー（意思決定者）への説明、インプットが適切になされているか留意する必要がある。プロジェクトの形成、実施にあたっては、相手国政府側の政策策定のフレームワークを十分に確認することが重要である。

【コラム】 エチオピアの産業政策対話

TICAD IV等を契機に日本やアジアの産業開発の経験に学びたいとの2008年7月のメレス前首相による要請に基づき、政策研究大学院大学（GRIPS）とJICAの協力により、(1) 産業開発戦略の考え方や日本側からのアジアの開発経験・視点に基づいた提言について定期的に対話を行う産業政策対話、(2) 具体的な施策実践として、品質・生産性向上（カイゼン）プロジェクトが2009年から実施されている。

前者の政策対話においては、年4回（2012年からのフェーズ2では年2回）、GRIPSとJICAによるミッションを派遣し、(a)首相との面談・対話、(b)首相経済顧問・担当大臣級によるハイレベルフォーラム、(c)大臣級・幹部級との面談・対話、等の複層的な

対話チャンネルが設定され、継続的・建設的な対話が行われている。内容としては、(i)政策ビジョン（首相府）、(ii)国家五カ年計画（財務経済開発省・関係各省）、(iii)貿易促進、投資促進等の経済・産業振興政策（関係各省）、(iv)セクター別計画・産業開発戦略（工業省他）、(v)その他個別要望事項（産業開発マスタープラン（M/P）の国際比較、鉄鋼・金属加工分野等）がある。

これらの対話の結果は、国家五カ年計画等のエチオピア政府の政策や政策実行段階に反映され、インパクトをもたらしている。また、上記(2)のカイゼンプロジェクトは、上位の政策対話の下での具体施策の実践という位置づけで政策対話の場へ進捗状況がフィードバックされている。この結果、カイゼン機関の設立やカイゼン全国展開等の国家的なコミットメントによる実践が展開されている。

（2）サブ目標 1-1-2 産業基盤制度の整備

貿易・投資を促進する企業の製品開発、生産、取引の円滑化のためには、産業振興を支える産業基盤としての制度インフラを整備することは非常に重要な課題である。このような制度インフラの代表的なものに、企業に帰属する知的財産権の侵害を防止する知的財産制度や、工業製品等の規格の標準化、規格に適合していることの認証を受けるための基準認証制度があげられる。これらは国際間のモノ・サービスの円滑な取引、流通にあたって重要な制度であり、貿易・投資促進の基盤制度として開発途上国でも整備が求められるものである。特に開発途上国においては、その制度の複雑さから知的財産制度及び基準認証制度は整備が遅れがちであるため、模造品が国内市場に出回ったり、国際的な基準に適合した製品の生産ができないといった貿易・投資の阻害要因となる事態が発生している。こうした状況を解決し、貿易の拡大を図るとともに、外国企業に対して投資先としての魅力を増大させるためには、当該分野における制度を整備し、関連する人材や組織を育成・強化することが必要である。

なお、企業が活発・健全に活動を行うためには、ビジネス諸活動にあたって基礎となる法整備、人材や資金（ヒト、カネ）の円滑な確保も重要であり、それをサポートする基盤法制度として競争政策、労働政策、産業人材育成、金融制度の整備も貿易・投資促進上、重要である。産業人材育成に関しては、企業の生産の直接の担い手となる技能工の訓練、競争力を持った製品を生み出すための技術者・技能者の育成、生産管理や広く企業経営を行う経営管理者の育成が重要であり、企業が求めるこれら質の高い人材を育成・供給するための訓練・研修・教育制度を整備することが求められる。金融制度に関しては、企業が必要とする資金を円滑に調達するため、民間銀行や公的金融機関等からの融資を適切に得られるための間接金融市場の整備・監督、それを円滑化する信用リスク情報や信用保証制度等の整備・運用、証券や債券発行等による資金の調達を

行い得るよう直接金融市場（証券・債券市場等）の整備・監督があげられる。貿易・投資促進を扱う本指針では詳細は記載しないが、詳しくはこれらを扱う課題別指針・ペーパーを参照ありたい。

1) 知的財産制度の整備

知的財産権とは、新たに生まれた特定の発明または創作等について、一定期間、発明者または創作者等に独占排他権を認めて利益確保の機会を保障し、期限が切れた後は公共の知識（Public Domain）として他者が自由に利用可能とするための制度である。知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権からなるが、これら知的財産権を保護する制度を整備し、その実施体制を強化することは、当該国で事業を行う企業の利益を享受させ、さらなる企業からの投資を呼び込むことに繋がるなど、投資環境の改善に寄与する。また、知的財産制度に関連する法整備等の履行については、1995年に発効したWTOの知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights））によって、開発途上国に対しても2000年からその履行義務が課されており、開発途上国に対しても当該制度の整備が求められている¹⁷。

【支援アプローチ】

開発途上国は、（1）TRIPs協定において規定されている義務を満たすための基本的な法令・制度も未整備な国と、（2）すでにTRIPs協定に基づき知的財産権に関連する法令・制度の整備を進めているものの、実務上の制度整備が不十分な国があり、当該国の状況に合わせた協力が必要となっている。

（1）に該当する開発途上国については、関連機関の行政能力不足はもとより、そもそも知的財産権の出願登録制度が整備されていないといった問題がある。また、（2）に該当する開発途上国については、出願登録制度等の基本的な知的財産制度が法令等により整備されているものの、出願された知的財産権の審査段階において、制度の不備により審査が遅延する、審査官の審査・調査能力が未熟なため非効率な審査が行われるといった問題があるほか、裁判所、税関、警察等の執行機関の知識・能力不足により知的財産権侵害物品（模倣品、海賊版等）の取り締まりが十分に行われていないといった事態が生じている。

上記の（1）、（2）の国のいずれを支援対象とするかにより支援内容は異な

¹⁷ なお、後発開発途上国については、延長要請に基づき、2005年11月開催のTRIPs理事会において、2013年6月末まで履行期限が延長されている。本協定により、知的財産権の幅広い分野における最低限の保護規範の明確化、権利行使（エンフォースメント）に関する規定による実質的な権利保護などが図られることになっている。

っているが、JICA は、相手国の経済状況や知的財産制度の整備状況を把握・分析した上で、相手国の知的財産制度の整備を支援しており、具体的には、下記のア. からオ. に係る協力を行っている。

ア. 知的財産制度の整備

上記（１）に分類される開発途上国においては、出願審査制度や知的財産庁の運用制度が未整備であるため、法制度整備、審査制度、事務処理能力の向上のための専門家派遣等を通じて支援を行う。例えば、インドネシアにおいては TRIPs 協定に適合する制度の法制度整備はできていても、法律以下の規則細則の改正作業が十分に実施できていなかったため、規則細則の改訂を行うために専門家を派遣し、アドバイス等を行った。

イ. 審査能力の強化

上記（２）の支援対象国に対して、行政機関において特許や意匠（デザイン）、商標（トレードマーク）等の審査を行う審査官に対して審査の判断手法や文献調査等に関するノウハウを技術移転することにより、審査官の能力強化を図る支援である。この支援により、審査の質および迅速性を向上することができ、審査待ち出願（滞貨）の減少が期待できる。これまで、ASEAN 諸国を中心に数多くの開発途上国を対象に実施している。さらに、知的財産権の文献データベースおよび web 等による検索システムを構築することにより、さらなる効率的に貢献することができる（詳細は下記コラムを参照）。

ウ. 知的財産権のエンフォースメント（執行、取締）を担う機関の能力の強化

裁判所、税関、警察等の執行機関の職員に対して、知的財産に関する基礎知識の教育や模倣品の真贋判定セミナー等の開催支援を実施する。これまでインドネシア、ベトナム等において執行機関の能力強化を目的とする協力を実施している。

エ. 公衆に対する知的財産制度の普及啓発活動の支援

知的財産権侵害物品の流通を抑えるためには、取り締まりの強化、および公衆への知的財産権に関する普及啓発、の 2 つの活動が効果的であり、その後者に対する協力である。ただし、普及啓発活動はすぐには効果が見えてこないことに留意する必要がある。ベトナムにおける協力の中で知的財産権の普及啓発支援を行っている。

オ. 知的財産の活用に関する制度整備

知的財産制度を整備することは外国からの投資を促進させる効果が見込めるほか、開発途上国の産業振興にも有効である。開発途上国の大学や地元企業が知的財産権を活用するためには、その活用制度を整備する必要があるが、具体的には、大学や地元企業において研究・開発された技術をライセンスとして付与するための制度整備の支援等が挙げられる。例えば、インドネシアでは大学などによる知的財産権の活用（ライセンス付与など）のための支援を行っている。

※インドネシアにおける知的財産制度整備に関する協力事例については付録2 協力事例3（p. xiii）参照。

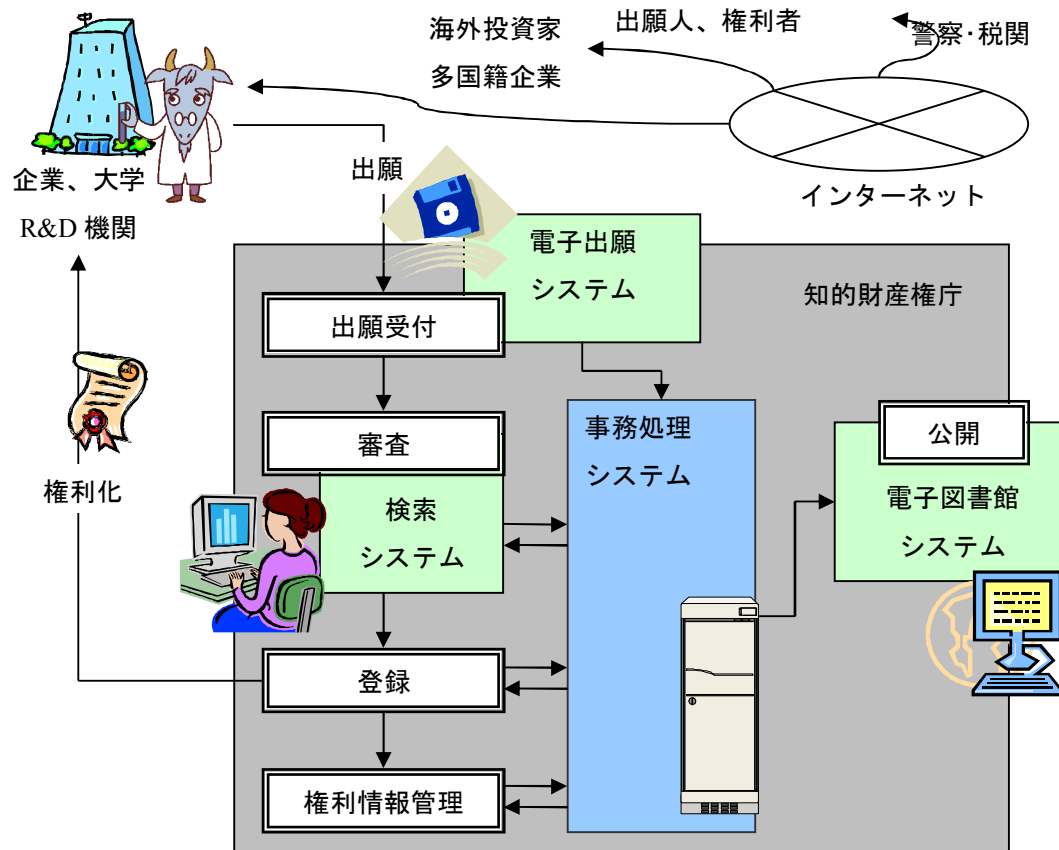
【事業実施上の留意事項】

知財の審査・登録は主に知財局・知財庁をカウンターパートとし、日本の特許庁のノウハウを移転しており、過去 JICA では多数の実績・成果を有している。一方で、知財の執行取締り（エンフォースメント）に関しては、審査・登録に比べると過去の実績は必ずしも多くない。執行取締りには関税局、警察、裁判所といった執行機関の能力向上と連携強化が必要となり、相手国側の複数カウンターパートのプロジェクトへの参画、活動における機関間の調整が不可欠となる。また、日本側もそれに合わせたリソースの確保が必要となる。ベトナムやインドネシアの事例では、知財局・知財庁をカウンターパートの核とし、そこから執行機関間のネットワーク強化を行う方法をとったが、途上国の執行取締りの状況、課題によっては別のカウンターパート機関を選定し、その期間に焦点を当てた協力を行うことも考えられる。各国で行う執行取締りの協力にあたっては、相手国のカウンターパート機関や日本国内のリソースの状況を踏まえ、効果的かつ現実的なプロジェクトの内容・範囲を検討する必要がある。

【コラム】 知的財産権庁機械化（電子化）協力

開発途上国の知的財産権庁の事務手続や文献データベースなどが整備されていない場合、審査処理効率が悪く、特許・意匠・商標の出願増に対応できない場合がある。そのため、機械化（情報化・電子化）の協力により、関係機関内の事務処理手続の電子化から、外部公開用電子図書館（IPDL：Industrial Property Digital Library）、審査官検索システム、電子出願システム等の構築により、審査の効率化のための支援を行っている。

JICA はこれまで、（１）庁内の事務処理手続の電子化、（２）外部公開のための電子図書館の構築、（３）審査官検索システムの構築、（４）出願受付の電子化というように、庁内の手続について順を追って機械化（電子化）していくための支援を中国、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムといったアジア諸国を中心に行ってきた。（下図参照）。

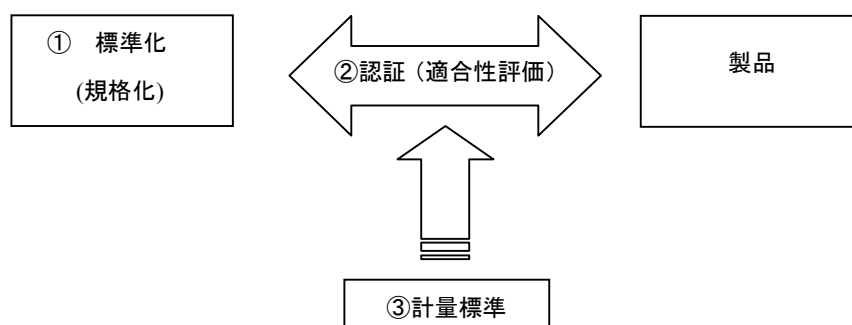


2) 基準認証制度の整備（計量標準、認証制度、標準化等）

自国で生産する工業製品が国際市場で自由に取り引されるためには、同製品の規格が整備され、それらが国際市場における規格と整合的であり、かつ、その整合性の評価手続きが正確で、国際的にも信頼され、かつ調和していることが、貿易の阻害要因をなくす重要な要素となるとともに、国際競争力強化の基礎ともなる。また、1995年に発行されたWTOの「貿易の技術的障害に関する協定」（TBT協定：Agreement on Technical Barriers to Trade）では、不要な貿易障害を起こさないよう、同加盟国が強制規格や任意規格、認証手続きの作成や改正を行う際には、原則として国際規格(ISO/IEC/ITU¹⁸等)を基礎とすることを義務づけ、国内規格と国際規格の整合性を確保することを求めている。また、WTOの「政府調達協定」においても、国際標準に基づいて政府調達の技術仕様を定めることが義務づけられている。

多くの開発途上国においては、基準認証制度の重要性に関する認識の欠如、基準認証分野における行政ノウハウ・人材の不足、試験・校正等のための技術および機材整備等の不足など多くの課題を抱えている。

こうした状況を解決するため、基準認証分野の人材を幅広く育成し、計量にあたっての構成、企画、基準の認証・試験のための組織の能力向上を図ると共に、我が国をはじめ他国の基準認証機関との連携を強化し国際的な相互承認制度への参画を行うことによる国際取引の円滑化が求められている。



【支援アプローチ】

基準認証分野は大きく、規格化（基準を作る）、認証（基準を評価する）、計量（測る）の3つの分野からなるが、JICAではこれらに関連する制度整備、組織強化、人材育成に関し、ハード面、ソフト面双方の強化にかかる、以下のよ

¹⁸ いずれも国際標準化機関で、国際標準化機構(ISO)は電気・通信以外の標準化を、国際電気標準会議(IEC)は電気・電子分野の標準化を、国際電気通信連合(ITU)は通信分野の標準化を担う。ISO、IECは民間団体であり、ITUは国連機関である。

うな支援が実施されている。

ア. 計量標準制度の支援

計量標準とは、測定（時間、長さ、質量、電流、熱力学温度、光度、物質量の7種類）を行う特定標準器/標準物質（例えば、質量ではkg原器等をいう）のことを言い、その制度とは、標準維持供給体制や国際的な同等性の確保等の総合的なシステムのことをいう。この計量標準体制の整備は製品の製造や試験、規格認証を行う上での基礎となるものであり、産業の発展に不可欠なものである。開発途上国においても計量標準制度を構築することは、例えば他国に計量器の校正を依頼する必要がなくなる等、国内の産業振興上、多大なコストメリットがある。

本分野に係る支援としては、計量標準制度の政策・制度構築支援、計量施設の整備、校正機器（測定を行うための計量器が基準に対して適切に測定できているかを確認するための機材）の供与、技術指導やノウハウの伝達が挙げられる。JICAでは、開発調査型技術協力によるM/P作成、施設建設/機材整備のための円借款協力/無償資金協力、技術協力の各スキームを単独ないし連携して実施している。これまでにタイ、マレーシア等の国において実施してきている。

イ. 認証制度の支援

認証（Certification）とは、第三者機関が、ある製品等が定められた規格を満たしているかどうかの確認をする行為をいう。そして、認証を実施する機関を認証機関（Certification Body）といい、認証機関がある製品が規格を満たしているか確認するための試験データを提供する機関を試験所（Testing Laboratory）という。これら認証体制や試験体制が整備されていないと、市場に流通する製品の信頼性のみならず人体への影響などにも悪影響を及ぼす可能性がある。よって、認証制度の運用主体である認証機関、試験所が適切に運用されることは、その国の産業が発展するためには不可欠である。

当該分野における支援は、主に技術協力プロジェクトの実施を通じて行われるが、例えば認証機関への支援としては、対象国の認証制度に対する政策支援、製品等の認証を行う上でのノウハウや基本的な考え方の指導、組織として作成が必要となる書類の整備支援等を実施している。また、試験所に対する支援としては、試験を実施するための試験装置の供与、試験を実施する技官への技術的な指導やノウハウの伝達、試験方法のOJT等が挙げられる。JICAでは、これまでにインドネシアやベトナム、タイ、フィリピン、中国等の国においてこれらの機関の能力強化支援を実施してきている。

また、二国間の相互認証協定（Mutual Recognition Agreement: MRA）¹⁹及び国際的な相互認証制度として、国際標準化機関である国際電気標準会議（IEC）内の枠組みである、IECEE/CB スキームという制度への加入にかかる支援も実施している。CB スキームへ加入することにより、当該国の認証機関の証明書が他国でも適用され、製造者が複数国へ輸出を行う場合に、各国で何度も試験を行い認証取得をする手間が省かれ、輸出を促進することが可能となる。また、外国企業にとっては投資先としての魅力も高まるため、多くの開発途上国はCB スキームへの加入を望んでいる。JICA では、これまでにインドネシアおよびベトナム等を対象として、認証機関、試験所のCB スキームへの加入支援を実施している。

ウ. 標準化（規格化）

標準化の導入・推進は、製品・サービスの利便性・安全性の向上、製品や部品の互換性の向上し、製造や調達コストの低下、技術の再現性の向上、研究開発の効率化や他社との提携機会の拡大など様々なメリットがあるが、貿易投資促進の観点からは、国際標準化の促進は国際間における製品・サービスの互換性・インターフェースの整合性を確保するなど、貿易・投資を促進する基盤として、極めて重要である。また、日本企業がグローバル市場で競争力を確保するために、アジア太平洋地域を中心に標準化に関する戦略的な連携協力体制の構築が図られており、官民一体となった協力の意義は大きい。

エ. 基礎的な知識の移転

基準認証制度の政策立案に携わる相手国政府の行政官や、計量標準・認証・試験に係る技官等を日本に招いて研修を実施することにより、基準認証制度の基礎知識の導入の他、認証・試験業務等の実務的な指導や、日本における基準認証制度の紹介等といった支援を行っている。

【事業実施上の留意事項】

ものを正確に測るための基盤となる国家計量標準制度の導入は、タイやマレーシア等で協力を行っているが、数多くの測定項目をカバーするため、指導のための専門家や整備すべき機材・設備は多数にわたり、規模の大きな支援事業となる。この際、数多くの測定項目の中で優先的に整備する項目の選定、整備後の測定・維持管理体制の構築を適切に行わないと、協力によるインプット

¹⁹ MRA では、貿易の円滑化のために輸出国側で行われた認証手続を輸入国側で活用する。輸入国側の政府は、輸出国側の認証手続を受け入れるので、輸出業者は認証手続を自国内で終了させることができ、時間とコストの削減により輸出の促進につながる。

が効果的・継続的に活用されなくなるリスクもあるため、留意が必要である。一方で、一定の時間をかけて支援を行うことによって、計量標準制度が根付き、製造業振興の基盤として成果を上げている例が多い。

規格化、認証制度は、どのような製品のどのような性能を評価する規格・認証制度を協力の対象とするか、相手国内の、日本を含めた（周辺）地域の生産・貿易の市場ニーズの状況による。電気製品の安全基準といった国内の消費者保護を目的とするもの、電気製品の省エネルギー性能評価といった国内のエネルギー政策に資するものなど、相手国の政策的要求に合致するものが対象となることが多い。一方で、域内の貿易が活発な製品で、国内の基準認証を国際的な相互認証が認められるレベルとし、国内輸出産業や地域経済の発展を目的とすることもある。また、日本の優れた技術を適切に評価する規格・認証制度を対象とし、相手国のみならず、日本との互恵的な協力を行う場合もある。本分野の協力を行うにあたっては、以下なる分野を協力対象とするか、相手国、周辺地域、日本企業等のニーズ、意義を十分に確認し、事業の形成・実施を行うことが重要である。なお、当該分野の協力は特定の行政機関、関係機関に知見が存在するため、日本国内のリソース確保は必ずしも容易でない。案件の実施に際しては、国内リソース確保の可否も注意を払う。

中間目標 1-2 インフラ整備

サブ目標 1-2-1 経済インフラの整備

サブ目標 1-2-2 経済特区・工業団地の整備

開発途上国においては、企業が経済活動を行うために必須の道路、港湾、電気、通信、水などのインフラが十分に整備されておらず、貿易・投資促進のためにも、インフラの拡充及び関連制度の整備は極めて重要な課題となっている。

円滑な輸出入を行うため、また投資先としての魅力を高めるためにも、運輸交通（道路、鉄道、港湾、空港等）の整備による物流コストの削減や国際市場へのアクセスの改善、電力・エネルギー、通信などの企業活動に必要なインフラの整備は重要である。近年は、複数国間による地域統合の動きが加速化していることから、域内の経済連携促進のための国境を越えるクロスボーダー交通インフラ（Cross Border Transport Infrastructure : CBTI）の整備も重要となっている。特に、運輸交通インフラの整備は、各生産拠点間を結ぶサービス・リンク・コストの低減を通じて、産業集積間の接続性を向上し、バリューチェーンの構築にも貢献する。

これに加え、産業の立地や外国企業の投資を促進するためにインフラを集中

的に整備した工業団地や経済活動を行うにあたっての特別なインセンティブを付与した経済特区（Special Economic Zone: SEZ）の建設・整備の重要性が増している。近年では、こうした経済インフラの拡充のため円借款等の公的資金の投入のみならず、Public-Private Partnership（PPP）を活用しようとする動きが進展しており、JICA では、これまで公的部門が建設・整備し、サービスを供給していた公共分野において、公的部門と民間部門が連携を図った事業形成のための「PPP インフラ事業準備調査」を開始している。

（１）サブ目標 1-2-1 経済インフラの整備

貿易・投資促進に資するハードインフラの整備としては、主に運輸交通インフラ（道路、鉄道、港湾、空港等）の整備による物流コストの削減や国際市場へのアクセスの改善や、電力・送配電に関するインフラ、通信インフラの整備が重要である。これらは貿易投資促進の観点のみから整備されるものでなく、各種インフラ整備が無秩序に行われなように都市開発や地域開発の視点で、社会・環境面での検証も不可欠である。本サブ目標は当該国・地域・都市開発の全体的視点から取り組むべきものであるが、貿易投資の振興にも欠くことができない環境整備と位置づけている。

【支援アプローチ】

ア. 運輸交通インフラ整備

貿易・投資の促進のためには、貿易に必要な港湾・空港インフラ整備及び空港・港湾と経済活動が行われる商業・産業エリアとを繋ぐ道路インフラ整備が重要である。運輸交通インフラの拡充は物流の効率化を向上するための重要な施策の一つであり、そのための投資規模は莫大なものとなるが、貿易や投資の促進、ひいてはその国の経済発展のために欠かせない。また、近年は、複数国間による地域統合の動きが加速化しており、域内の経済連携促進のための国境を越える CBTI の整備も重要である。

イ. 電力及び送配電インフラ整備

開発途上国では、日常的な計画停電や事故的な停電など経済活動に影響する電力事情を有する国も多い。従って、民間企業が海外直接投資を検討する際には、安定した良質な電力の確保は投資の重要な判断材料の一つとなっている。安定した電力の供給のためのインフラ整備は、国民の一般的な社会生活や産業などの経済活動を支えるのみならず、貿易・投資促進のための環境整備の観点からも不可欠である。

ウ. 通信インフラ

通信インフラの整備は、国民の一般的な社会生活、産業活動にも不可欠であるとともに、貿易・投資促進のための環境整備の観点からも不可欠である。多くの開発途上国における通信の発展は、国営企業としての通信会社設立、国営企業の民営化、民間企業の参入に関する規制緩和の流れが一般的であり、各開発途上国の通信分野の発展の具合に応じ、通信基盤としての国営企業経営強化、その次のステップとして、国営企業民営化、さらに、通信分野における規制緩和などが施策として必要となる。

【事業実施上の留意事項】

それぞれの詳細・実施上の留意点等については、該当する各課題別指針を参照ありたい。

(2) サブ目標 1-2-2 工業団地・経済特区の整備

外国企業からの投資先としての魅力を高めるためには、上記 (1-2-1) の運輸交通、電力・送配電、通信など経済インフラを集中的に整備し、更に当該地域における経済活動に対して特別な優遇措置（インセンティブ）を付与する経済特区（Special Economic Zone: SEZ）の開発や工業団地の整備が有効である。広くインフラを整備することは困難でも、国内外の企業向けに場所・地域を特定し、特定地区内に企業にとって必要なインフラや各種優遇措置を用意することは開発途上国にとっても取り組みやすく、効果的な投資誘致・貿易促進策となるケースも多い。

1970年代以降、台湾や韓国など東アジア地域において輸出加工区（Export Processing Zone: EPZ）が同地域の経済発展に大きく貢献したことから、多くの国が投資促進策としてSEZを導入しており、現在135の国と地域に約3,000の経済特区が存在している²⁰。うち約2,300のSEZが、開発途上国あるいは経済移行国に立地しており、SEZにおける輸出が途上国の製造業輸出の7~8割を占めることもある。また、アジア太平洋地域におけるSEZは、同地域の雇用の2.3%を吸収していると推計されている。

【支援アプローチ】

ア. 経済特区（Special Economic Zone: SEZ）²¹の整備

²⁰ FIAS (2008) Special economic zones: Performance, lessons learned, and implications for zone development

²¹ SEZに統一的な定義はないが、FIAS (2008)によれば、「単一の行政体によって運営される地理的に区切られた地域で、区域内に立地する企業に対し、何らかのインセンティブ（関税非課税による輸入や簡素化された税関手続など）を与えるもの」と定義されている。

経済特区（SEZ）の整備に関する支援については、工場用用地の造成、道路・上下水設備等の整備などを行うハード面の支援と、経済特区に関する法制度整備、経済特区整備にあたっての環境アセスメントの実施支援、SEZ 内の経済活動に対する特別な優遇措置（インセンティブ）の検討、運営管理を行うソフト面の支援がある。

ハード面の直接的な支援として、工場用用地（工業団地）を中心とした経済特区占有の施設の整備のほか、特区の稼働・運営に必要となる周辺インフラ（上下水、電力、廃棄物処理等一般的に公共サービスとして提供されるもの）の整備があるが、一般的に占有施設の整備は民間の開発業者が行う場合が多いため、開発援助機関は周辺インフラの整備を支援するが多い。また、そういった支援は工業団地と同様 M/P や F/S 調査等を経て円借款により進められる。

SEZ が外国投資誘致を成功させるためには、当該 SEZ の開発が国家開発計画等において明確な政策目標として定められ、その政策の下に戦略的に投資環境を集中的に整備し、制度整備が行われることが重要であるほか、SEZ を管理・管轄する政府機関が国際的な環境に対してもきちんと適応する能力を有し、官僚的手続によるビジネスの遅滞、汚職などによる不明瞭な手続きなどが起こらないよう関係機関の能力強化を行うことも必要である。従って、ソフト面では、SEZ の開発戦略や SEZ に入居する企業に対する優遇措置（インセンティブ）の検討といった上流部分の協力から SEZ の運営管理に係る技術移転など下流部分の協力まで多岐に渡る支援を実施している。

イ. 工業団地の整備

投資先としての魅力を高めるために、企業や工場が立地するための土地造成、アクセス道路、工業用水・電気・通信、排水・廃棄物処理場といった生産活動に必要な設備を集中的に計画、建設する。JICA においては、M/P や F/S 調査により工業団地の計画策定を支援し、円借款によって造成・建設の支援が行われている。また、工業団地の維持・運営管理に関する公的機関への技術協力も行われている。

【事業実施上の留意事項】

工業団地、経済特区の開発は、開発計画調査型技術協力（旧開発調査）によるマスタープラン調査やフィージビリティ調査による計画・設計と、それに引き続く円借款等による開発により、その後の外国直接投資の誘致につながるなど、東南アジアを中心として成果をあげた例も多い。

一方で、工業団地、経済特区を開発するにあたっては、それにより開発途上国政府として如何なる産業を振興しようとしているのか、上位の産業政策との整合性の確認、その中での工業団地、経済特区の役割と戦略など、政策・戦略

面でのプランニングが求められる。同時に企業の投資意欲・ニーズの分析、団地開発運営の妥当性の調査も重要であることは論をまたない。すなわち単なるインフラ開発でなく、産業振興政策、投資政策といった政策面でのインプットや企業の投資ニーズの分析なども協力の上で必要となることに留意が必要である。本邦企業（中小企業含む）も海外進出に積極的であるところ、情報収集・対話を通じ本邦企業にとっても魅力的な工業団地・経済特区開発を行うことも開発途上地域及び我が国にとって有益と考えられる。

また、経済特区においては、立地企業に対する特別なインセンティブの付与が検討されるため、関係する法制度、許認可を所掌する数多くの関係機関が関与するため、核となるカウンターパートを通じて適切なステイクホルダーを事業に巻き込んでおくことが肝要である。

【コラム】カンボジア国シハヌークヴィル港経済特別区開発事業

カンボジアは2004年にWTOへの加盟を果たし、投資・経済関連の法整備を進めていたものの、煩雑な行政手続きやインフラの未整備等、同国が抱える投資促進のためのボトルネックのため、外国直接投資の誘致が遅れていた。また、2007年6月には日・カンボジア投資協定が署名され、日本企業からも早急な投資環境整備が求められた。

このため、首都プノンペンから南西約240kmに位置し、1996年より円借款により整備されてきたカンボジア唯一の国際海洋港であるシハヌークヴィル港に隣接する約70ヘクタールの「経済特別区（SEZ）」を整備することとなった。整備に当たっては2006年3月にエンジニアリングサービス、2008年3月に工場用用地の造成、道路・上下水道整備、施工監理・投資誘致活動支援のためのコンサルティングサービスに対する円借款を供与し、2012年5月に完成した。また、実施機関であるシハヌークヴィル港公社が工業団地の販売・運営経験がないところこれを支援するシアヌークビル港経済特別区（SEZ）マーケティング&オペレーション専門家（2011-2012）を派遣した。第1号としては王子製紙グループの現地法人が段ボール製造工場を建設し、2013年3月に操業を開始した。

今後のさらなる投資促進のため、マーケティングと顧客サービス向上が重要となっている。また、シハヌークヴィル港湾公社そのものの運営に対する提言等も通じ、より顧客のニーズに沿ったサービス提供が可能な環境整備が重要となっている。



経済特別区管理棟（左側）と
Container Freight Station（右側）



下水処理プラント。工場排水が垂れ流し
にならないよう特区専用の施設を整備

2-2-2 開発戦略目標2 「貿易促進のための体制整備」

中間目標 2-1 貿易阻害要因の削減

サブ目標 2-1-1 関税・非関税障壁の削減

サブ目標 2-1-2 貿易手続円滑化

中間目標 2-2 企業の国際競争力強化

サブ目標 2-2-1 海外市場へのアクセス向上

サブ目標 2-2-2 企業の経営・生産能力強化

貿易を促進するためには、輸出入の阻害要因となる関税や非関税障壁等を削減するとともに、国境における手続円滑化をしていくことと、また、貿易の主体である産業・企業の国際競争力を高めることの大きく二つの方策がある。

「貿易の阻害要因の削減」のためには、貿易障壁を低減するための貿易政策・制度の策定を国家として取り組むことが重要である。障壁を下げると当然貿易機会は拡大するが、その反面、競争力の弱い国内産業が国際市場にさらされて淘汰される可能性がある。このようなチャンスとリスクを踏まえて、国際的な貿易体制・協定にどのようなスケジュール・順序で加盟していくか、そのために必要な国内の支援制度・措置等の検討が必要となる。また、政策・制度の策定と履行といった貿易振興のための方針の立案と実践に加え、貿易手続・物流にかかる物理的な労力や時間コストを下げる貿易円滑化も貿易促進の重要な要素となる。

後者の「企業の国際競争力強化」は、貿易を行う主体である企業の強化であり、国際市場において競争力を持った品質・生産性と価格を実現するための製品生産・サービス提供能力の強化と、国際市場へのアクセスのための国際市場の動向把握と適応、貿易手続の習得といった国外へのアウトリーチ活動の強化が各々貿易振興に必要となる。

中間目標 2-1 貿易の阻害要因の削減

サブ目標 2-1-1 関税・非関税障壁の削減

サブ目標 2-1-2 貿易手続円滑化

貿易の阻害要因には、各国が自国産業や消費者保護のために輸出入品に高額関税を課す関税障壁と、輸出入の数量制限、輸出入品に過度に厳しい品質検査や安全基準、衛生基準等を課す非関税障壁などがある。こうした貿易の阻害要因の低減のためには、国際ルールに沿った貿易政策・制度の策定と実施、及び貿易手続の簡素化・調和（貿易円滑化）の取組みといった上流、下流、双方からのアプローチをとる必要がある。

貿易政策・制度については、四囲の国際経済情勢と国内経済の状況・情勢を踏まえて慎重な検討が必要となり、また国際的にも国内的にも利害が発生するため、政治的にセンシティブな内容を含む。これに比して、貿易円滑化はモノ・サービスの国際的な流れを改善するもので、基本的には利害が発生するものではないため、貿易促進のための有効な課題解決として積極的に実施されている²²。

(1) サブ目標 2-1-1 関税・非関税障壁の削減

貿易政策・制度は、輸出入品に課される関税及び貿易手続などの国境における（at-the-border）政策・制度及び国内における（behind-the-border）政策・制度に分けることができる。

WTO 協定や FTA/EPA 協定等国际ルールでは、国際ルールに適合的な形で国内政策・制度整備を求めているが、そういった国際ルールは、国境において輸出入品に課される関税率や貿易手続のほか、国内における知的財産、基準認証、投資規制など広範かつ多岐にわたる政策・制度を規定しており、それらの政策・制度を国際ルールに沿って履行するためには幅広い知識や体制整備が必要となる。しかし、一般に多くの開発途上国は関連する行政組織における人材・能力不足や行政体制の脆弱さといったボトルネックを抱えている場合が多いことから、既存の国内法・規制と国際ルールとの整合性の精査や新たな法制度の整備・実施を円滑に進めることができないといった問題を抱えている。

また同時に、貿易自由化により開発途上国の自国産業に対するインパクトが生じることも想定されるところ、貿易政策・制度の策定と実施にあたっては貿易自由化に関するメリット・デメリットを開発途上国自身が認識し、国際ルールに関する理解促進を進める必要がある。

【支援アプローチ】

JICA は、WTO 協定や FTA/EPA 等の貿易の自由化にかかる国際的な協定や枠組みに関して、相手国の協定の加盟の状況、それに対する履行の状況及び履行能力を把握・分析した上で、①政策・制度の策定、及び②裨益効果の増大も視野に入れてその履行能力の向上の観点からの以下のような協力を実施している。

²² なお、貿易円滑化においても、貿易の流れで滞りや不透明な部分にはレントが発生しており、それによって利益を得ているものも存在するため、その改善が必ずしも容易でないことに留意が必要である。

ア. 貿易政策・制度の策定

カウンターパートの知識の向上、及び政策提言による政策・制度の策定に資する支援を課題別研修・国別研修、アドバイザー型専門家の派遣、開発調査型技術協力の実施を通じ主に以下の内容について支援している。

- WTO 協定や FTA/EPA 等の国際的な貿易協定、枠組みの理解
- 貿易の阻害要因と自由化が与える自国経済産業へのインパクト分析
- 貿易政策（自由化、促進策）の検討

イ. 貿易政策・制度の履行能力向上

WTO 協定や FTA/EPA 協定等により求められる義務の履行能力の向上に対する支援を課題別研修・国別研修、専門家の派遣、開発調査型技術協力、技術協力プロジェクトを通じて実施している。

上述の協力におけるカウンターパート機関は、経済省、商業省、貿易産業省等の貿易関連機関が中心となるものの、協定の内容によって、工業省、標準関連機関、知財関連機関等幅広い政府機関が対象となる。

【事業実施上の留意点】

政策・制度の策定に関しては、開発途上国は開発パートナーであると同時に、貿易における交渉相手でもあることから、セミナーや講義の内容によっては、我が国の貿易における立場を前面に打ち出しているとの印象を先方に与えることのないよう、中立的な立場で行うことが肝要である。

※付録 2 「協力事例 5：日伊経済連携協定活用強化プロジェクト」(p. xv)、「協力事例 6：APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム」(p. xv～xvi) 参照

(2) サブ目標 2-1-2 貿易手続円滑化

貿易手続円滑化とは、税関手続を含む貿易に関係する手続を簡素化することによって物流を迅速化することである。これにより貿易関連コストが低下し、当該国の輸出入が促進されることが期待できる。また、単に当該国だけでなく、貿易の相手となる国にもコスト低減によるメリットが生ずる。

上述の通り、通常、貿易を阻害する要因としては関税率が挙げられるが、関税率の引き下げ交渉は時に政治問題化しやすく、WTO 交渉にも見られるとおり合意に時間がかかることが多い。他方、貿易手続円滑化は主に手続面での合理化、効率化を図るものであることから、官民ともに事務効率化を進めることができ、取り組みやすい課題といえる。加えて、貿易関連コストは企

業が海外直接投資を決定するうえでも重要な要素となることから、手続の簡素化による貿易関連コストの削減は、投資環境整備の観点からも重要である。

貿易を行う上で、よく見られる手続上の問題点として以下が挙げられる。

- ・ 必要な手続が不明確
- ・ 輸出入に関係する手続が多数かつ複数省庁にわたる
- ・ 輸入の申請をしてから実際に貨物を引き取るまでに非常に長い時間がかかる

これらの問題点は、当該国内における輸出入の許可手続、通関手続、港湾や空港でのオペレーション等に起因する。貿易手続は、当該物品の所管省庁による輸出入の許可や登録手続、輸出者・輸入者の登録、通関手続など、多数の省庁に跨っており、この点が手続を複雑化するとともに、時間を要する原因となっている。

【支援アプローチ】

貿易円滑化のための貿易関連手続の改善にあたっては、まず輸出入プロセス全体の中でのボトルネックとなっている問題点の明確化が必要であり、港湾や国境における手続や物理的な貨物の流れの中での所要時間の計測、分析を行う。また、分析の結果明らかとなったボトルネックの解消に向けて、特定プロセスの改善のための法、規制、制度の策定を行うとともに、これを的確に実践するための能力向上を実施する。上述の通り、貿易手続には多くの関係者が関与するため、手続に重複、矛盾が生じているケースも多く、こうした事態を改善していくためには、複数省庁間の調整を行っていくことも重要である。具体的な支援方法としては以下が挙げられる。

ア. 貿易許可手続の合理化

貿易を行う際、予め輸出入者登録を行う、当該物品が国内の各種基準を満たしているか検査を受ける、といった様々な許認可が必要となる。こうした手続きは各省庁が独自に定めていることが多く、国として手続の全体像が明らかになっていないことも多い。こうした各種許認可手続全体を明示化することにより、手続上の重複や矛盾が発見され、手続の合理化、効率化に資することが期待される。

イ. 税関手続の効率化

通関申告に際しては、①貨物を分類し、②関税額の算出を行う必要がある。こうした手続に関しては、改正京都規約を始めとする国際条約等により国際

的なスタンダードが確立しているが、各国税関職員がこうしたルールを理解し、的確に運用することができていないケースも多い。こうした場合、税関職員の能力向上を図ることが有効である。

また、税関では取締等の観点から貨物の検査を行うことがあるが、通関申告書の情報から疑わしい貨物を適切に抽出する体制（＝税関リスクマネジメント）づくりも重要である。これにより適正な事業者による通関は貨物検査を受ける可能性が低くなり、通関時間の短縮化が期待できる。

ウ. シングル・ウインドウの導入

上記ア. 貿易許可手続の合理化に関連し、物品の輸出入に当たり必要となる各種書式の提出窓口は多岐にわたることが一般的である。こうした手続には合理化の余地はあるものの、必要不可欠であり省略できないものも多い。そこで、こうした書式の提出窓口を一元化（＝シングル・ウインドウ）することにより手続を効率化することができる。なお、シングル・ウインドウによる一括化に伴い、扱うデータ量が大きくなるため、コンピュータシステムの導入があわせて必要となる点に留意する必要がある。

エ. ワン・ストップ・ボーダー・ポスト（One Stop Border Post: OSBP）

貨物が国境を通過する場合、出国手続、入国手続をそれぞれの国において行う必要がある。特に陸上国境において、これらの手続を一か所に集約する（ワン・ストップ・ボーダー・ポスト）ことにより、手続の迅速化を図るものである。OSBP を実現するためには、国境を挟む両国間の法令整備や手続の制定、また、これにかかわる税関職員や通関業者の能力向上に加え、OSBP 施設整備が必要となる。

【事業実施上の留意点】

貨物の輸出入手続には多くの官公庁が関係する。このため、輸出入手続を簡素化・合理化しようとする際、省庁間の調整に多くの時間を要することも少なくない。こうした事態を避けるためには、①貿易手続合理化に関する相手国の政策的取り組み状況（例：ASEAN シングル・ウインドウ計画など）を確認するとともに、②右取り組みにおいてフォーカルポイントとなる省庁をカウンターパートとすることが必要である。

中間目標 2-2 国際競争力強化

サブ目標 2-2-1 海外市場へのアクセス向上

サブ目標 2-2-2 企業の経営・生産能力強化

企業が国際的な競争力を強化するためには、国際市場において通用する製品・サービスを提供できる能力と国際市場に売り出すためのマーケティング（アウトリーチ）能力が必要である。品質・価格が国際市場において競争力を持つ製品・サービスを提供できる産業（サプライサイド）が十分に育成されていない段階にある開発途上国において貿易振興を検討する際には、ポテンシャルのある産業・製品を如何に発掘・育成するかという視点は不可欠である。

また、貿易促進のためには、開発途上国の企業が自ら国際市場に積極的にアプローチし、潜在的な需要（デマンドサイド）を把握・分析し、これに対して適切かつ効果的に自社の魅力を発信することが重要である。しかし、開発途上国においては、国際市場、他国市場の情報の整備と分析が不十分であり、開発途上国企業の国際市場における需要の分析能力、情報発信能力を高めるための行政の支援も不足している。更に、貿易手続に関する知識が不足しているため、国際競争力をもった製品・サービスを提供できる能力を有していても輸出ができず、国際市場への参入ができないといった課題がある。従って、企業の経営資源強化と並行して貿易の実務的な知識の向上も必須となっている。

（1）サブ目標 2-2-1 海外市場へのアクセス向上

貿易促進のためには、国際マーケティングや国内の貿易関係者に対する貿易実務等に関する知識・スキルの普及が不可欠である。そのため、各国政府は、貿易研修機関／輸出振興機関などの貿易促進機関²³を通じ、現地企業を対象として貿易実務研修や国際市場情報の整備などのサービスを提供している。

しかし、このような機関が存在せず、貿易促進体制が不十分である場合のほか、行政人材の能力、経験、ノウハウの不足により輸出企業に対するサービスを提供できていない開発途上国もあり、そういった国・地域に対しては貿易促進機関等が、貿易活動の促進に関連する有効なサービスを提供できるようにするための組織作り、組織改革などの支援も実施している。

【支援アプローチ】

ア. 貿易実務、マーケティング（市場情報、製品開発）能力向上

²³ 国によっては商業省など貿易取引を所管する省庁、地方政府等の場合もあり、更には民間機関である商工会議所や貿易協会等が企業を対象にサービスを提供することもある。

貿易促進機関を通じて海外市場及び海外バイヤーに関する情報提供や、展示会等による販路拡大支援、輸出に関する相談受付等を実施し、マーケティング能力の向上やビジネスマッチングを行う。また、輸出企業に対して貿易実務者研修を実施することにより、貿易に必要な知識、経験、ノウハウ等の提供を行う。

イ. 貿易促進機関の能力向上

上記ア. の支援は、貿易促進機関を通じて実施されるが、貿易促進機関の政策・施策の実施能力が不十分な場合には、当該組織の改革・改編、運営・管理体制や人材育成体制の整備等にかかる協力を実施する。これまで、JICA はラオスやインドネシアの貿易促進機関に対する技術協力プロジェクトを実施しているが、当該プロジェクトにおいては、職員の貿易促進に係る知識・実務に関する技術移転及びそれに関連する研修実施能力の強化、貿易促進に係る施策の実施体制の整備、関係機関との連携強化等を実施した。

【コラム】インドネシアにおける JICA の包括的な貿易促進の取組み

JICA は、インドネシアにおける貿易促進のための支援を 1980 年代後半から開始しているが、インドネシア側のニーズに沿ってその支援の幅を企業に対する研修の提供から、研修実施能力の強化、更には地方へのサービス展開のほか、貿易研修以外の国際マーケティング力の強化と、その支援領域を徐々に広げてきた²⁴。

1988 年に開始された貿易研修センター（IETC: Indonesia Export Training Center）への協力では、まずは無償資金協力により貿易研修センターを建設し、企業に対して貿易に必要な知識・ノウハウを提供する研修を中心に行っていたが（フェーズ 1）、その後、研修のプログラムの規格・運営能力のための人材育成に重点を移していった（フェーズ 2）。更に、ジャカルタ以外の企業に対しても貿易の実施に必要な知識、ノウハウの提供を行うため、州政府と連携し地方都市数カ所に「地方貿易研修・振興センター（RETPC）」を設立し、IETC の業務（貿易研修の実施）の地方展開を目的とした「地方貿易研修・振興センタープロジェクト」（2002～2006 年）を実施した。

一方で、企業の貿易を後押しするためには、貿易研修に加えて輸出振興機関が海外市場の情報収集、展示会の開催、海外市場の情報収集、発信等の国際マーケティング強化支援が必要であるとの観点から、IETC の上位機関である商業省輸出振興庁（NAFED: National Agency for Export Development）の組織改革、戦略策定のための支援（開発調査「輸出振興機関の機能強化」（2007～2008 年））を実施した。同支援を通じて作成された「NAFED の組織改編計画」をもとに、その後、それまでの商業省の外局との位置付けから輸出振興総局（DGNE）に組織改編されたが、同改編が円滑に進むよう、2010～2015

²⁴ インドネシアの貿易促進支援の詳細については、JICA (2006) 外部機関による評価 特定テーマ評価「経済連携」を参照。

年（予定）には「輸出振興庁（NAFED）機能改善プロジェクト」を実施している。

また、1990年代後半からは貿易円滑化のための税関システム改善や2000年代以降になるとWTOキャパシティ・ビルディング、日インドネシア経済連携協定活用強化のように、政府関係者に対する国際的な貿易協定実施/対応能力強化を目的とする協力が行われている。現在においても貿易手続から企業への支援まで貿易促進のための包括的な支援を行っている。

1988～1993年	貿易研修センター協力事業（フェーズⅠ）
1989年	無償資金協力による貿易研修センター（IETC）建設
1997～2001年	貿易セクター人材育成計画（フェーズⅡ）
2002～2006年	地方貿易研修・振興センター
1999～2000年	裾野産業フォローアップ調査フェーズ2（輸出振興）
2005～2010年	貿易セクター開発政策アドバイザー
2006～2008年	輸出振興機関の機能強化（開発調査）
2010～2015年	輸出振興庁（NAFED）機能改善プロジェクト

（2）サブ目標 2-2-2 企業の経営・生産能力強化

開発途上国においては、多くの場合、国際競争力のある製品・サービスを提供できる企業が少ないことから、貿易促進のためには、これらを作り出す個々の企業の経営資源（人材、経営・技術ノウハウ、資金等）の強化が必要とされる。国際市場で通用するような魅力のある製品の生産が可能な企業を育成するためには、商業省など貿易分野を所管する省庁のみならず、産業振興を進めている産業省などの機関との連携も必要となってくる。

【支援アプローチ】

ア. 品質・生産性向上

開発途上国の貿易促進を行うにあたっては、企業が国際競争力のある製品・サービスを生産・提供する能力を向上することが必要であり、中でも企業の品質・生産性の向上は重要な要素の一つとして認識されている。そのために日本に対して「カイゼン」に代表される日本的品質管理、生産管理に係る支援ニーズが高くなっている。そうした支援は、技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、個別専門家又はシニアボランティアの派遣等により開発途上国の公的機関をカウンターパートとして当該分野の企業向けサービス提供の仕組みやそのための体制構築、民間サービスプロバイダー（コンサルタント等）の育成を行う支援が行われている²⁵。

²⁵ 詳しくは課題別指針「中小企業振興」第2章を参照。

イ. その他（国際的な食品安全基準への適合、包装技術等）

また、開発途上国においては、農産品が未加工のまま輸出されることが多いが、それらの国では農産品の生産の拡大が農村部の貧困削減につながっておらず、農村部の雇用創出、所得向上のためには農産加工品の輸出が重要な開発課題となっている。農産加工品の輸出のためには、製品自体の品質・生産性向上に加えて国際的な食品安全の基準²⁶への適合が必要であり、更に、製品・商品の包装デザイン、包装技術の向上も国際競争力強化につながることから、当該分野における適切な技術指導も開発途上国の企業の貿易を後押しすることが可能となる²⁷。

【事業実施上の留意点】

企業に対する各種支援サービスは、BDS（Business Development Service）といわれるが、BDS の提供能力を高めるために、官民がどのような役割を担うか、検討して協力を行う必要がある。BDS を公機関が行う場合、公機関の支援サービスの提供能力強化が協力内容となるが、BDS の提供者が民間コンサルタントである場合、質の高い BDS が提供されるようなコンサルタント資格制度の導入、民間コンサルタントを活用した公機関としての企業支援策の計画・実施支援等が協力内容となる。いずれの形態を取るかは相手国がどのような仕組みで企業支援を行っているかによるところが多いが、欧米ドナーでは、企業が必要とする技術や知識を公機関が常に更新し、提供することは困難であるとし、公機関は BDS 提供のファシリテーターであるべきとの議論が主となっている。一方で、中小企業が必要とする基礎となる技術・知識の提供は、ビジネスベースで提供することが困難であること、民間に十分な BDS 提供者が存在していないこと等から、公機関がその役割を担うべき場合もあり、相手国への協力にあたって、どのような仕組みを支援するべきか、事業の形成・実施のいずれのタイミングでも十分に検討しつつ、協力を行う必要がある。（中小企業振興の課題別指針も参照）

²⁶ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）等

²⁷ 例えば、フィリピンにおいて、JICA は地方の中小企業の包装技術及び包装デザインの技術の向上による市場競争力の強化を目的とした支援（フィリピン包装改善による地方中小企業の競争力向上プロジェクト）を実施している。

【コラム】日本センター事業²⁸

日本センターは、市場経済移行国における民間人材の育成を目的として2000年以降、各国に設置されてきた。現在、6か国に7センターが設置されており、2013年にはミャンマーにも新センターが立ち上げられる予定となっている（ウクライナとカザフスタンは2012年にJICA協力終了）。各国の日本センターでは、①ビジネスコース、②日本語コース、③相互理解促進事業を活動の3つの柱としているが、近年では相手国のビジネス人材育成のためにビジネスコースの運営に特化していくよう方針の転換を行っている。

日本センターにおけるビジネス研修の活動は、(a) ビジネスコースの運営、(b) 経営診断・現場指導活動で構成されており、ビジネス研修を運営するため、各センターにJICA 専門家が派遣され、各国のニーズに基づいたカリキュラム設定とコース運営が行われている。これまで、累計6万7千人以上の修了生を輩出しており（2012年現在）、各センターが、経営管理や生産管理等の実践的なビジネスコースを提供している。また、事業の自立発展性を高めるため、現地講師の育成や関連機関との事業連携等、新たな取り組みも開始されており、ベトナム日本センターでは、日系企業の現地社員をビジネスコースに受入れ、日本的経営を理解する現地社員の育成を行うなど日本企業の同国への進出を側面サポートしている（250名/年）。更に、日本企業がCSR活動の一貫として立ち上げた事業の現地業務受託や日本企業の協力を得て日本の技術や経験を伝える冠セミナーの実施なども行っている。

日本センターは、現地に拠点を置き、様々な活動を通じて現地の情報とネットワークを蓄積しており、ビジネス研修による現地の産業人材育成に加えて、現地に進出する日本企業に対して情報提供を実施しているなど、幅広い活動により日本企業の現地進出を側面支援している。

【コラム】 フェアトレード

フェアトレードは、開発途上国の生産者の持続可能な発展を支援するための貿易活動である。近年日本国内でフェアトレードに対する関心が高まり、民間企業をはじめ、多くの企業・団体がフェアトレードを事業に取り入れる動きが見られる。フェアトレードの実施に当たり、先進国の企業や現地のフェアトレード団体が生産者団体の能力向上や認定証の整備、先進国市場へのマーケティングなどの技術指導が行われることが多いが、従来JICAが行っている生産者の生産能力強化といったサプライサイドの支援、市場情報整備、マーケティング支援といった協力と連携を図ることも一案である。

また、JICA は市民参加事業の一環として、各国内センターや広報誌、ウェブサイト

²⁸ 日本センターウェブサイト (<http://japancenter.jica.go.jp/>)

等を通じ、フェアトレード関連情報を対外的に発信し、フェアトレードの認知度を上げる活動を行っている

2-2-3 開発戦略目標3 「投資促進のための体制整備」

中間目標 3-1 投資政策・制度の整備

サブ目標 3-1-1 投資促進政策の策定・実施

サブ目標 3-1-2 投資手続の簡素化

中間目標 3-2 投資促進機能の強化

サブ目標 3-2-1 投資促進能力・体制の強化

課題体系の第三の柱は「投資促進のための体制整備」である。前述のとおり、ここで扱う投資促進は主に海外直接投資であり、外国資金の移転、外国の資本・技術の導入による雇用創出、ノウハウ・技術の導入、更には貿易拡大や経済発展を図ることを主たる目的としている。開発戦略目標3では、こうした海外直接投資を促進するために必要な政策・制度の整備や行政の投資促進能力の強化を取り扱う。

企業が海外直接投資を行う主な動機は、①現地市場での販売（市場追及動機）、②低コスト生産の実現（生産効率追求動機）、③天然資源の獲得（資源追求動機）などが挙げられ²⁹、そういった動機が満たされる市場に対して企業は海外投資を行う。また、投資促進のためには、第一の柱で述べた通り、民間企業が公正・自由なビジネス活動を行うためのビジネス環境の整備が進められることが大前提であり、その上でさらに外国企業の投資を後押しするための投資政策・制度の策定や行政の投資促進機能の強化を補完的に支援することが有効である。

中間目標 3-1 投資政策・制度の整備

(1) サブ目標 3-1-1 投資促進政策の策定・実施

海外直接投資は資金、技術、経営ノウハウの移転を通じて開発途上国の産業競争力を高める反面、国内産業が外国企業との競争にさらされることとなる可能性があるため、各国は、当該国の開発計画や産業振興政策、貿易促進政策などと整合性のある投資政策を策定する必要がある。

投資政策・制度を形作る投資法（含む外国投資法）及び関連規則（以下、投資法と記載）では、一般的に外国投資の定義、投資手続、投資優遇措置等を定めており、各国の投資家は投資法やその他関連する法律（会社法等）に基づき投資のための諸手続を行うこととなる（投資手続については、後述の「サブ目標 3-1-2 投資手続の円滑化」において詳しく扱う）。外国投資法で定める代表的な投資優遇措置は、関税及び税金の控除、通関手続の簡素化、保税倉庫の利用等があり、外国企業は投資法に従って投資を行うことによりこういった

²⁹ 浦田、小川、澤田（2011）国際経済、有斐閣

投資優遇策の恩恵を享受することができる。

また、投資の自由化による既存の国内産業への負の影響の回避のため、積極的に誘致したい産業（ポジティブ・リスト³⁰）や当面誘致を見送る産業（ネガティブ・リスト）を投資法で定めている国も多く、ポジティブリストに掲載されている産業への外国投資には投資優遇措置を提供する一方、ネガティブリストに掲載されている業種については、外国企業の投資が制限されたり、現地企業との合弁企業の設立が必要とされる場合や、投資関連政府機関からの個別の認可を求められる場合がある。

投資政策の策定・実施に際しては、投資ダイアログ等により既存の投資家や潜在的な投資家との対話から彼らが直面する課題を聴取し、その解決に向けた取り組みを行っていくアプローチが有効であるが、外国投資家の投資活動について定める投資法その他、事業に関連する省庁の政策・施策が投資の阻害要因となっていることも多く、関係省庁を巻き込んだ投資環境改善の取り組みが必要である。しかし、実際は国内の主要産業保護や裾野産業育成、外貨保護のため、外国企業に対して収益の国内再投資、自国企業に有利な条件での技術移転、現地調達要求などのパフォーマンス要求を行っている場合、こういった投資活動を規制する政策は当該国の政治や産業振興政策と密接に関連しているため自由化が困難なことがある。また、制度上は問題点の改善が図られても、執行面での遅延や恣意的な運用が見られることがあり、制度化、執行の両面において問題点の解決を目指すことが重要である。

多国間国際貿易ルールが WTO 協定により定められているのと異なり、海外直接投資に係る多国間国際協定は存在しないが³¹、海外直接投資の拡大により 1990 年代以降、二国間投資協定締結数が世界的に増加しており、2011 年末現在 2,833 の協定が締結されている^{32/33}。投資協定とは、海外に投資した企業等や投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための条約であり、投資環境を巡る問題が生じた場合、国際仲裁手続の活用が可能となり、司法制度が未発達な国との紛争についても、公正な紛争処理手段が利用可能となる。二国間投資協定は、「投資保護協定」と「投資保護・自由化協定」に分類できるが、前者の「投資保護協定」では、投資後に第三国や現地企業に劣後しない待遇の付与を求める最恵国待遇・内国民待遇や投資活動に対する特定措置の履行要求

³⁰ 国によっては、規制業種が多いため、投資可能な産業を列挙したポジティブリストを作成し、公表している。

³¹ WTO の TRIMs、GATS 等で定められている一部の投資協定を除く。

³² http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment.html

³³ 経済産業省（2013）2013 年版不公正貿易報告書（Available at: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2013_houkoku.html）

の禁止（パフォーマンス要求の禁止）を求めているのに対して、後者の「投資保護・自由化協定」は、投資前段階から内国待遇・最恵国待遇やパフォーマンス要求の禁止等を求める協定内容となっており、EPA/FTA の一部である「投資章」として盛り込まれている。

国際的な投資ルールではないが、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD）は、開発途上国とその国民の繁栄に貢献し、貧困削減を支援するため、経済成長の安定と持続可能な開発を支える民間投資を促進することを目的とし、2006 年に「投資のための政策枠組み (Policy Framework for Investment: PFI)」³⁴を発表した。PFI は投資家にとって魅力的な投資環境をつくり、投資を促進したいと考える国の政府を対象に重要となる政策検討課題のチェックリストを提供するもので、政府の各レベルで政策策定のツールの一部として活用できる。PFI は 10 の政策分野における 82 の質問項目で構成され、包括的な投資政策ツールとして発展途上各国によって活用されている。PFI は、政府による自己診断や投資政策レビューのほか、JICA 支援（例えば、ザンビアの投資促進プロジェクト - トライアングル オブ ホープ - （2009～2012 年実施））においても活用されている。

また、世界銀行グループ・IFC が 2003 年以降毎年調査・公表している Doing Business³⁵は、外国投資に係る指標ではないが、投資の重要な意思決定要因となるビジネス環境を理解する上では参考となる。Doing Business は、主として各国の地場中小企業にとってその国がどの程度ビジネスが展開しやすい環境にあるかをある程度客観的に明らかにするため、世界各国を 10 の各指標で比較してランク付けをし、各指標の順位を平均して総合順位の提示も行っているものである。比較に用いられる指標は、例えば、会社の立上げ（Starting a Business）、建設許可の取得（Dealing with Construction Permit）、電力の確保（Getting Electricity）等に要する行政手続きの数、必要書類の数、日数、更に金銭的成本といった、各企業がビジネスを運営する上で直面する法規制や許認可手続き等である。しかし、Doing Business は、企業にとっての現地ビジネスのし易さを比較したものであり、その国に対して投資を考える外国企業だけを念頭においたものではなく、外国企業に対する投資優遇措置等は考慮されていない。そのため、本指標が必ずしも投資政策・制度の優劣を示すものではなく、これをもって投資促進の課題領域・協力対象が包括されているものでないことに注意が必要である。

³⁴ <http://www.oecd.org/investment/pfi.htm>

³⁵ <http://www.doingbusiness.org/>

【表 1】 PFI の政策範囲

投資政策 (Investment Policy)	投資促進・円滑化 (Investment Promotion and Facilitation)
貿易政策 (Trade Policy)	競争政策 (Competition Policy)
租税政策 (Tax Policy)	企業統治 (Corporate Governance)
責任ある企業行動 (Responsible Business Conduct)	人材育成 (Human Resource Development)
インフラ・金融開発 (Infrastructure and Financial Sector Development)	公的ガバナンス (Public Governance)

【表 2】 Doing Business の指標一覧

会社の立ち上げ (Starting a Business)	建設許可の取得 (Dealing with Construction Permit)
電力の確保 (Getting Electricity)	資産の登録 (Registering Property)
融資の確保 (Getting Credit)	投資家の保護 (Protecting Investors)
納税 (Paying Taxes)	対外貿易 (Trading Across Borders)
契約の遵守 (Enforcing Contract)	事業の清算 (Resolving Insolvency)

なお、日本国内では、貿易・投資円滑化ビジネス協議会³⁶が取りまとめている「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」における以下 26 の項目が、日本企業が海外投資の際に直面する課題を知る上で参考になる。同協議会は、国毎、各項目毎に問題点を分類し、日本政府に対して提出するとともに、政府間協議で取り上げるための働きかけを行っており、各国における投資分野における課題の分析や協力の検討を行う際にはこういった調査結果を活用することも有効である。

【表 3】 貿易・投資円滑化ビジネス協議会 「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」の 26 項目

外貨参入規制	国産化要求・現地調達率と恩典	輸出要請
撤退規制	部品産業政策上の規則	外資優遇策の縮小
外資法運用手続	投資受入機関の問題	輸出入規制・関税・通関規制

³⁶ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会 (<http://www.jmcti.org/mondai/top.html>) は、日本企業が海外事業活動にて直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏めて日本及び外国の政府に改善を要望することを目的として 1997 年に設置された日本の民間業界団体の協議機関であり、現在約 130 の広範な貿易関連団体により構成されている。

自由貿易地域・経済特区での活動規制	利益回収	為替管理
金融	税制	価格規制
雇用	知的財産制度運用	技術移転要求
工業規格、基準安全認証	独占	土地所有制限
環境問題・廃棄物処理問題	諸制度・慣行・非能率な行政手続	法制度の未整備、突然の変更
政府調達	その他	—

【支援アプローチ】

ア. 投資ダイアログ

現地の日本大使館等が中心となって、JICA や JETRO 等公的機関や民間の商工会が共同で官民の投資ダイアログを開催し、現地政府の高官やビジネス団体を招いて当該国の投資環境の分析や投資環境改善のための対話を行い、当該国への投資を阻害するボトルネックの特定やその解決に向けた活動を行うもの。

例えば、ベトナムでは、2003 年のベトナムのカイ首相と日本の小泉首相が「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」の立ち上げに合意したことから、ベトナムの投資環境を改善するための日越両国による取組みが 2003 年 12 月から開始された。現地日本人商工会が民間企業の視点からベトナムの投資環境の課題をとりまとめて検討した結果をもとに大使館が行動計画として取りまとめ、ベトナム側関係各省と協議を行った上で、両者の合意した行動計画が策定されている。行動計画として取りまとめられた事項は、ベトナム政府が改善の責任を負うこととなるが、ベトナム政府自身による実施が困難である場合には、JICA が実施のための支援を行う場合もある。

JICA は、本イニシアティブの枠組みの議論に積極的に参加するとともに、JICA が計画投資省に派遣している投資環境アドバイザーが、本イニシアティブの実施のため、日越両国の調整役を務めており、日越両国による投資環境改善の取組みに積極的に貢献している。また、ベトナム政府が行動計画に沿った活動を実施するため、税務行政改善や税関手続改善、知的財産保護、産業人材育成、インフラ整備など他分野にわたる取組みに対する支援を行った。

イ. 投資促進政策・施策への助言（投資促進アドバイザー等）

投資政策・制度の改善のため、投資アドバイザーの派遣や技術協力プロジェクト等を通じて投資関連の法制度の改善に関する助言を行う。投資促進ア

ドバイザーは、従来、相手国の投資関係省庁に対して投資政策全般に関する助言、投資制度整備や海外からの直接投資流入促進策の整備等に関するアドバイスをを行うことが基本であり、相手国政府の立場に立った適切な助言を行うことを前提としている。しかし、最近では日本企業の誘致に特化した助言を求める国も増加しており、後述のジャパンデスク的な役割を兼ねている場合も多い。

ウ. 開発政策借款

開発政策借款は、別名「政策制度支援型借款」とも言われ、開発途上国政府が、投資環境改善、財政運営改善、貧困削減など各分野における政策・制度の改革・改善を実現するための「政策アクション」を設定し、これらの達成を受けて借款が供与される仕組みのものである。JICAはインドネシアに対する第8次円開発政策借款（2013年1月23日調印）の供与において、貿易・投資政策に係る政策アクションを設定している。具体的には、日本企業の要望を踏まえてJICAが提案した移転価格税制に係るフォローアップガイドラインの策定、納税異議申し立ての標準業務手順書改訂版の公布、また、貿易・投資に係る官民協議の推進に向けた体制強化等のほか、貿易関連全法令の「ナショナル・シングル・ウィンドウ・ウェブサイト」における公表等が含まれている。また、フィリピンに対する「開発政策支援借款（投資環境整備）」（2012年10月10日調印）においては、税還付手続きの改善、税関手続きの円滑化、F/Sファンドを活用したF/Sの実施、中等教育における技術職業訓練プログラムの試行的実施等、産業競争力の向上、インフラ整備、雇用促進の3つの分野に係る政策アクションが設定されている。

【事業実施上の留意点】

近年、開発途上国から投資促進アドバイザーの派遣要望が増加しているが、「投資政策全般の助言」と「投資促進（プロモーション）」（サブ目標 3-2-1に近い）は求められる専門家の知見が異なる。前者については投資政策アドバイザー／投資振興政策アドバイザーといった名称として、専門家人材として本邦行政官（経済産業省等）が主たる人材となる。後者については投資振興／促進アドバイザーといった名称として投資促進に係る業務経験のある商社OB等がリソースの候補となりうる。両者とも当該国のニーズに適合した専門性のある人材の確保は必ずしも容易ではないところ事業形成・採択に当たっては留意が必要となる。加えて、後者については中央省庁から独立した投資促進機関に配属されるなど途上国政府内の位置づけが異なるところ、相手国のニーズを見極める必要がある。

また、上記のとおり投資環境改善のためには幅広い分野へのアプローチが必要であり、投資専門家の派遣が投資促進のための特効薬となるわけではなく、場合によって優先項目に対する個別の支援が必要となることを認識する必要がある。

(2) サブ目標 3-1-2 投資手続の簡素化

開発途上国においては、企業が事業を運営するために必要な手続が複雑かつ不透明であり、海外投資の受入れのみならず国内企業の運営のための弊害となっている場合が多く、政府の投資誘致に関する政策・制度の策定に加え、企業が投資にあたって必要となる手続を円滑化することも重要である。外国企業が投資を行う際、投資法に基づく投資関連政府機関への登録（申請）の他、関連する法律に基づき、会社登記、労働許可、土地所有、工場建設、現地人材の雇用確保、銀行口座の開設、保険契約など様々な手続が必要となる。また、投資したい事業が、関係機関からの免許を要するものである場合には、事業を所管する省庁・機関への届け出が必要であり、輸出入に関連する事業を行う場合には、輸出入関連手続も行うこととなる³⁷。

各手続は、各省庁の裁量により行われていることが、プロセスが不透明であり時間がかかる原因の一つと考えられるが、こうした投資手続の改善に際しては、個々の諸手続の改善に加え、ワンストップサービスの設立等が有効である。ワンストップサービスとは、投資を行う際に必要な情報提供、投資相談から投資申請、許認可、企業登録、立地、優遇申請、など、投資の検討から投資許認可手続、投資後の操業/営業支援（アフターケア）に至るまでの投資を行うために必要となる全ての行政業務・相談などのサービスを一つの機関で提供できるシステムのことであり、通常は IPA にその機能が置かれることになる。ワンストップサービスが提供できるサービスの内容はそれぞれの機関に与えられた権限により異なるが、実際は、投資の検討から許認可、アフターケアまでのすべてを行うことの出来る機関は少なく、例えば、投資相談/投資情報の提供から投資認可申請/認可までを取り扱う事例が多い。認可申請から立地、操業に至るまでには、相当数の関係省庁の許認可が必要になることから、投資に関連する関係省庁の機能を一か所に集約することが出来れば大きな効果が望まれる。

³⁷ 投資に必要な手続を知るには日 ASEAN センターや JETRO のウェブサイト等が参考になる（例：ミャンマーにおける外国企業の会社設立手続き・必要書類（Available at: http://www.jetro.go.jp/jfile/country/mm/invest_09/pdfs/010013100309_008_BUP_0.pdf）

【支援アプローチ】

投資手続の透明化を図り、投資手続に係る時間を短縮するため、個別の諸手続の改善支援やワンストップサービスの設立や運営のためのキャパシティ・ビルディングを専門家の派遣、もしくは技術協力プロジェクトの実施により支援する。ワンストップサービスの提供により、複数の部門や機関にまたがる行政手続を一つの窓口で受け付けて、手続きの簡素化、短縮を図り、投資許認可手続にかかる投資家の負担を軽減するとともに、これまで各所で徴収されていたサービス料金の不透明さが軽減するといった効果も見込まれる。

【事業実施上の留意点】

ワンストップサービスで提供されるサービスは、一つの投資促進機関によって提供されることが理想的だが、実際には、それぞれの国によってその権限が異なるため、以下の事例（表4）に示すように多様である。例えばインドネシアの場合は、投資促進庁が大統領府の所管ということもあり、その権限も強く横割りの多様なサービスの提供が可能であるとともに、手続きの簡素化、手続き期間の短縮、手続き料金等の引き下げ等を実現している。

一方、タイの場合は、ビザ取得関連を所管する OSSC（ワンストップサービスセンター）、及び、投資一般情報の提供から許認可等、事業スタートアップまでを支援/所管する OSOS（ワンスタートワンストップ投資センター）という権限を持った2つの窓口機関が存在する。そのため両機関を一つの建屋に設置することで、手続きの簡素化、迅速化を図るなど、投資家にとって利便性の高い機能を提供している。

ワンストップによる多様なサービスの提供を可能にするためには、投資関連各省庁等との連携が必要となる。また、具体的な投資手続きの簡素化にあたっては、他機関から権限・許認可の委譲を受けた1つの機関によるワンストップ化を行うケースや、投資許認可関連省庁の出先機関を一か所にまとめるなど、物理的な統合によるワンストップ化を行うケース等簡素化にもさまざまなケースがあるが、特に前者のようなワンストップの実現にあたっては法制度の変更を伴うこともありハードルが高く、短期間の協力の中では実現が困難であることも多い。

ワンストップ実現にかかる協力にあたっては、カウンターパート機関がどこまでの権限や調整能力を有し、またどのような簡素化を目指すべきか、十分に検討して取り組む必要がある。

【表4】ワンストップサービスの事例

国名	投資促進機関／実施機関	提供サービス（関係機関）
マレーシア	MIDA(マレーシア投資開発庁)	以下の許認可業務を実施： 製造ライセンス（MIDA） 各種優遇措置（MIDA、農業農工省） 税控除、免税等（国税局、財務省） 会社設立（企業委員会、証券委員会） 企業登録（企業委員会）
タイ	OSSC(ワンストップサービスセンター)	ビザ、労働許可発行
	OSOS(ワンスタートワンストップセンター)	投資関連各政府機関の出張所が設置され、それぞれの機関への申請を一か所で実施できる他、投資にかかる様々な情報収集のサポートが得られる。具体的な内容としては、OSSCの所管業務を除く、法人登記、投資奨励優遇申請、外国企業ライセンス、環境影響評価、公共設備利用等 【設置省庁】投資委員会事務局、商務省、財務省、エネルギー省、工業省、内務省、労働省、天然資源省、厚生省、運輸省、観光/スポーツ省
インドネシア	投資調整庁（BKPM）ワンドア統合サービス	外国投資を含む投資の許認可等の供与に関わる申請から許認可証発行までの以下のプロセスを所掌する。 a. 投資登録 b. 投資基本許可 c. 投資拡張基本許可 d. 投資変更基本許可 e. 事業許可、拡張事業許可、投資会社合併事業許可、変更事業許可 :商業、農業、水産業、畜産業、林業、工業、観光業、鉱業、運輸、情報通信、労務、教育、サービス、公共事業サービス等 f. 立地許可 g. 土地使用指名許可（IPPT） h. 都市空間計画（KRK）/建物配置計画（RTLb） i. 建築許可（IMB）/IPB/KMB j. 妨害法（UUG/HO）許可 k. 商業省会社登録証（TDP） l. その他投資に必要な許可 m. 製造輸入業者認定番号(API-P) n. 外国人労働者雇用計画書（RPTKA） o. 暫定居住ビザ推薦状（TA 01） p. 外国人労働許可（IMTA） q. 地方のインセンティブ r. 情報・苦情サービス

中間目標 3-2 投資促進機能の強化

(1) サブ目標 3-2-1 投資促進能力・体制の強化

投資促進機関（IPA³⁸）は、投資情報、投資に関する相談窓口、許認可手続の支援など潜在的な投資家に対する各種サービスを提供するとともに、誘致後の企業操業時におけるアフターケアの実施、並びに、投資関連各省庁間のインターフェース、政策提言等の実施を通じて投資の促進を図るための国を代表する投資促進実施機関ないしは実施部門である。IPA は、国によって政府機関一部局である場合や、省庁の外局、政府系独立機関、貿易促進等の他の機能を併せ持つ総合的開発機関等その位置付けは様々であるが、その位置付けに関わらず実施される業務はおおむね以下のとおりである。

- ・ 投資に関連する諸手続き業務とその改善
- ・ 投資相談への対応
- ・ 情報の整備と提供（投資関連法令、制度、マーケット情報、インフラ整備状況等投資環境情報、関係各省に分散する投資促進優先分野情報の集約）
- ・ 投資促進キャンペーンの実施、投資機会広報、投資ミッションの派遣・受入れ、投資ハンドブックの作成
- ・ 投資機会発掘・集約化、海外直接投資と国内企業のリンケージ促進支援
- ・ 政府／投資企業間の政策対話
- ・ 投資企業の活動状況のモニタリング／実態把握／アフターケア、関係省庁間の調整、関係省庁へのフィードバック／政策提言

また、投資を促進するためには、潜在投資家に対して事業機会、事業環境にかかる情報を提供し、当該国に対する投資家の関心を高め、投資意思決定に必要な情報を提供する必要がある。しかし、多くの開発途上国では、産業統計など自国の産業に関する信頼性の高い情報が十分に整備されておらず、また、そもそもどのような情報の整備が投資促進にとって必要であるかという知識が欠如しており、更に、国内市場や海外市場の動向を十分に把握できていないため、IPA が投資家に必要な情報を提供できていない場合が多い。

³⁸ OECD の PFI Users' Toolkit (<http://www.oecd.org/investment/toolkit/>)によれば、国際的に IPA の機能は次の4つに整理される。

- 1 投資環境改善に関する政策提言機能（政府内）
- 2 投資先としてのイメージ形成・宣伝機能
- 3 投資家向けサービス提供機能
- 4 投資誘致・創成機能

【支援アプローチ】

IPAの機能が十分に発揮されるためには、IPAが明確な戦略を持って運営されるとともに、業務を担当するカウンターパート職員が当該国の投資手続、特に法制度について熟知する必要があるほか、投資実務について幅広い知識を持っていることが望ましい。JICAはこれまで、投資促進アドバイザー派遣（個別専門家）を中心にIPAの体制強化のための支援を実施してきたが、近年では、技プロや開発計画調査型技術協力のスキームを活用する事例も増えてきている。具体的に強化する投資促進機能は以下が挙げられる。

ア. 投資促進戦略の検討

具体的な投資促進活動を行うにあたり、特に投資を誘致してくる地域・国、業種について、ポテンシャルを踏まえて検討し、効果・効率的な戦略や活動計画を立案することが望まれる。そのために、国内、周辺国の投資傾向、投資家のニーズ・意向調査など、IPAの調査分析活動、投資促進戦略・計画策定への支援を行うことが有効である。

イ. 投資ウェブサイトの運営、投資ガイドブックの作成、投資ミッションの派遣、投資セミナー・ワークショップの開催

外国からの投資を誘致するためには、上記の戦略・計画を踏まえつつ、潜在的な投資家に対して必要な情報をウェブサイト上で公開するのみならず、投資ガイドブック、投資セミナー・ワークショップ、投資ミッション、個別相談会などの多様な方法を通じて、タイミングよく提供される必要がある。こうした情報提供のためには、IPAの計画・運営に関する能力強化を図るとともに、活動によって得られた潜在的投資家や投資ニーズ、投資阻害要因などに関する情報を適切にフィードバックする仕組みづくりを支援することが重要である。

なお、当該国への企業の進出状況にあわせて投資家の関心は一般的な投資環境からより具体的な現地におけるビジネス運営のための情報に変化するため、当該国への外国企業の進出状況により、提供する情報の内容を変更する必要がある。また、詳細な情報提供を行うため、IPA等の図書館機能を充実させ投資法や企業活動に関連する各種法律や各種統計、政府機関報告書など幅広い情報の整備・提供を行うことも有効である。

イ. カントリー・デスク（ジャパン・デスク）の設置

各国のIPAには、ある国からの投資を効率的に進めるため、当該国の投資家に的を絞った支援を提供する投資アドバイザーが常駐しているカントリー

一・デスクが設置されていることがあり、JICA もアジアを中心に、日本企業に対する情報提供やアドバイス提供を IPA と共に実践することをおして、IPA への技術移転を行う投資アドバイザーを長期・短期専門家として派遣している。受入国として日本企業の視点・ニーズを理解し、これを踏まえた投資環境改善のための助言が得られるといった利点がある。

【表5】ASEAN 諸国等の投資関連機関

国名	所管省庁	実施機関	ワンストップサービス	JICA 協力実績
インドネシア	大統領府	BKPM (投資調整庁)	○	個別専門家 開発調査
マレーシア	国際貿易産業省	MIDA (マレーシア投資開発庁)	○	×
フィリピン	産業貿易省	BOI (投資委員会)、PEZA (フィリピン経済区庁)	○	個別専門家
シンガポール	貿易産業省	EDB(経済開発庁)	○	×
ブルネイ	首相府	BEDB(経済開発庁)、(MIPR)第一次資源産業省	○	×
タイ	工業省	BOI (タイ投資委員会)	○	個別専門家
カンボジア	首相直轄	CDC (カンボジア開発評議会) 投資委員会	○	個別専門家 開発調査 技プロ
ラオス	計画投資省	投資促進局、投資協力委員会 (中央、地方)	○	○
ベトナム	計画投資省	外国投資庁、投資促進センター (北部、中部、南部)	○	個別専門家 技プロ
ミャンマー	国家計画経済開発省	MIC (ミャンマー投資委員会)	○	×
インド	商工省	外国投資促進委員会 (個別審査案件)、 インド準備銀行 (自動認可案件)	×	×
エチオピア	産業省	EIA (エチオピア投資庁)	×	○

ケニア	大統領直轄	KIA（ケニア投資庁）	○	×
ザンビア	通商貿易産業省	ZDA（ザンビア開発庁）	○	技プロ
モザンビーク	企画開発省	CPI（投資促進センター）	○	個別専門家
セネガル	大統領直轄	APIX（投資促進・大規模工事公社）	○	個別専門家

【実施上の留意点】

開発途上国の投資促進機能・体制の強化は、上述のとおり、専門家の指導等によって投資促進活動の具体・実践的な活動をとおして行われる。このため、東南アジア等を中心に日系企業等の具体的な海外直接投資の実現に至った例など、目に見える成果をあげている協力もある。一方で、投資誘致は投資促進活動だけでなく、当該国の市場の魅力、現地の労働力の質、各種法制度、治安等の投資環境(中間目標 3-1 の事項)も大きな決定要因となっており、特に日系企業等の関心がそれほど強くない地域、国においてすぐに目に見える成果が発現するものではないことに留意する必要がある。

また、協力期間中の目に見える成果に加え、持続的な投資促進機能・体制の強化が重要であることは論をまたず、カウンターパートの能力強化、組織内の業務改善といった技術移転の要素も重視することが重要である。近年では、技術協力プロジェクトや開発計画調査型技術協力による技術移転、提言策定の例も増えており、具体的にはベトナム「外国投資環境整備プロジェクト」、カンボジア「開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト」、また、ザンビアにおいては「投資促進プロジェクト トライアングル・オブ・ホープ」を通じた支援を行っている。また、開発計画調査型技術協力（旧開発調査）による協力の事例としては、インドネシアの「投資政策改善調査」、カンボジアの「投資誘致窓口の機能強化調査」などがあげられる。

【コラム】ザンビアにおける JICA の投資促進支援

ザンビアにおける当該分野での協力として、「南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト」（2006年7月～2009年3月）、及び、その後継案件として「投資促進プロジェクト」（2009年8月～2012年8月）の2件の技術協力プロジェクト、合わせて、投資環境整備の一貫として開発調査「複合的経済特区（MFEZ）マスタープラン策定調査」（2007年1月～2009年3月）を実施している。これら一連の協力実施にあたっては、日本の知見・経験の移転といった従来型の協力に加え、近年投資分野で実績を上げているマレーシアの知見を

活用するというコンセプトで実施したことがその特色として挙げられる。技術協力プロジェクトの実施に際しては、マレーシアのマハティール政権の下で工業分野の成長を支えた元 MIDA（マレーシア工業開発庁、現投資開発庁）副長官を投資促進専門家として派遣し、大統領を始めとする政府関係者に対する投資促進のための TOH:Triangle of Hope と呼ばれる包括的政策提言を行うとともに、その実施を支援するため投資促進機関であるザンビア開発庁（Zambia Development Agency: ZDA）の能力強化を実施するなど、同国の投資環境改善のための包括的な取組みを行った。また、MFEZ 策定に当たっては、同じく、マレーシアの KulimHi-techPark³⁹からマレーシア人コンサルタントを派遣して F/S を担当した。

この結果、ザンビア国政府は ToH を投資環境整備の国家政策として実施していくことを決定した。また、この取組みにより、保健省・教育省など従来投資促進に関わりのなかった省庁も投資促進政策に巻き込むなど各省において投資促進政策が重視されるようになり、教育や医療等、これまで民間投資の対象ではなかったセクターにも外国投資が増加することとなった。あわせて、ZDA のサービス向上のため投資家への情報整備や庁内のカイゼン活動等を実施した結果、国内外企業、産業団体から ZDA のサービス及びザンビアの投資政策は近年改善されていると評価されるようになっている。

実際、2011 年版の Doing Business における Word Reform Ranking（改善が優れて進んだ国）においては、世界 7 位に位置づけられた。本協力では、南南協力としてマレーシア政府は直接関与していないが、アジアの経験を活かしてアフリカの経済成長を促す南南協力の成功例の一つであるとして OECD や WTO など国際会議の場でも広く紹介されている。開発途上国の幅広いニーズに応えるためには、日本のみならずアジア諸国の知見を活用した南南協力も有効であり、そのためにもアジア諸国とのネットワークの構築と協働事業の実施にとりくむ必要がある。

ToH: トライアングル・オブ・ホープ

ToH とは（1）政府の意志（Political Will）、（2）効率的な行政（Civil Service Efficiency）、（3）活発な民間参加（Private Sector Dynamism）という、政治家・行政官・民間企業の 3 つの力（Hope）が有機的に協働することが不可欠であり、それぞれの経済開発に対する取組み姿勢・思考の転換が必要であるというマレーシア人専門家が提案したコンセプト。ザンビア国政府は、大統領のリーダーシップの下、「（1）政府の意志」を具体化するための枠組み形成や、「（2）効率的な行政」を実現するための国の重要 12 分野※に係る法制度改善を行う官民タスクフォースの設置、「（3）活発な民間参加」を後押しするための官民投資促進調査団のマレーシア、タイ、インドへの派遣を実施し、JICA はこれらの取組みを適切に実

³⁹ Kulim Hi-tech Park は、1990 年に JICA による F/S 調査にもとづき開発され工業団地で、現在では東南アジア有数のハイテク工業団地に成長している。

施するためのモニタリングや技術的助言を行った。

(※1 農業、綿花、航空貨物の拠点、教育、保健医療、情報通信技術、複合的経済特区、中小企業振興、金融、行政手続効率化、鉱業、観光からなる 12 分野。)

第3章 貿易・投資促進分野における JICA の協力の方向性

3-1 基本的考え方

(1) JICA のビジョン

JICA のビジョンは「すべての人が恩恵を受けるダイナミックな開発 (Inclusive and Dynamic Development)」であり、貿易・投資分野においては、経済のグローバル化・ダイナミックな変化の中で得られる恩恵を開発途上国が広く享受できるよう支援する。その際、日本の産業・貿易立国としての視点や経験を積極的に活用する。開発途上国の社会経済状況を踏まえながら、各国が WTO や FTA/EPA といった国際的な貿易・投資の枠組みの中で健全に発展していくように支援を実施していく。

(2) JICA の協力量針・内容

貿易・投資の活動主体は民間企業である。そのため、JICA は、民間企業が健全かつ円滑に貿易・投資活動を行えるような、事業環境、政策・制度の整備を支援するとともに、貿易・投資の主体となる産業や企業そのものの国際市場での競争力強化の重要性も認識し、それを強化するための途上国国内の支援体制の構築を支援する。また、貿易・投資の促進は、経済成長や雇用機会の創出、貧困削減といった正のインパクトをもたらす反面、産業が未発達な開発途上国においては安価な外国製品の流入による産業・企業の淘汰やそれに伴う失業者の発生、品質・安全性に問題のある製品や模造品の流入など負のインパクトをもたらす可能性があることを認識し、開発途上国が貿易・投資の正のインパクトを最大限享受することと同時に、貿易・投資促進のもたらす負のインパクトが最小限とすることを目指す。これら協力にあたっては、資源の少ない我が国にとっても、開発途上国を含めた各国との互恵的な貿易・投資関係の構築が極めて重要であり、これを促進・貢献する協力を展開していく。

(3) 課題、事業横断的な協力の実施

開発途上国の貿易・投資促進のためには、第2章で述べた貿易・投資促進のための課題と支援アプローチに直結する分野への支援のみならず、関連する分野との連携を図る必要がある。開発途上国においては、保健や教育といった基礎的な社会サービスを受けられないために産業人材が十分に育成されていないなど、教育等関連する幅広い分野への目配せが必要である。

また、分野横断的視点とともに、技術協力、無償資金協力、有償資金協力

といった JICA の 3 スキームを相互補完的に活用し、支援効果を高めていくことが肝である。例えば、カンボジア国において、JICA は同国唯一の国際港であるシハヌークヴィル港に隣接するシハヌークヴィル経済特区（SEZ）を有償支援により建設し、日本企業を含む企業の物流の円滑化を支援するとともに、SEZ マーケティング & オペレーションに係る専門家を派遣し、SEZ の販売促進、運営・管理についての技術移転を実施した。また、投資窓口機関である開発評議会カンボジア投資委員会に 2007 年以降「投資環境改善アドバイザー」を派遣し、同国に進出を検討する企業への情報提供を行っている他、「カンボジア開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト」（2011～2013 年）により投資家に対する情報・サービス提供能力の向上を図り、同国における投資促進を複数のスキームを活用しつつ包括的に支援している。

3-2 地域別留意点

貿易・投資促進分野における協力を行うにあたっては、各国・地域の経済発展段階や社会情勢、地理的位置づけや近隣国との関係等、各国の貿易・投資促進を阻害している要因を分析し、国・地域にあったアプローチをとる必要がある。以下に、地域別に留意すべき点を記す。

(1) アジア

ASEAN 地域は、2015 年の ASEAN 共同体の形成に向け、経済面、社会文化、政治安全保障の面での統合が進められているが、共同体の形成と同時に ASEAN 加盟国の域内関税が原則ゼロとなる予定であり、域内での貿易・投資がますます増加することが予測されている。域内各国の経済発展段階は国によりばらつきがあり、先発 ASEAN 諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ）と、後発 ASEAN 諸国（ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）との開発格差がある。先発 ASEAN 地域には、既に多くの日本企業が進出しており、今後もその傾向は続くことが予想されるが、中国、先発 ASEAN 諸国における人件費の上昇等により、近年は後発 ASEAN 諸国への投資にも注目が集まっている。また、ASEAN 地域においては、多くの日本企業が南北経済回廊及び東西経済回廊を活用した生産ネットワークの強化やインフラ開発に注目している（JETRO 2012a⁴⁰）。

JICA としては、ASEAN 統合による域内貿易・投資の増加の中で、日本と同地域の経済関係の深化のため、EPA の促進・発展のための通商と連携した協力、

⁴⁰ JETRO (2012a) メコンビジネス・ニーズ調査 2012、2012 年 10 月公表 (Available at: <http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/reports/07001117>)

知財や相互認証の強化などの事項を重視する。後発 ASEAN 諸国においては、ASEAN 統合による経済格差が拡大しないよう留意するとともに日本経済との連携拡大のため、貿易・投資に資するビジネス環境の整備を主とした協力を行っていく。

また、経済成長が著しいインド、バングラデシュをはじめ、南アジア地域においても今後の市場の潜在性の高さから事業拡大を実施及び検討している日本企業が増加しており（JETRO 2012b）⁴¹、JICA の貿易・投資促進分野においてもそうした動きを後押しし、日本企業と支援国双方の利益に資する支援を実施することが望まれている。そのため、貿易・投資アドバイザーの派遣、輸出入や投資に関連する手続改善のための支援や PPP の可能性を継続的に検討していくことが重要である。

中央アジアの内陸国は、人口が比較的少なく、インフラ整備が不十分であるほか、政治的な不安定性や一部地域では治安問題といった外国投資の呼び込みにとってマイナスの要因を抱えている。同地域では、アジア開発銀行等の国際機関が中心となって「中央アジア地域経済協力プログラム（Central Asia Regional Economic Cooperation (CAREC) Program）」を通じたインフラ整備や行政手続の簡素化の支援が行われており、JICA としてもこうした取り組みにそった支援を行うとともに、品質・生産性向上や国際競争力のある民間経済主体の発展のための産業人材育成を実施していくことが必要となっている。

(2) 中南米

中南米諸国は、着実に北米経済圏や日本など先進国との経済連携を進めつつあり、日本企業も北米市場や現地マーケットの成長を念頭に同地域における事業強化を進めつつある。特に、日本の自動車組立メーカーの進出を背景に、メキシコにおける日本企業の新規拡大の動きがみられるほか、現地マーケットの今後の成長性を念頭にブラジルを有望事業展開先と考える企業が増加している（JBIC 2012）⁴²。JICA 支援の実施に当たっては、日本と経済連携協定の有無や日本企業の進出状況など、日本と経済的に繋がりの深い国に対して重点的に支援を行い、相手国と日本の双方にメリットのある協力を行うことが望ましい。特に、日系進出企業をはじめとする外国企業の現地パートナーとなる裾野産業の育成や外国企業が現地雇用において質のよい労働人材を確保できるような環境づくりを行うことが必要となる。

⁴¹ JETRO (2012b) 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012年度調査)、2012年12月公開(Available at: <http://www.jetro.go.jp/news/releases/20121218029-news>)

⁴² JBIC (2012) わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 - 2012年度 海外直接投資アンケート結果 (第24回)、2012年12月公表 (Available at: <http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2012/1207-02/index.html>)

(3) アフリカ

近年、アフリカにおける貿易・投資は順調に拡大しており、特に、アフリカに対する海外からの直接投資額は、2000年以降順調に拡大し、2005年以降4年連続過去最高額を記録した。世界的な経済危機の影響により2009年以降は減少しているが、2000年に約100億ドルだった海外直接投資は、2010年には約430億ドルに拡大しており、過去10年で大幅に増えている。一方で、投資は南アフリカ、ナイジェリア、北アフリカ諸国など特定の資源国に集中しており、上位10か国で全体投資額の8割を占めている⁴³。

アフリカに対する日本企業の直接投資も増加しており、2002年末の12億ドル（ストック）から2011年度末には81億ドルまで増加し、今後もアフリカ市場の将来性を念頭に日本企業のアフリカにおける事業の拡大が見込まれている。アフリカの好調なマクロ経済成長を背景に過去5年間におけるアフリカ・ビジネスに係る日本企業の業績は改善したとされているものの、日本企業がアフリカ・ビジネスにおいて直面する経営上の問題として「政治的・社会的安定性」、「規制・法令の整備、運用」、「雇用・労働の問題」、「インフラの整備」等が挙げられており、こういった問題に対処するため、関連制度構築や改善指導、情報提供などの役割が期待されている（JETRO(2012c)⁴⁴）。

JICAは、貿易・投資促進分野において、これまで産業振興政策策定支援の他、国境を越えた円滑な往来を可能とするための道路整備といった広域運輸インフラ支援や、国境手続を各国間で調和させ、簡素化する「One Stop Border Post (OSBP)」の導入などの支援を実施してきたが、日本企業のアフリカにおける事業拡大やアフリカ各国からの日本企業誘致に係る支援要請が増加していることから、今後も引き続き投資ポテンシャルのある国を中心に、日本企業を含めた外国企業が投資を円滑・活発に行い得るようなビジネス環境の整備や投資促進機能の強化を支援する。また、外国企業のパートナーとなり得る国際競争力のある企業の育成を念頭に、現地企業の競争力強化のための取組みを支援していくことも重要である⁴⁵。なお、一国の市場規模が比較的小さく、更に内陸国を多く有するアフリカにおいては地域統合によるマーケットの拡大が重要であり、地域経済共同体（Regional Economic Communities：RECs）の枠組みが有効に機能するための支援も重要な分野である。

⁴³ UNCTAD (2011) World Investment Report 2011

⁴⁴ JETRO(2012c) 在アフリカ進出日系企業実態調査（2012年度調査）、2013年1月公表（Available at: <http://www.jetro.go.jp/news/releases/20130123295-news>）

⁴⁵ 民間企業への直接的な支援に関する具体的指針については、中小企業振興分野の課題別指針等を参照のこと。

(4) 中東

近年、中東地域において大きな政治変革が頻発しているが、こうした政治変革の根底には、特に若年層の失業問題という課題がある。雇用創出のためには、投資環境整備による外国投資の呼び込みのほか、雇用吸収力の高い産業の育成が必要となる。中東地域の投資・ビジネス環境の整備においては、日本以外の他地域からの貿易・投資が多く存在していることを踏まえ、焦点を絞った協力を行うとともに雇用吸収力が高く、将来的に輸出市場を念頭においた産業育成の支援を行う。

3-3 今後の検討課題

3-3-1 日本及びアジアの経験を活用した支援の展開

日本は自らが貿易立国として戦後、奇跡的ともいわれる経済発展を達成したほか、アジア地域への日本企業の進出や ODA によるビジネス環境整備やソフト・ハードインフラ等の支援により同地域の発展に寄与してきた。また、アジア各国も日本を含む海外からの海外直接投資を受け入れ、経済成長を成し遂げた経験を持つ。アフリカ諸国の中には、日本及びアジア地域の発展経験のアフリカ地域への活用に関心を持っている国も多く、例えば、エチオピアのメレス前首相は、2008 年のアフリカ開発会議（TICAD IV）などへの参加を通じて日本やアジアの産業開発に関心を持ち、日本政府に対して産業開発戦略の提言や民間企業育成に係る支援を要請した。

今後は日本がこれまでアジア地域において実施してきた貿易・投資促進支援の成果をアフリカ等の他地域で応用・展開していく支援の需要が増加することが想定される。実際近年では、アジア諸国における「第三国研修」の実施やアジア諸国からの「第三国専門家」派遣が増加している。ザンビアではマレーシアのマハティール政権の下で産業分野の成長を支えた元マレーシア工業開発庁副長官の専門家をザンビアに派遣し、投資促進事業を実施するための協力事業を実施した。今後も、日本のみならずアジア諸国の知見を活用した協力を推進していくため、ネットワークの構築と協働事業の実施にとりくむ必要がある。

3-3-2 民間連携の推進

途上国の開発にあたっては、従来の公的機関による支援に加え、開発協力のパートナーとしての民間企業との連携を強化することが必要不可欠との観点から、開発途上国の開発への貢献に関心を持つ民間企業への対応、BOP ビジネス協力準備調査（F/S）や「官民パートナーシップ（Public-Private Partnership: PPP）」

によるインフラ事業、海外投融資など民間支援ツールを通じた企業等との協働に取り組んでいる。

近年では、開発途上国の貧困削減と経済発展のみならず、ODA を活用した日本の経済活性化、震災からの復興への貢献といった観点から日本企業の海外における事業展開を後押しする win-win の支援となることが政策的にも重視されている。特に、製造業を中心に生産拠点の移転や販路の拡大を目的とした中小企業の海外進出が増加していることから、中小企業の活性化と開発途上国の社会経済開発の両立のため 2012 年から中小企業連携促進調査 (F/S) や中小企業の海外展開支援事業が実施されている。

また、外国投資の呼び込みによりある程度の経済成長を成し遂げても、その後先進的な産業構造への転換ができずに成長が停滞する国の現状が「中所得国の罠」として注目されており、海外投資の呼び込みのみならず、その後の経済発展のための現地産業育成の重要性が再認識されている。そのため、日本企業の海外事業展開を後押しするのみならず、現地企業が進出メーカーと共にグローバルバリューチェーンを形成するための支援も始まっており⁴⁶、今後、効果的な支援形態の一つとなることが期待されている。

在外においては、日本大使館、JICA、JETRO 等の関係機関をメンバーとした ODA タスクフォースに、現地の日系民間企業・商工会議所を加えた拡大 ODA タスクフォース等が形成され、民間からの意見も聴取する仕組みを有している国も存在しており、現地の経済開発分野の協力にあたって官民の連携した取り組みが進められている。

【コラム】 JICA の BOP ビジネスへの取り組み

グローバル化の進展とともに、先進国等の企業は開発途上国への進出を拡大しており、先進各国から開発途上国への資金の流れに占める民間投資の割合は約 7 割に至っている。日本企業においても、今まで主に欧米先進国市場をターゲットにして製品を輸出、あるいは、現地において生産・販売してきたが、欧米先進国市場の伸びの鈍化、開発途上国の経済成長に伴う市場拡大により、開発途上国の市場にも次第に重きを置きつつある。

こうした中、これまで視野に入れなかった開発途上国の貧困層 Base (或いは Bottom) of the Pyramid (BOP) を市場のターゲットとし、必要な製品をより安く提供するとともに、ビジ

⁴⁶ タイの「自動車裾野産業人材育成プロジェクト」やメキシコの「自動車産業基盤強化プロジェクト」等。

ネスの過程に貧困層自身をも巻き込むことにより、貧困削減に寄与しようとする BOP ビジネスへの関心が高まっている。BOP ビジネスは、開発途上国への投資促進と貧困削減が両立する新たな取り組みとして期待されており、企業が CSR や社会貢献活動の一環、あるいは新たなビジネスチャンスとして BOP ビジネスに取り組む動きも活発化している。

JICA は、こうした日本企業の活動を支援するため、2010 年から民間からの提案公募による「協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進)」を開始し、BOP 層の人々が抱える開発問題に資するビジネスモデルの開発を促進するほか、我が国企業が事業領域を途上国 BOP 層へ拡大し、新たなマーケットの獲得することを後押ししている。

付録 1. 貿易・投資促進分野における JICA の主な協力実績

開発戦略目標 1 ビジネス環境整備

中間目標 1-1 関連政策・制度整備

サブ目標 1-1-1 産業振興政策・マスタープラン (M/P) の策定

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア	工業分野振興開発計画（裾野産業）及び FU 調査	1996-2000	開発調査/開発計画調査型技協
	工業開発計画アドバイザー	1998-2014	個別専門家
	包括的中小企業振興政策提言	2000	個別専門家
	経済政策支援プログラム	2002-2005	開発調査/開発計画調査型技協
	貿易セクター開発政策アドバイザー	2005 - 2010	個別専門家
	開発政策借款	2009-2013	有償資金協力
マレーシア	工業分野振興開発計画調査（裾野産業）	1993 -1995	開発調査/開発計画調査型技協
フィリピン	工業分野振興計画調査	1991-1992	開発調査/開発計画調査型技協
タイ	工業分野振興開発計画調査（裾野産業）	1993 -1994	開発調査/開発計画調査型技協
カンボジア	産業政策策定支援	200912 - 201113	基礎情報収集・確認調査
ラオス	経済政策支援	2003-2004	技術協力プロジェクト
	経済政策・投資促進アドバイザー	2011-2013	個別専門家
ベトナム	市場経済化支援開発政策調査	フェーズ 1 1995 - 1996	開発調査/開発計画調査型技協
		フェーズ 2 1996 - 1998	
		フェーズ 3 1999 - 2001	
ブータン	成長診断分析（産業振興）	2011	有償専門家

スリランカ	工業分野開発振興計画調査 工業振興・投資促進計画調査（フェーズ1）	1991-1993 1998-1999 1999-2000	開発調査/開 発計画調査型 技協
パラオ	経済政策アドバイザー	2003-2006	個別専門家
パラグアイ	市場経済化支援計画調査	1997-2000	開発調査/開 発計画調査型 技協
ヨルダン	重要政策中枢支援・産業政策	1998-2001	個別専門家
オマーン	産業振興マスタープラン	2009-2010	開発調査/開 発計画調査型 技協
ボツワナ	産業政策アドバイザー	2010-2012	個別専門家
エチオピア	産業政策支援対話に関する調査	フェーズ1 2009-2011 フェーズ2 2011-2015	プロジェク ト研究
ケニア	産業振興マスタープラン 産業振興マスタープラン実施促進専門家	2006 -- 2007 2009	開発調査/開 発計画調査型 技協 個別専門家開 発調査型技術 協力
ナミビア	産業政策アドバイザー	2010-2012	個別専門家
ウガンダ	経済政策アドバイザー	2006-2007	個別専門家
タンザニア	産業政策アドバイザー	2008 - 2015	個別専門家
ブルガリア	産業政策（重要政策中枢支援）	1999-2002	
ウズベキスタ ン	市場経済化支援	1996-2000	個別専門家
ポーランド	産業政策（重要政策）	1996-2000	個別専門家

サブ目標 1-1-2 産業基盤制度の整備

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア	工業所有権行政改善プロジェクト	フェーズ1 2005-2007 フェーズ2 2007-2010	技術協カプ ロジェクト
	知的財産権行政 IT 化計画	2005-2007	開発調査/開

			発計画調査 型技協開発 調査
	知的財産権保護強化プロジェクト	2011 - 2015	技術協カプ プロジェクト
	法定計量システム整備	2005-2007	開発調査/開 発計画調査 型技協開発 調査
	製造業要素技術・基幹産業開発（電気・電子）	2010-2012	個別専門家 技術協カプ プロジェクト
マレーシア	国立計量研究所（NML）技術協力事業	1981-1985	技術協カプ プロジェクト
	SIRIM 計量センター（フェーズ2）	1996-2000	技術協カプ プロジェクト
	電気用品国際標準試験能力向上プロジェクト	1999-2002	技術協カプ プロジェクト
	知的財産権行政IT化	2002-2004	開発調査/開 発計画調査 型技協
	知的財産権人材育成に係る MyIPO 行政能力向上プロジェクト	2007-2010	技術協カプ プロジェクト
フィリピン	工業標準化・電気試験技術電気電子試験（90年代～2000年前後の当分野代表的案件、名称要確認）	1993-1997	技術協カプ プロジェクト
	工業所有権近代化プロジェクト	1999-2003 2004-2006	技術協カプ プロジェクト フォローア ップ
タイ	工業標準化・工業計量試験センター計画	1988-1990	無償資金協 力
	工業標準化試験研修センター	1989-1994 2000-2001	技術協カプ プロジェクト フォローア ップ
	工業所有権情報センター	1995-2000	
	国家計量標準機関プロジェクト	フェーズ1	技術協カプ

		2002-2004 フェーズ2 2004-2008	プロジェクト
	国家計量基盤整備事業	1999、2000	有償資金協力
ベトナム	知的財産権情報活用プロジェクト	2004-2008	技術協力プロジェクト
	知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト	2012-2015	有償資金付帯プロジェクト
	基準認証制度運用体制強化プロジェクト	2009-2013	技術協力プロジェクト
	工業標準化・計量・検査・品質管理マスタープラン調査	1997-1998	開発調査/開発計画調査型技協開発調査
	工業所有権業務近代化プロジェクト	2000-2003	技術協力プロジェクト
韓国	科学研究用・計量標準研究用資機材補強事業	1985	有償資金協力
スリランカ	工業標準化研究所機材整備計画	1995-1996	無償資金協力
サウジアラビア	標準化機関強化計画（消費者保護）	1996-1997	開発調査/開発計画調査型技協

中間目標 1-2 インフラ整備

サブ目標 1-2-1 経済インフラの整備⇒運輸・交通課題別指針を参照

サブ目標 1-2-2 経済特区・工業団地の整備

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア	ウジュンパンダン工業団地建設	1976	開発調査/開発計画調査型技協
	ウジュンパンダン工業団地建設	1978,1980	有償資金協力

	経済特別地域（SEZ）開発マスタープランプロジェクト	2010-2012	有償資金付帯プロジェクト
フィリピン	バターン輸出加工区建設事業	1975,1984	有償資金協力
	レイテ工業団地港湾開発事業	1981	有償資金協力
	カビテ輸出加工区開発・投資振興計画	1989 -1990	開発調査/開発計画調査型技協
	カビテ輸出加工区開発事業	1991	有償資金協力
タイ	ラムチャバン臨海部開発計画	1983 -1984	開発調査/開発計画調査型技協
	マプタプット工業団地建設事業	1985	有償資金協力
	レムチャバン工業団地建設事業	1985、1987	有償資金協力
	バンサパン工業団地開発計画	1995-1996	開発調査/開発計画調査型技協
カンボジア	シハヌークヴィル ⁴⁷ 成長回廊・地域開発調査	2001 -2003	開発調査/開発計画調査型技協
	シハヌークヴィル港経済特別区開発計画	2006、2008	有償資金協力
	シハヌークヴィルシハヌークヴィルビル港経済特別区マーケティング&オペレーション専門家	2011-2012	有償資金協力専門家
ラオス	サバナケット経済特別区開発計画	1999-2000	開発調査/開発計画調査型技協
	経済特別区開発促進支援	2012-2013	有償専門家
ベトナム	ハノイ地域工業開発計画調査	1993-1995	開発調査/開

⁴⁷ 名称としては「シアヌークビル」「シハヌークヴィル」の両方が利用されているが後者に統一した。

			発計画調査型技協
	タンロン工業団地建設運営事業	1999	有償資金協力（海外投融资）
	ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業	2013	有償資金協力（海外投融资）
ミャンマー	経済特区開発に係る政策アドバイザー	2012	有償専門家
中国	大連工業団地開発	1992、1993	有償資金協力（海外投融资）
インド	工業団地建設計画マスタープラン 工業団地建設（F/S）	1992-1993 1994-1995	開発調査/開発計画調査型技協
スリランカ	工業団地開発事業	1994	有償資金協力
ザンビア	複合的経済特区（MFEZ）マスタープラン策定調査	2007-2009	開発調査/開発計画調査型技協

開発戦略目標 2 貿易促進のための体制整備

中間目標 2-1 貿易の阻害要因の削減

サブ目標 2-1-1 関税・非関税障壁の削減

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア マレーシア フィリピン タイ	APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング 協力プログラム	2001-2004	開発調査/開発計画調査型 技協 開発調査
インドネシア	日インドネシア経済連携協定活用強化プロジェクト	20011-2014	技術協力プロジェクト
東ティモール	通商貿易アドバイザー	2010-2011	個別専門家
パラグアイ	メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデル	2005-2008	技重協力プロジェクト
アフリカ地域	WTO 関連プロジェクト研究	2005	プロジェクト研究

サブ目標 2-1-2 貿易手続円滑化

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア	首都圏貿易環境改善計画調査	2004-2005	開発調査/開発計画調査型技協
	貿易手続行政改善プロジェクト	201006-200813	技術協力プロジェクト
	貿易手続行政キャパシティ向上プロジェクト	2010-2013	技術協力プロジェクト
マレーシア	貿易促進のための税関政策アドバイザー	2011-2015	個別専門家
フィリピン	税関機能・情報管理強化	2011-2014	専門家(有償資金協力)
タイ	輸出管理システム構築に係る開発調査	2007-2008	開発調査/開発計画調査型技協技術
	関税分類及び関税評価における透明性及び予見性向上プロジェクト	2012-2015	技術協力プロジェクト
ベトナム	通関電子化促進プロジェクト	2012-2015	技術協力プロジェクト
	税関近代化のための通関電子化及びナショナル・シングル・ウィンドウ導入計画	2012-2015	無償資金協力
ケニア ウガンダ タンザニア ブルンジ ルワンダ	東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト (※ ルワンダ、ブルンジは Phase 2 から協力を開始)	フェーズ 1 2007-2009 フェーズ 2 2009-2013	有償資金付帯プロジェクト
ブルキナファソ	UMEOAUEMOA 貿易円滑化のための税関政策アドバイザー	2012-2014	個別専門家

中間目標 2-2 国際競争力強化

サブ目標 2-2-1 海外市場へのアクセス向上 ⇒ 中小企業振興課題別指針を参照

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア	貿易研修センター (IETC) 建設計画	1987-1989	無償資金協力
	貿易研修センタープロジェクト	19882002-20061993 1994-1995	技術協力プロジェクト

		(F/U 事業)	
	貿易研修センター人材育成計画プロジェクト	1997-2001	技術協力プロジェクト
	地方貿易研修・振興センター（RETPC）プロジェクト	2002-2006	技術協力プロジェクト
	輸出振興機関の機能強化プロジェクト	2007-2008	開発調査/開発計画調査型 技協開発調査
	輸出振興庁機能改善プロジェクト	2010-2015	技術協力プロジェクト
マレーシア	貿易開発公社（MATRADE）プロジェクト	1994-1999	技術協力プロジェクト
フィリピン	貿易研修センター建設計画	1987-1992	無償資金協力
	貿易研修センター	1987-1992	技術協力プロジェクト
タイ	貿易研修センター建設計画	1982-1983	無償資金協力
ラオス	貿易促進強化プロジェクト	2009-2012	技術協力プロジェクト
ミャンマー	貿易実務能力向上支援調査	2012-2013	開発調査/開発計画調査型 技協
バングラデシュ	輸出産業多角化のためのサブセクター成長支援計画調査	2006-2008	開発調査/開発計画調査型 技協
パキスタン	貿易政策アドバイザー	2009-2010 2012-2014	個別専門家
ドミニカ共和国	貿易投資促進人材育成センター強化プロジェクト	2008-2011	技術協力プロジェクト
エジプト	貿易研修センター計画（FTTC）プロジェクト	フェーズ1 2002-2004 フェーズ2 2005-2008 フェーズ3 2009-2011	技術協力プロジェクト 個別専門家
	輸出振興センター（EEPC）プロジェクト	2006-2010	技術協力プロジェクト

ケニア	中小輸出業者向け貿易研修プロジェクト	フェーズ1 2007-2010 フェーズ2 2010-2012	技術協力プロジェクト
-----	--------------------	--	------------

サブ目標 2-2-2 企業の経営・生産能力強化 ⇒中小企業振興課題別指針を参照

開発戦略目標3 投資促進のための体制整備

中間目標 3-1 投資政策・制度の改善

サブ目標 3-1-1 投資促進政策の策定・実施

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア	投資環境改善調査	2006-2007	開発調査/開発計画調査型 技協開発調査型技術プロジェクト
カンボジア	投資促進アドバイザー	2007-2009/2009	有償専門家
	投資環境改善アドバイザー	2009-2011	有償専門家
	投資環境改善アドバイザー	2011-2012	有償専門家
	投資環境改善アドバイザー	2013-2015	有償専門家
ベトナム	投資環境整備アドバイザー	2004-2010 2010-2014	個別専門家
	外国投資環境整備プロジェクト	2007-2010	技術協力プロジェクト
モンゴル	貿易投資政策アドバイザー	2007-2010	個別専門家
バングラデシュ	投資環境整備アドバイザー	2012-2014	個別専門家
パキスタン	投資環境整備アドバイザー	2010-2013	個別専門家
ザンビア	南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト	2006-2009	技術協力プロジェクト
	投資促進プロジェクト - トライアングル オブ ホープ -	2009-2012	技術協力プロジェクト

中間目標 3-2 投資促進機能の強化

サブ目標 3-2-1 投資促進能力・体制の強化

国名	案件名	協力期間	協カスキーム
インドネシア	投資促進政策	2004-2007	個別専門家

	投資促進政策アドバイザー	2007-2011	個別専門家
	投資促進政策アドバイザー	2011-2013	有償専門家
フィリピン	投資促進・輸出工業化	2005-2007	個別専門家
	アグリビジネス投資アドバイザー	2007-2009	個別専門家
	投資促進	2008-2009	個別専門家
	投資アドバイザー	2009-2011	個別専門家
	投資促進アドバイザー	2011-2013	個別専門家 (有償資金協力)
カンボジア	開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト 投資誘致窓口機能強化調査プロジェクト	2010-2013 2009-2010	有償資金付 帯プロジェクト 開発調査/開 発計画調査型 技協開発調 査
	開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト	2010-2013	有償資金付 帯プロジェクト
ラオス	投資促進アドバイザー	2007-2008	個別専門家
	投資促進アドバイザー	2009-2011	個別専門家
モンゴル	外国直接投資促進のためのキャパシティ・ディ ベロップメントプロジェクト	2010-2013	技術協カプ ロジェクト
	外国貿易投資環境整備	2010	技術協カプ ロジェクト
インド	インフラ開発・投資促進アドバイザー	2012-2014	個別専門家
パプアニュー ギニア	投資・貿易輸出促進アドバイザー	2009-2010	個別専門家
ドミニカ共和 国	貿易投資促進人材育成センター強化	2008-2011	技術協カプ ロジェクト
モザンビーク	投資促進アドバイザー	2012-2013	個別専門家 (有償資金 協力)
セネガル	日本企業への投資促進戦略策定アドバイザー	2011-2013	個別専門家
セルビア	投資促進	2007	個別専門家
マケドニア	投資促進能力向上プロジェクト	2008-2009	技術協カプ ロジェクト

付録 2. 貿易・投資促進分野における JICA の協力事例

開発戦略目標 1 ビジネス環境整備

中間目標 1-1 関連政策・制度整備

サブ目標 1-1-1 産業振興政策・マスタープラン (M/P) の策定

【協力事例 1】インドネシア国 包括的中小企業振興政策提言 (所謂、浦田レポート)

1999 年 11 月ワヒド大統領からわが国に対して中小企業政策に関するハイレベル・アドバイザーの派遣要請があり、早稲田大学の浦田秀次郎教授がクイック・キアン・ギー経済担当調整大臣の中小企業振興政策アドバイザーに就任した。浦田教授及び支援チームは政策提言を作成し、2000 年 7 月、クイック・キアン・ギー経済担当調整大臣に包括的な中小企業政策を提言すると共にワヒド大統領に報告を行なった。

本協力の背景：①経済危機の直後で経済の足腰の強化及び持続的な成長の実現による危機からの脱出が求められていたこと、②経済危機においては財閥・外資系の大企業が多大な打撃を被る一方、国内資源を活用した輸出志向型中小企業においてはルピア安を背景に成長したこと、③雇用の確保、外貨獲得、地方分権の推進等の観点から中小企業振興策の優先度が上昇したことがあげられる。

提言の内容：金融、非金融、行政制度整備の 3 つの分野から構成

- 1) 非金融面：個々の企業が直面する課題に対する施策 (中小企業トレーニングセンター設立、中小企業診断事業、循環指導プログラム、ワンストップサービス、デザイン振興等)、企業間リンケージに関する課題に対する施策 (裾野産業振興、ダイナミック・クラスター創出)、輸出振興のための支援 (マーケティング、輸出金融の改善、行政手続きの簡素化、地方中小企業支援)
- 2) 金融面：信用保証制度の整備、公的金融制度のリストラと中小企業専門金融機関の設立、マイクロファイナンスの改善、エクイティファイナンスの整備、中小企業の能力向上
- 3) 行政分野：中小企業施策間のコーディネーション強化、地方政府の行政能力の強化、施策のモニタリング・評価活動の強化

その後の事業展開：提言を踏まえ、開発調査 (中小企業政策支援推進・人材育成、中小企業クラスター機能強化等)、技プロ (鑄造技術分野裾野産業育成計画、貿易センター人材育成計画、地方貿易研修・振興センター、中小企業人材育成等)、長期専門家 (中小企業政策推進・人材育成、輸出銀行カイゼン、地場産業振興等) 多数の事業が展開した。

2007 年度に外務省が実施した「対インドネシア国別評価報告書」においては本協力を次のように評価している。

「浦田ミッションによる提言がインドネシアの中小企業振興に与えた直接的な効果を測定することは困難である。しかし、インドネシアの中小企業政策の改善あるいは効率化、ドナー間の中小企業支援における協調を通じて間接的な効果を与えたと考えることができる。浦田ミッションによる提言は、その内容がインドネシアの中小企業政策に取り入れられると共に、

他ドナーからも評価されている。浦田ミッションはインドネシアにおいて関連省庁との協議や現地視察に加えて、世界銀行、ADB、欧米援助機関、NGO 関係者との協議や関連セミナーを実施し、その過程を通じてインドネシアにおける中小企業政策に関するコンセンサス作りに貢献した。浦田ミッションの後、日本は CGI ワーキンググループのなかの中小企業育成ワーキンググループにおいて、リードドナーとしての役割を果たすこととなった。現在、わが国のインドネシアに対する中小企業向け援助は、浦田提言の枠組みに沿って実施されている。」

【協力事例 2】タイ国中小企業振興政策アドバイザー派遣（水谷プラン）

1. 背景等

タイでは、1990 年代に入り、輸出振興のさらなる進展と産業構造の強化を図るため、その主たるプレイヤーである中小企業、特に電気電子産業、自動車産業の裾野産業の振興に焦点を充てた産業振興を進めている。1998 年になり、タイ政府は「中小企業振興施策概要」を策定するなど中小企業振興の深化を図る中、JICA は、これらの取り組みを支援するため、同国からの要請の元、1999 年 1 月～6 月、タイ国大蔵省、及び、工業省の両大臣の顧問として政策アドバイザー（JICA 専門家）を派遣した。合わせて、JICA は、同専門家派遣と連携し、工業分野振興開発計画（裾野産業）調査 F/U を実施し、「水谷プラン」の強化を図った。

同支援の成果として、1999 年 7 月、中小企業政策全般、ならびに、中小企業金融関連政策の企画・立案等にかかる政策提言を行った。なお、上記 JICA 専門家として、元通商産業省生活産業局長経験者である水谷氏が派遣されたことから、同提言は「水谷プラン」と呼ばれている。

2. 提言内容

水谷プランによる提言の主な内容は、企業診断士制度の導入、金融システムの強化（専門的金融機関の設置等）、中小企業の技術・経営能力の向上支援、人材育成、中小企業の事業環境の整備など、制度的な枠組みの整備と具体的な支援策となっている。

3. 協力の成果・活用

タイ政府は、翌年の 2000 年になり、これらの提言（水谷プラン）をもとに、中小企業振興法の制定、中小企業振興マスタープランの策定（製造業分野にかかる中小企業振興のための指針）、2001 年には、中小企業庁（中小企業振興オフィス）の設立、また、2002 年には、中小企業向け公的金融機関（SME Development Bank）を設立したほか、信用保証会社の基金増強も実施するなど、同提言は、中小企業振興のための制度的枠組みの整備に重要な役割を果たした。

4. 提言実現に向けての支援

「水谷プラン」の実現にあたっては、日本政府は、JICA、JETRO、JBIC 等多くの日本側関連機関を通じ、金融分野（政策金融機関への資金協力、専門家派遣）、経営技術分野（中小企業診断士育成事業等）等に対する種々の支援を実施した。

5. 2008 年、経済産業省による「水谷プランのフォローアップ」として、特に金融支援に焦点を充てた「タイにおける中小企業の資金調達手段多様化に関する調査」が実施されている。同調査によれば、金融面については中小企業支援のための制度的な枠組みは整備されているが、

さらなる拡大の余地ありとしている。

※エチオピアにおける政策対話の事例については本文コラム（p. 39～40）参照

サブ目標 1-1-2 産業基盤制度の整備

【協力事例 3】インドネシア国 知的財産権保護強化プロジェクト

JICA は、1994 年以降、インドネシアの法務人権省知的財産権総局（以下、DGIPR）に対して、これまで、法制度整備、審査等に係る DGIPR 職員の能力向上及び事務処理の近代化、知財保護に関する普及・啓発の促進等を通じた工業所有権行政の改善のための支援を行ってきた。

2011 年から 4 年間の予定で実施される「知的財産権保護強化プロジェクト」の活動は 3 つの柱により成り立っている。一つ目は、裁判所、税関、警察等の知的財産権関連機関における知財侵害物品の水際や市場での取締り強化を目指すものである。取締りや市場取締りに係る実効性の高い法制度の構築・運用を行うために、関係機関の連携強化を推進している。また、裁判官や警察の知財に対する知識不足が原因で執行・取り締まりが十分に行われていないことから、各個別機関の能力強化も行っている。二つ目の柱は審査能力強化であり、出願がなされたものの審査未着手で手続が滞留してしまう「滞貨」の問題や、本来権利として不適切であり審査官によって拒絶されるべきものが誤って登録されてしまう「過誤登録」の問題を法制度の運用レベルで改善している。三つ目が大学の知財活用である。インドネシアでの知財の創出を考えた際に大学は重要な拠点の一つであり、大学での知財マネジメント、商業化へ繋げるための産官学連携の推進等を実施している。



【協力事例 4】インドネシア国 製造業要素技術・基幹産業開発（電気電子）

インドネシアは、同国の国家工業開発政策などで優先業種と位置付けられている電気・電子産業に対する協力を日本に対し求めてきた。これを受け JICA は、2010 年 6 月から 2012 年 3 月

まで、インドネシアの試験機関、認証機関の計6機関を対象に、「製造業要素技術・基幹産業開発（電気電子）」を実施した。

インドネシアでは、2008年のリーマンショックによる経済的ダメージは小さく、民間消費をけん引役として安定的な経済成長を遂げている。この経済成長を持続させるためには、裾野産業の育成をはじめとした製造業の発展が欠かせない。製造業が大きく成長するためには、インドネシア国内の需要に対応した製品の供給も重要であるが、外国への輸出を増大させることが非常に重要である。しかし、例えば、インドネシアの電気製品の製造企業が外国へ電気製品を輸出する場合、原則として各国において規格に基づいた試験・認証を受ける必要があるが、この試験・認証のためのコストが障壁となってしまい輸出が増加しにくいという問題がある。そこで本協力では、インドネシアの試験機関、認証機関が電気・電子製品をIECの認証制度（CBスキーム）に基づく国際規格に沿って試験・適合性評価できるよう協力を実施した。

その結果、インドネシアの電気・電子製品部門の試験機関BPMBEIと認証機関LSPPro PPMBが、安定器内蔵型蛍光灯（注1）と一次電池（注2）について、国際電気標準会議（IEC）の制度に基づく試験・認証機関として認められた。これによって、外国に安定器内蔵型蛍光灯及び一次電池を輸出するのにかかる時間と費用がこれまでより大幅に削減され、インドネシアの電子・電気産業の発展に貢献することが期待される。

また、国際レベルの試験・認証機能が備わったことで、外資系企業の進出を通じた電気・電子産業の発展が期待されるほか、電気・電子製品の安全性向上によってインドネシア国内の消費者の利益増進にもつながる。

（注1） 蛍光灯ランプを点灯させるため、ランプの放電を開始し、また放電の安定を維持する安定器が内蔵された蛍光灯

（注2） 充電できない、いわゆる使い捨ての乾電池



中間目標 1-2 インフラ整備

サブ目標 1-2-1 経済インフラの整備

サブ目標 1-2-2 経済特区・工業団地の整備

※カンボジア国シハヌークヴィルにおけるSEZ開発の事例については本文コラム(p. 53)参照。

開発戦略目標 2 貿易促進のための体制整備

中間目標 2-1 貿易阻害要因の削減

サブ目標 2-1-1 関税・非関税障壁の削減

【協力事例 5】日伊経済連携協定活用強化プロジェクト

日本とインドネシアの日伊経済連携協定（Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement: IJEPA）（2008年7月1日発効）は、物品・サービスの貿易自由化および円滑化に加えて、人的交流の円滑化、投資ルールや知的財産制度の整備など、経済活動の幅広い分野における相互の連携を強化することを目的としている。

協定の制度を活用することにより、両国間におけるさらなる貿易・経済の発展が期待され、かつ日伊間の貿易構造は相互補完的な関係にあることから、IJEPAの活用によるインドネシア経済にプラスの効果をもたらすことが期待される。同時に、IJEPAはインドネシアが初めて締結した二国間自由貿易協定であることから、これら効果の発現に向けて、その経済効果の理解促進及び制度の活用促進も必要とされる。

JICAは、原産地証明書（COO）を利用したIJEPA特恵関税制度のインドネシアにおける活用事例およびその経済的効果に関する調査、インドネシア国内企業による同制度の活用促進、および同制度の適切な運用のための人材育成を目的とした技術協力プロジェクトを実施している（2011年7月～2014年7月）。

同プロジェクトでは、①原産地証明書を利用したIJEPA特恵関税制度のインドネシアにおける活用事例およびその経済的効果に関する調査・分析、②インドネシア国内企業による同制度の活用促進、③同制度の適切な運用のための政府関係機関向け人材育成を柱としてさまざまな活動を行っている。例えば、地方公共団体の職員とともに、IJEPA-COOを利用している企業を訪問し、利用状況を調べ、課題・問題点に対し、解決のための情報提供を行っており、これらの情報は、他の地方におけるセミナーなどでも広く共有・活用される。

また、日本の税関職員を短期専門家として派遣し、インドネシアのIJEPA-COO発給業務担当の地方政府職員等に対し、過去に生じた具体的な問題を例示し、注意点を示して改善を促すなどの現地セミナーも実施しており、これらを通して両国企業が問題なく同制度を利用できるよう人材育成を行っている。

【協力事例 6】APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム

日本政府のイニシアティブにより提案され、2000年11月APEC閣僚会合において承認された「戦略的APECプラン」に基づく、JICAにとっては初めてのWTOに関する大規模な協力である。APEC域内4カ国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）を対象とし、WTO協定に規定された義務・権利の履行能力の向上を目指すことを目的として実施された。具体的にはWTO主管官庁におけるWTO関連情報共有システムの構築による組織体制の整備、主要協定に関するセミナーやワークショップの開催による知識移転、今後のキャパシティ・ビルディングのための提言策定を行った。

WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラムの概要

目標：WTO 協定履行能力及び多国間自由貿易における参加能力を強化するため、以下の活動を行う。

- (1) WTO 関連政策立案者・実務者が WTO 協定の履行に必要な知識を強化するための助言、技術移転活動
- (2) 政府内関係機関に対する WTO 協定履行能力強化のための政策提言

サブ目標 2-1-2 貿易手続円滑化

【協力事例 7】 東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクトフェーズ 2

近年のサブサハラ諸国では、域内の貿易の促進、それに関連した沿岸国から内陸国への流通経路の発展が見られている。東アフリカ共同体 (EAC) の 5 ヶ国 (ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ) においても、関税同盟、共同市場が成立し、ヒト、モノ、カネの移動の活発化を通じた経済発展が期待されているが、このような域内貿易の促進のためには、地域の広域経済回廊の整備・拡充、国境手続の円滑化などが必要である。

JICA は、2007 年から 2009 年にかけて東アフリカ地域税関能力向上プロジェクトフェーズ 1 を実施し、東アフリカ地域において迅速かつ効率的な通関手続が行われるべく、ケニア、タンザニア、ウガンダの各歳入庁をカウンターパートとして、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP) 運用に対する支援と、税関職員の能力強化を行ってきた。2009 年から開始されたフェーズ 2 では、対象国をルワンダとブルンジにも拡大し、さらに税関職員に加えて通関業者の能力強化に取り組んでいる。

また、フェーズ 2 では、税関職員にとって中核手続となる 3 分野 (関税評価、HS 分類、情報分析) において講師を養成し、持続発展的に税関職員と通関業者の能力向上に取り組む体制整備を図るほか、ケニア・タンザニア国境ナマンガにおける OSBP の導入にむけた手続・運営管理整備支援や、密輸対策のための国境監視能力の強化にも取り組んでいる。

なお、ナマンガにおいては、アフリカ開発銀行との協調融資による円借款事業「アルーシャーナマンガ-アティ川間道路改良計画」にて、国境における OSBP 施設建設が並行して行われており、OSBP 整備のためのハード・ソフト両面の支援が行われている。

中間目標 2-2 企業の国際競争力強化

サブ目標 2-2-1 海外市場へのアクセス向上

※ インドネシアにおける JICA の包括的な貿易促進の取り組みについては本文コラム (p. 60～61) 参照。

サブ目標 2-2-2 企業の経営・生産能力強化

※ 日本センター事業によるビジネス研修活動については本文コラム（p.62～63）参照。

開発戦略目標 3 投資促進のための体制整備

中間目標 3-1 投資促進政策・制度の整備

サブ目標 3-1-1 投資促進政策の策定・実施

サブ目標 3-1-2 投資手続きの簡素化

【協力事例 8】 フィリピン投資促進アドバイザー

フィリピンへの投資促進と投資促進のアクションプランの策定を目的として、フィリピン貿易産業省投資委員会に専門家を派遣。

フィリピンでは、有力政治家が、地元経済振興の為に経済特区を地元次々と設立するための議員立法を行うなどし、複数の投資誘致機関が、独自の活動を行なって来た。また、全体を調整する機関が不在であったため、国全体を戦略的に売り出すことができなかった。

本専門家が11の投資誘致機関（現在では13機関）が一堂に会する場の設定を促進し、『フィリピン全体を海外投資家に売り込む』という観点から議論を重ね、包括的な「フィリピン投資促進戦略（Philippine Investment Promotion Plan: PIPP）」の策定を支援した。

PIPPは、国内の13の投資誘致機関の投資案件承認ベースで、2014年に2009年比で2倍以上の金額を達成することを目標に掲げ、日本からの海外直接投資呼び込みについては、2014年までに2008年比で1.5倍の誘致を目指している。また、優先セクターの設定とターゲットとなり得る各国の有望な業界団体や企業も含むかなり具体的な計画となっている。同戦略で優先セクターに指定されたのは、アグリビジネス、ITサービス、電子産業・半導体、エネルギー（新エネルギー含む）、物流、鉱業、造船、観光の8セクター。また、日本からの投資向けに、自動車部品（サスペンション、ヘッドライト）、新世代乗用車向け電池、中規模の造船、鉄鋼業、鉱業の5分野が挙げられた。

参考：「フィリピンの魅力を投資家へアピール - 「フィリピン投資促進戦略」策定支援- http://www.jica.go.jp/topics/2010/20100629_02.html

中間目標 3-2 投資促進機能の強化

※ ザンビアにおける投資促進支援については本文コラム（p. 77～79）参照。

付録 3. 執務参考用資料

国際協力機構 (JICA) : <http://www.jica.go.jp/>

JICA (2003) 途上国への制度整備協力の方向性 (貿易・投資・競争関連制度) (Available at: <http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1101.nsf/VW0101X02W/DD006572B035B09D49256EA700195C32?OpenDocument&sv=VW0101X15W>)

JICA (2005) 外部機関による評価 特定テーマ評価「経済連携」 - 貿易分野における社会的能力の形成とその支援のあり方 -

(Available at: http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/theme.html)

JICA (2012) 産業開発支援における民間企業との連携事例調査

Homma, T. (2012) Export Promotion in Developing Countries – JICA’s Experience -, 1st High Level Forum Industrial Policy Dialogue (Phase II) in Ethiopia, Addis Ababa, January 11 (Available at: http://www.grips.ac.jp/forum/af-growth/support_ethiopia/document/2012.01_ET/Mr.Homma.pdf)

Homma, T. (2013) Investment Promotion -Practical implications from JICA's experience in Zambia and others - , 3rd High Level Forum Industrial Policy Dialogue (Phase II) in Ethiopia, Addis Ababa, January 16 (Available at: http://www.grips.ac.jp/forum/af-growth/support_ethiopia/document/2013.01_ET/HLF3/Mr.Homma_fin_al.pdf)

【国内関係機関】

外務省 (ODA 政策ホームページ) : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

経済産業省 (対外経済政策) : http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/index.html

経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA) : http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

投資協定 : http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment.html

国際協力銀行 (JBIC) : <http://www.jbic.go.jp/ja/>

投資環境資料 : <https://www.jbic.go.jp/ja/investment/report/index.html>

JBIC (2012) わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 (2012 年度海外直接投資アンケート調査結果 (第 24 回)、2012 年 12 月公開、

(Available at: <http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2012/1207-02/>)

日本貿易保険 (NEXI) : <http://www.nexi.go.jp/>

日本貿易振興会 (JETRO) : <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

JETRO (2013) 在アフリカ進出日系企業実態調査 (2012 年調査)、2013 年 1 月公開、(Available at: <http://www.jetro.go.jp/world/africa/reports/07001208>)

JETRO (2012) 在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 (2012 年度調査)、2012 年 12 月公

開 (Available at: <http://www.jetro.go.jp/news/releases/20121218029-news>)

海外産業人材育成協会 (HIDA) : <http://www.hidajapan.or.jp/>

【国際機関】

世界銀行グループ (World Bank Group) : <http://www.worldbank.org/>

国際金融公社 (IFC) :

http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/home

多国間投資保証機関 (MIGA) : <http://www.miga.org/>

Doing Business: <http://www.doingbusiness.org/>

Enterprise surveys: <http://www.enterprisesurveys.org/>

Business Environment Snapshots: <http://rru.worldbank.org/besnapshots/>

Investment Across Borders: <http://iab.worldbank.org/>

Investment Climate : <https://www.wbginvestmentclimate.org/index.cfm>

Global Investment Promotion Benchmarking:

<https://www.wbginvestmentclimate.org/uploads/GIPB2009.SummaryReport.pdf>

Investment Generation Toolkit:

<https://www.wbginvestmentclimate.org/toolkits/investment-generation-toolkit/>

FIAS (2008) Special Economic Zones – Performance, Lessons Learned, and Implications for Zone Development (Available at:

<https://www.wbginvestmentclimate.org/uploads/SEZs%20-%20Performance,%20Lessons%20Learned%20and%20Implications%20for%20Zone%20Development.pdf>)

World Bank (2002) Private Sector Development Strategy – Directions for the World Bank Group (Available at: <http://rru.worldbank.org/Documents/PapersLinks/699.pdf>)

アジア開発銀行 (ADB) : <http://www.adb.org/>

Industry and Trade: <http://www.adb.org/sectors/industry-and-trade/main>

アフリカ開発銀行 (AfDB) : <http://www.afdb.org/en/>

Enhanced Private Sector Assistance for Africa (EPSA):

<http://www.afdb.org/en/topics-and-sectors/initiatives-partnerships/enhanced-private-sector-assistance-for-africa-epsa-initiative/>

アフリカに関わる日本企業リスト (2013年5月) :

http://www.afdb-org.jp/file/japan/List_of_Japanese_Enterprises_jpn.pdf

欧州復興開発銀行 (EBRD) : <http://www.ebrd.com/pages/homepage.shtml>

Transition Report: <http://www.ebrd.com/pages/research/publications/flagships/transition.shtml>

Business Environment and Enterprise Performance Survey (BEEPS):

<http://www.ebrd.com/pages/research/economics/data/beeps.shtml>

米州開発銀行（IDB）：<http://www.iadb.org/en/inter-american-development-bank,2837.html>

国際貿易開発会議（UNCTAD）：<http://unctad.org/en/Pages/Home.aspx>

World Investment Report:

http://unctad.org/en/Pages/DIAE/World%20Investment%20Report/WIR2012_WebFlyer.aspx

国際連合工業開発機関（UNIDO）：<http://www.unido.org/>

世界貿易機関（WTO）：<http://www.wto.org/>

世界税関機構（WCO）：<http://www.wcoomd.org/>

経済協力開発機構（OECD）：<http://www.oecd.org/>

The Policy Framework for Investment（PFI）：<http://www.oecd.org/investment/pfi.htm>

日本アセアンセンター：<http://www.asean.or.jp/ja/>

【主要ドナー】

企業開発のためのドナー委員会（DCED）：<http://www.enterprise-development.org/>

DCED (2008) Supporting Business Environment Reforms – Practical Guidance for Development Agencies (Available at: <http://rru.worldbank.org/documents/DonorGuidance.pdf>)

英国国際開発省（DFID）：

<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-international-development>

ドイツ連邦経済協力開発省（BMZ）：<http://www.bmz.de/en/index.html>

ドイツ国際協力公社（GIZ）：<http://www.giz.de/en/>

デンマーク国際開発庁（DANIDA）：<http://um.dk/en/danida-en/>

米国国際開発庁（USAID）：<http://www.usaid.gov/>